

かいほう

No.
51

- ・平成10年度構造改善事業の実施状況及び平成11年度構造改善計画について
- ・建設機械賃貸業の経営指標について
- ・全建リース動産総合保険について



社団法人 全国建設機械器具リース業協会

CONTENTS

巻頭言

適正化を図るために手持ち機械の見直しを!

社団法人全国建設機械器具リース業協会会長 三瓶徳司

2

「就任ご挨拶」

建設省建設経済局建設機械課長 田中康順

3

構造改善計画

平成十年度構造改善事業の実施状況及び
平成十一年度構造改善計画について

5

経営指票

平成十年度(平成十一年三月作成)
建設機械器具賃貸業の経営指票

34

共済制度

全建リース総合賠償制度について

39

総合保険

全建リース動産総合保険について

40

厚生年金

全●建設機械器具リース業厚生年金●金について

41

関係法令

共●正業体の適正な運営について

44

中小企業信用保険法第2条第3項第5号に係る特定業種の指定について

47

コンピュータ西暦2000年問題に関する対応の推進について

49

環境対策型建設機械の普及促進のための融資制度の創設について

52

お知らせ

建設機械の排ガス対策

55

平成十年度社外機械使用実態調査結果について

56

「CONNECT'99」開催のご案内

62

沖縄支部 DREAM COMESTRUE

63

委員会活動報告

64

支部に関する規定

74

協会支部名簿

77

建設機械等レンタル(賃貸借)基本契約書

81



●表紙 小田急サザンタワー
JR東日本支社ビル
新宿マインズタワー



「適正化を図るために 手持ち機械の見直しを！」

社団法人全国建設機械器具リース業協会

会長 三瓶 徳 司

建設業界での市場が非常に厳しい環境にあり、レンタル業界も今が正念場で、生き残りをかけた商戦となっております。昨今、建設機械メーカーがレンタル業に直接参入され、商取引の矛盾を露出されておるのが現状であり、更には競争による原価無視や、休止日の料金不請求の受諾などにより、市場は泥沼化しております。

このような過当な競争で、レンタル業の存続は大変に厳しく、自助努力は当然であります。協会としては会員各位に対し正しい情報の伝達をすべく、マスメディアを通じ、本部の事業活動を公表しており、おかげで会員各位の協調性も増しております。

特に流通委員会においては、数多くの問題を解決すべく、荒井委員長を始め各委員の方々の活動により明るいきざしが見えてきております。たとえば、地元業者と広域業者との利害がようやく一致し、市場取引についての問題点を検討、討議をするまでに至ったところであります。

また、当協会では、平成10年より第三次構造改善事業に取り組んでおりますが、テーマである「優れた経営と技術により信頼される業界」に向けて、私共の体質をいかに強化する

かでありませんが、現状を振り返って見ますと、建設業界においては、工事量の増大は望む環境にはありません。したがって、レンタル業者は今こそリストラを実施し、サービスが出来る業界にするために需給の適正化を図り、信頼される機械器具を供給する企業になるための努力が求められていると思います。

私もそうですが、自分の仕事にプライドをお持ちのことと思いますが、システムにも問題があります。適正化を図るには、手持ち機械の見直しが第一要件と思われれます。

当協会では、建設省の協力を得、建設機械器具のリース・レンタルネットワーク構築検討委員会を設置し、平成10年度末に、適正化を図るためのネットワークシステムの基本設計がまとめられたところであり、情報化社会に的確に対応するため、本年度は試行を図ることになっております。

この他、流通委員会活動も活性化されますが、会員が一丸となり協調性を持って、目標達成のため「建設産業界を取り巻く諸問題」を克服し、建設機械器具賃貸業界が期待される業界に成長できる活動を行っていきたくと考えております。各位の御指導、御協力をお願い申し上げます。



「就任挨拶」

建設省建設経済局建設機械課長

田中 康 順

全国建設機械器具リース業協会及び会員の皆様方におかれましては、平素より建設行政に対しまして格別の御理解、御協力を賜り、心よりお礼申し上げます。

本年4月1日付けで建設機械課長に就任致しましたので、御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。さて、本年度は、我が国経済の再生の道筋の中で、はつきりとプラス成長へ転換する年として位置づけられており、1日も早く経済を回復軌道に乗せるために、公共事業の果たすべき役割に大きな期待が寄せられております。

このため、建設省といたしましては、今年度予算において、26兆2千9百億円の一一般公共事業費を確保するとともに、上半期の契約額が前年度実績と比較して10パーセントを上回る伸びとなることを目指して、積極的に取り組んでいるところであります。

これらの建設事業の執行にあたって、建設機械が重要な役割を果たしていることは言うまでもないことであります。この建設機械施工におけるリース・レンタル業界の果たす役割の重要性に鑑みまして、引き続き自助努力され、「活力ある業界」づくりに邁進されることを期待いたしております。

建設機械課におきましては、現在、官民連携による建設生産改善のための各種の施策として、情報化施工の推進、建設機械施工における異分野技術の導入促進等に取り組んでおりますが、その一環として、建設機械の有効活用による建設コスト縮減の推進を掲げております。この建設コスト縮減策の一つとして、建設機械リースレンタル市場の情報ネットワークの構築を取り上げているところであります。

貴協会におかれましては、平成9年度から中小企業近

平成10年度構造改善事業の実施状況及び 平成11年度構造改善計画について

既にご承知のとおり当業界の第3次構造改善計画は、平成10年7月29日をもって建設大臣の承認を受け、実施期間は平成15年3月31日までの5年間であります。

今回、平成10年度の実施状況及び平成11年度計画が次に掲載いたしますとおり承認されましたので、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

1. 平成10年度において実施した事業の内容

(1) 新商品又は新技術の開発に関する事業の内容 (単位：万円)

項目	事業の内容	計 画 の 概 要				実 施 の 概 要			
		ブロック	支部	参加者数	所要資金	ブロック	支部	参加者数	所要資金
新技術の開発に関する事業	新機種・新工法の研究・開発	建設機械器具の新機種、開発、改良のための技術委員会を開催し、研究を行う。				建設機械器具の新機種、開発、改良のための技術委員会を開催し、研究を行った。			
		ブロック 支部 参加者数 所要資金				ブロック 支部 参加者数 所要資金			
		北海道	1	160	300	北海道	1	150	170
		東北	3	52	24	東北	3	48	41
		関東甲信越	2	90	12	関東甲信越	3	122	37
		中部	3	95	25	中部	2	65	5
	近畿	—	—	—	近畿	1	30	20	
	中国・四国	—	—	—	中国・四国	—	—	—	
	九州・沖縄	1	60	30	九州・沖縄	—	—	—	
	本 計	—	7	30	本 計	—	7	30	
	計	10	464	421	計	10	422	303	
	新機種・新工法の研究・改良	協会等が作成する整備水準向上のためのマニュアルを活用し、講習会を行う。				協会等が作成する整備水準向上のためのマニュアルを活用し、講習会を行った。			
ブロック 支部 参加者数 所要資金				ブロック 支部 参加者数 所要資金					
北海道		1	160	180	北海道	1	100	180	
東北		6	141	67	東北	6	148	62	
関東甲信越		6	194	33	関東甲信越	6	196	36	
中部		5	137	36	中部	5	145	59	
近畿	4	130	25	近畿	4	128	20		
中国・四国	2	111	140	中国・四国	1	85	106		
九州・沖縄	1	8	—	九州・沖縄	1	121	21		
計	25	881	481	計	24	923	484		
新機種・新工法についての研修、見学会を開催する。	ブロック 支部 参加者数 所要資金				ブロック 支部 参加者数 所要資金				
	北海道	1	160	160	北海道	1	150	230	
	東北	6	140	327	東北	5	142	257	
	関東甲信越	4	101	135	関東甲信越	5	115	135	
	中部	1	24	30	中部	2	73	20	
	近畿	3	55	185	近畿	3	63	135	
中国・四国	2	60	215	中国・四国	—	—	—		
九州・沖縄	1	20	100	九州・沖縄	1	42	136		
計	18	560	1,152	計	17	585	913		

(注1) 北海道ブロック：北海道
東北ブロック：青森・秋田・岩手・宮城・山形・福島
関東甲信越ブロック：栃木・群馬・東京・神奈川・新潟・長野
中部ブロック：静岡・中部・富山・石川・福井
近畿ブロック：和歌山・滋賀・京都・大阪・兵庫
中国・四国ブロック：中国・四国
九州・沖縄ブロック：九州・沖縄

(注2) 計画では関東甲信越ブロックに「茨城」があり、近畿ブロックでは「京都」がない。

代化促進法に基づく第3次構造改善計画として、建設機械のリース・レンタルネットワーク構築に関する検討を、委員会を設置して取り組まれてこられたところですが、平成10年度末に、ネットワークシステムの基本設計もまとめられ、本年度より具体的に試行が行われると伺っております。このことにより建設機械の稼働率の一層の向上が図られ、貴業界の発展に大きく寄与することを期待するところであります。

おわりに、貴協会及び会員の皆様方におかれましては、建設事業の円滑な執行にご尽力を賜りますようお願い申し上げます。願いますとともに、今後の益々のご発展とご活躍を祈念いたしまして、私の就任の挨拶とさせていただきます。



項目	事業の内容	計 画 の 概 要				実 施 の 概 要			
		ブロック	支部	参加者数	所要資金	ブロック	支部	合格者数	所要資金
技術・技能向上に関する事業	教 育 訓 練	可搬形発電機整備技術者の育成を行う。				可搬形発電機整備技術者の試験を実施した。			
		北海道	1	55	—	北海道	1	21	—
		東北	6	58	—	東北	6	45	—
		関東甲信越	7	114	—	関東甲信越	6	84	—
		中部	5	76	—	中部	5	94	—
		近畿	4	54	—	近畿	5	47	—
		中国・四国	2	54	—	中国・四国	2	43	—
		九州・沖縄	2	54	—	九州・沖縄	2	49	—
		本 部	—	—	1,492	本 部	—	—	1,492
		計	27	465	1,492	計	27	383	1,492
	充 実	建設機械器具整備技能士の教育訓練の情報提供を行う。				建設機械器具整備技能士の教育訓練の情報提供を行った。			
		北海道	1	220	970	北海道	1	290	950
		東北	3	77	71	東北	2	136	100
		関東甲信越	4	93	107	関東甲信越	3	142	156
		中部	1	31	3	中部	1	84	2
近畿		2	49	3	近畿	3	216	28	
中国・四国	1	90	30	中国・四国	1	20	10		
九州・沖縄	1	130	1	九州・沖縄	1	121	2		
計	13	690	1,185	計	12	1,009	1,248		
合 計	運転資金	11,302万円		運転資金	11,011万円				

(単位：万円)

項目	事業の内容	計 画 の 概 要				実 績 の 概 要			
		ブロック	支部	参加者数	所要資金	ブロック	支部	参加者数	所要資金
技術・技能向上に関する事業	教 育 訓 練	建設機械器具賃貸業に関する講習会を開催する。				建設機械器具賃貸業に関する講習会を開催した。			
		北海道	1	70	—	北海道	1	53	—
		東北	6	48	—	東北	6	39	—
		関東甲信越	7	78	—	関東甲信越	6	61	—
		中部	5	78	—	中部	5	53	—
		近畿	4	55	—	近畿	5	39	—
		中国・四国	2	60	—	中国・四国	2	35	—
		九州・沖縄	2	40	—	九州・沖縄	2	34	—
		本 部	—	—	1,283	本 部	—	—	1,283
		計	27	429	1,283	計	27	314	1,283
	充 実	建設機械器具賃貸業管理技士の育成を行う。				建設機械器具賃貸業管理技士の試験を実施した。			
		北海道	1	40	—	北海道	1	20	—
		東北	6	44	—	東北	6	25	—
		関東甲信越	7	48	—	関東甲信越	6	38	—
		中部	5	45	—	中部	5	45	—
近畿		4	39	—	近畿	5	28	—	
中国・四国	2	36	—	中国・四国	2	30	—		
九州・沖縄	2	24	—	九州・沖縄	2	18	—		
本 部	—	—	1,806	本 部	—	—	1,806		
計	27	276	1,806	計	27	204	1,806		
充 実	可搬形発電機整備技術者講習会を開催する。				可搬形発電機整備技術者講習会を開催した。				
	北海道	1	60	—	北海道	1	21	—	
	東北	6	62	—	東北	6	45	—	
	関東甲信越	7	126	—	関東甲信越	6	84	—	
	中部	5	86	—	中部	5	94	—	
	近畿	4	60	—	近畿	5	47	—	
	中国・四国	2	60	—	中国・四国	2	43	—	
	九州・沖縄	2	60	—	九州・沖縄	2	50	—	
	本 部	—	—	3,482	本 部	—	—	3,482	
	計	27	514	3,482	計	27	384	3,482	

(2) 生産又は経営の規模又は方式の適正化に関する事業の内容

① 事業の集約化に関する事項

グループの名称	代表者の氏名	グループの結成時期	計 画								所要資金 (万円)	参加 企業数 (社)	実 績						所要資金 (万円)	参加 企業数 (社)
			主要事業の内容(万円)										主要事業の内容(万円)							
			機械器具 相互利用 幹旋料	共同購買	共同受注	共同保有 共同利用	共同金融	共同PR	機械器具 相互利用 幹旋料	共同購買			共同受注	共同保有 共同利用	共同金融	共同PR				
協同組合 建機レンタルリース八日会 (神奈川県)	小林賢治	昭和59年	400	13,000	—	650	—	120	14,170	10	400	13,000	—	650	—	120	14,170	9		
富山県建設機械 リース業協同組合	高野義雄	昭和63年	—	100	—	—	—	—	100	25	—	110	—	—	—	—	110	25		
福井県建設機械 リース業協同組合	福島敏栄	昭和59年	50	1,200	—	—	—	—	1,250	16	—	300	—	—	—	20	320	16		
大阪建設機械 リース業協同組合	廣津迪伸	昭和32年	—	600	—	—	—	—	600	138	—	—	—	—	—	—	0	137		
兵庫県建設機械 リース業協同組合	下村 昇	昭和49年	—	400	—	—	—	—	400	47	—	350	—	—	15,000	—	15,350	47		
和歌山県建設機械器具 リース業協同組合	川本政司	平成2年	1,000	—	—	—	—	10	1,010	29	—	500	—	—	—	26	526	28		
合 計			1,450	15,300	—	650	—	130	17,530	265	400	14,260	—	650	15,000	166	30,476	262		

② 転廃業に関する事項

該当なし

③ 新たに設置すべき設備及び必要な場合には廃業又は譲渡すべき設備の概要

機 械 名	計 画				設備の新設に必要な資金の額 (百万円)
	構造改善着手前 (台)	構造改善計画期間中の増減 新 設 (台)	廃業又は譲渡 (台)	平成10年度 終了時 (台)	
1. ブルドーザー・スクレーバ	5,868	428	327	5,969	2,290
2. 掘削機	60,092	5,729	3,767	62,054	31,011
3. 積込機	6,842	685	410	7,117	2,619
4. 運搬機械	31,385	3,182	1,861	32,706	9,103
5. クレーン等	5,896	270	173	5,993	1,662
6. 基礎工事用機械	32,993	3,136	2,590	33,539	2,510
7. 基礎路面用機械	827	74	36	865	785
8. 締固め機械	52,229	5,014	3,681	53,562	5,115
9. コンクリート機械・舗装機械	29,946	2,048	1,594	30,400	2,356
10. 空気圧縮機・送風機	30,369	2,000	1,556	30,813	1,629
11. ポンプ	123,404	8,619	6,719	125,304	789
12. 電気機器	62,719	4,421	3,378	63,762	3,066
13. 揚重機	25,867	1,263	649	26,481	287
14. コンベア	10,936	680	685	10,931	92
15. 高所作業機	11,106	580	225	11,461	2,747
16. 洗浄・乾燥機	35,412	2,190	1,783	35,819	411
17. 仮設資材	—	—	—	—	2,651
小 計	525,891	40,319	29,434	536,776	69,123
門型・天井クレーン	1,610	54	3	1,661	216
コンプレッサ・送風機	1,580	46	10	1,616	22
発電機・変電器	533	15	3	545	12
ウェルダ類	944	31	13	962	18
洗車・浄化装置	1,023	33	9	1,047	95
塗装設備・乾燥機	359	3	0	362	26
工作機械・測定具	2,816	51	25	2,842	27
各種試験機	749	9	4	754	5
その他設備・装置等	0	0	0	0	0
小 計	9,614	242	67	9,789	421
中 計	535,505	40,561	29,501	546,565	69,544
建 物	—	—	—	—	3,362
土 地	—	—	—	—	2,874
合 計	535,505	40,561	29,501	546,565	75,780

※構造改善着手前台数は平成10年3月の見込台数

機 械 名	実 績				設備の新設に必要な資金の額 (百万円)
	構造改善着手前 (台)	構造改善計画期間中の増減 新 設 (台)	廃業又は譲渡 (台)	平成10年度 終了時 (台)	
1. ブルドーザー・スクレーバ	6,103	311	410	6,004	1,688
2. 掘削機	71,423	5,885	5,501	71,807	33,256
3. 積込機	8,097	590	648	8,039	2,329
4. 運搬機械	40,999	3,165	2,521	41,643	9,733
5. クレーン等	8,567	292	290	8,569	1,424
6. 基礎工事用機械	48,736	2,677	2,294	49,119	1,461
7. 基礎路面用機械	958	54	54	958	550
8. 締固め機械	71,409	5,930	5,068	72,271	6,697
9. コンクリート機械・舗装機械	47,671	2,272	1,912	48,031	1,732
10. 空気圧縮機・送風機	41,434	2,300	1,690	42,044	1,952
11. ポンプ	220,670	11,517	8,845	223,342	930
12. 電気機器	78,447	4,902	4,347	79,002	3,502
13. 揚重機	29,330	1,111	851	29,590	352
14. コンベア	13,299	1,071	1,135	13,235	155
15. 高所作業機	19,929	1,067	295	20,701	3,051
16. 洗浄・乾燥機	50,067	2,178	1,876	50,369	443
17. 仮設資材	—	—	—	—	3,292
小 計	757,139	45,322	37,737	764,724	72,547
門型・天井クレーン	1,815	68	5	1,878	257
コンプレッサ・送風機	1,445	51	6	1,490	27
発電機・変電器	585	13	4	594	15
ウェルダ類	949	28	3	974	13
洗車・浄化装置	1,333	53	19	1,367	83
塗装設備・乾燥機	375	10	1	384	6
工作機械・測定具	2,289	88	38	2,339	17
各種試験機	821	29	5	845	10
その他設備・装置等	120	89	5	204	115
小 計	9,732	429	86	10,075	543
中 計	766,871	45,751	37,823	774,799	73,090
建 物	—	—	—	—	4,468
土 地	—	—	—	—	4,406
合 計	766,871	45,751	37,823	774,799	81,964

※構造改善着手前台数は平成10年3月の実績台数

(単位：万円)

事業の内容	計画の概要				実績の概要			
	ブロック	支部	参加者数	所要資金	ブロック	支部	参加者数	所要資金
公的助成制度の周知徹底	公的助成制度の説明会を開催する。				公的助成制度の説明会を開催した。			
	北海道	1	180	40	北海道	1	60	60
	東北	4	108	37	東北	4	146	55
	関東甲信越	3	112	38	関東甲信越	4	182	72
	中部	2	81	15	中部	3	131	65
	近畿	—	—	—	近畿	1	26	3
	中国・四国	1	90	30	中国・四国	—	—	—
	九州・沖縄	2	138	71	九州・沖縄	2	134	12
	計	13	709	231	計	15	679	267
経営比率の提供	各種経営指標を収集し、会報等を通じ情報を提供する。				各種経営指標を収集し、会報等を通じ情報を提供した。			
	北海道	1	88	40	北海道	1	88	60
	東北	6	175	21	東北	6	175	3
	関東甲信越	7	377	37	関東甲信越	6	377	30
	中部	5	183	13	中部	5	183	2
	近畿	4	236	3	近畿	5	236	—
	中国・四国	2	119	10	中国・四国	2	119	—
	九州・沖縄	2	134	—	九州・沖縄	2	134	—
	本部	—	—	200	本部	—	—	200
	計	27	1,312	324	計	27	1,312	295
情報ネットワークの構築	情報ネットワークを活用した貸貸機器の効率的運用等を進める。				情報ネットワークを活用した貸貸機器の効率的運用等の研究会を行った。			
	北海道	1	80	30	北海道	1	60	160
	東北	6	127	39	東北	6	139	70
	関東甲信越	7	147	4	関東甲信越	6	117	48
	中部	5	110	30	中部	5	114	35
	近畿	4	72	20	近畿	5	15	30
	中国・四国	2	50	1	中国・四国	2	8	15
	九州・沖縄	2	68	3	九州・沖縄	2	80	16
	本部	—	—	200	本部	—	—	200
	計	27	654	327	計	27	533	574

④ 経営戦略化に関する事業の内容

(単位：万円)

事業の内容	計画の概要				実績の概要			
	ブロック	支部	参加者数	所要資金	ブロック	支部	参加者数	所要資金
経営者・管理者の研修	経営者・管理者の研修会を開催する。				経営者・管理者の研修会を開催した。			
	北海道	1	240	380	北海道	1	130	280
	東北	5	100	72	東北	5	153	171
	関東甲信越	4	136	40	関東甲信越	4	165	15
	中部	4	125	80	中部	4	152	143
	近畿	4	91	66	近畿	3	191	168
	中国・四国	1	50	60	中国・四国	1	56	80
	九州・沖縄	1	130	50	九州・沖縄	1	121	107
	計	20	872	748	計	19	968	964
	業界のイメージアップ	本部及び各支部において、PRパンフレット等によりイメージアップの為の広報活動を行う。				本部及び各支部において、PRパンフレット等によりイメージアップの為の広報活動を行った。		
北海道		1	—	280	北海道	1	—	360
東北		6	—	124	東北	6	—	45
関東甲信越		6	—	170	関東甲信越	6	—	271
中部		2	—	62	中部	2	—	65
近畿		4	—	47	近畿	4	—	6
中国・四国		2	—	150	中国・四国	2	—	100
九州・沖縄		2	—	202	九州・沖縄	2	—	202
本部		—	—	60	本部	—	—	60
計		23	—	1,095	計	23	—	1,109
経営計画の作成	経営計画の作成マニュアル等の普及を図るための講習会を行う。				経営計画の作成マニュアル等の普及を図るための講習会を行った。			
	北海道	1	60	60	北海道	1	100	90
	東北	3	69	29	東北	3	69	29
	関東甲信越	3	112	31	関東甲信越	3	110	35
	中部	2	71	18	中部	2	72	18
	近畿	1	47	—	近畿	1	50	25
	中国・四国	1	90	130	中国・四国	—	—	—
	九州・沖縄	1	8	6	九州・沖縄	1	12	7
	計	12	457	274	計	11	413	204

(3) 取引関係の改善その他の構造改善に関する事業の内容

(単位：万円)

事業の内容	計画の概要				実績の概要			
原価管理の徹底	原価管理の徹底を図る。				原価管理の徹底を図るための講習会を行った。			
	ブロック	支部	参加者数	所要資金	ブロック	支部	参加者数	所要資金
	北海道	1	120	50	北海道	1	100	90
	東北	5	100	92	東北	5	99	115
	関東甲信越	7	217	61	関東甲信越	6	364	51
	中部	5	139	41	中部	5	128	6
	近畿	4	177	25	近畿	4	177	20
	中国・四国	2	81	101	中国・四国	2	81	90
	九州・沖縄	2	138	105	九州・沖縄	2	138	10
	計	26	972	475	計	25	1,087	382
文書による契約の推進	「建設機械等レンタル標準契約書」及び「建設機械等レンタル簡易契約書」の普及を図る。				「建設機械等レンタル標準契約書」及び「建設機械等レンタル簡易契約書」の説明会を実施した。			
	ブロック	支部	参加者数	所要資金	ブロック	支部	参加者数	所要資金
	北海道	1	180	40	北海道	1	60	60
	東北	3	69	28	東北	3	114	34
	関東甲信越	4	162	19	関東甲信越	4	148	22
	中部	2	61	—	中部	2	61	2
	近畿	2	76	2	近畿	2	76	2
	中国・四国	2	71	52	中国・四国	2	71	22
	九州・沖縄	2	41	6	九州・沖縄	2	51	16
	計	16	660	147	計	16	581	158
マーケティング情報の提供	市場情報を収集・分析し、機械設備、関係法令等の情報を会報等を通じて提供する。				市場情報を収集・分析し、機械設備、関係法令等の情報を会報等を通じて提供した。			
	ブロック	支部	参加者数	所要資金	ブロック	支部	参加者数	所要資金
	北海道	1	180	40	北海道	1	88	60
	東北	2	47	6	東北	6	175	8
	関東甲信越	3	129	35	関東甲信越	6	377	55
	中部	3	146	14	中部	5	183	14
	近畿	—	—	—	近畿	5	236	102
	中国・四国	1	50	60	中国・四国	2	119	15
	九州・沖縄	1	130	10	九州・沖縄	2	134	10
	計	11	682	165	計	27	1,312	264
合計	運転資金 787万円				運転資金 804万円			

(単位：万円)

事業の内容	計画の概要				実績の概要			
総合賠償制度の構築	「全建リース総合賠償制度」に関し、27支部は本部と共同して加入促進を図る。				「全建リース総合賠償制度」に関し、27支部は本部と共同して加入促進を図るための説明会を行った。			
	ブロック	支部	参加者数	所要資金	ブロック	支部	参加者数	所要資金
	北海道	1	180	40	北海道	1	100	120
	東北	6	143	58	東北	6	76	50
	関東甲信越	5	98	12	関東甲信越	6	80	5
	中部	3	76	11	中部	4	62	22
	近畿	1	10	—	近畿	3	28	53
	中国・四国	1	15	5	中国・四国	1	20	50
	九州・沖縄	1	7	1	九州・沖縄	1	13	—
	本部	—	—	50	本部	—	—	50
計	18	529	177	計	22	379	350	
合計	運転資金 3,176万円				運転資金 3,763万円			

(単位：万円)

項目	事業の内容	計 画 の 概 要				実 績 の 概 要			
		ブロック	支部	参加者数	所要資金	ブロック	支部	参加者数	所要資金
待業員福祉の向上に関する事業	労働安全衛生管理の向上	労働安全衛生に関する講習会を開催する。				労働安全衛生に関する講習会を開催した。			
		北海道	1	180	40	北海道	1	60	60
		東北	4	78	48	東北	3	90	43
		関東甲信越	4	138	55	関東甲信越	4	193	27
		中部	3	111	19	中部	2	60	17
		近畿	—	—	—	近畿	—	—	—
		中国・四国	1	25	170	中国・四国	1	20	125
九州・沖縄	2	141	72	九州・沖縄	1	21	1		
計	15	673	404	計	12	444	273		
公害対策機・省エネルギー対策機の導入促進	公害対策機、省エネルギー対策機の新対象機種の情報提供を行う。	公害対策機、省エネルギー対策機の新対象機種の情報提供を行った。				公害対策機、省エネルギー対策機の新対象機種の情報提供を行った。			
		北海道	1	180	40	北海道	1	88	60
		東北	2	47	6	東北	6	175	45
		関東甲信越	6	370	44	関東甲信越	6	377	18
		中部	3	146	13	中部	5	183	43
		近畿	1	47	—	近畿	5	236	10
		中国・四国	1	30	80	中国・四国	2	119	10
九州・沖縄	1	130	10	九州・沖縄	2	134	3		
計	15	950	193	計	27	1,312	189		
地域社会に対するサービスの提供	災害復旧等に当たり、地方自治体等に建設機械器具で協力するよう経営者講習会等を通じて周知する。	災害復旧等に当たり、地方自治体等に建設機械器具で協力するよう経営者講習会等を通じて周知した。				災害復旧等に当たり、地方自治体等に建設機械器具で協力するよう経営者講習会等を通じて周知した。			
		北海道	1	180	40	北海道	1	160	60
		東北	4	99	21	東北	4	96	8
		関東甲信越	5	170	44	関東甲信越	5	165	13
		中部	3	101	15	中部	3	115	12
		近畿	2	129	8	近畿	2	128	5
		中国・四国	1	40	200	中国・四国	1	40	110
九州・沖縄	1	130	10	九州・沖縄	1	122	10		
計	17	849	338	計	17	826	218		
合計	運転資金	1,466万円			運転資金	1,206万円			

(4) 従業員の福祉の向上、消費者の利益増進、環境の保全その他の構造改善事業の実施に際し配慮すべき事項

(単位：万円)

項目	事業の内容	計 画 の 概 要				実 績 の 概 要			
		ブロック	支部	参加者数	所要資金	ブロック	支部	参加者数	所要資金
従業員福祉の向上に関する事業	労働条件改善の推進	労働時間の短縮及び年間休日増大等、労働条件改善の推進を図る。				労働時間の短縮及び年間休日増大等、労働条件改善の推進を図るための講習会を行った。			
		北海道	1	180	40	北海道	1	60	60
		東北	3	59	8	東北	3	76	8
		関東甲信越	5	338	28	関東甲信越	5	226	13
		中部	2	81	10	中部	2	47	10
		近畿	—	—	—	近畿	—	—	—
		中国・四国	1	50	150	中国・四国	1	230	150
九州・沖縄	1	50	100	九州・沖縄	1	50	100		
計	13	758	336	計	13	689	341		
従業員福祉の向上に関する事業	福利厚生の実促進	上のせ労災保険及び厚生年金基金への加入促進を図る。				上のせ労災保険及び厚生年金基金への加入促進を図るための説明会を行った。			
		北海道	1	180	40	北海道	1	60	60
		東北	3	69	8	東北	3	107	44
		関東甲信越	6	178	17	関東甲信越	6	158	39
		中部	3	65	7	中部	3	131	12
		近畿	1	10	101	近畿	—	—	—
		中国・四国	2	65	—	中国・四国	1	105	25
九州・沖縄	—	—	—	九州・沖縄	1	6	—		
計	16	567	173	計	15	567	180		
従業員福祉の向上に関する事業	女性・高齢者の活用	女性及び高齢者活用の研究会を開催する。				女性及び高齢者活用の研究会を開催した。			
		北海道	—	—	—	北海道	—	—	—
		東北	2	47	6	東北	1	36	3
		関東甲信越	1	50	10	関東甲信越	1	60	1
		中部	—	—	—	中部	—	—	—
		近畿	—	—	—	近畿	—	—	—
		中国・四国	—	—	—	中国・四国	—	—	—
九州・沖縄	1	130	6	九州・沖縄	1	121	1		
計	4	227	22	計	3	217	5		

(5) 平成10年度における必要な資金の額及びその調達方法

事業名	資金の種類	計 画								
		合計	中小公庫		商工 中金	国民金融公庫		その他 の 政府系 金融 機関	県・市 等の 補助・ 融資	民間 金融 機関
			合計	うち 特利		合計	うち 特利			
新商品・新技術の 開発	機械装置									
	建物									
	土地									
	運転資金	113								
	合計	113								
生産又は経営の 規模又は方式の 適正化	機械装置	69,544	1,571	1,571	108	164	164	—	78	7,261
	建物	3,362	136	136	167	45	45	100	—	1,443
	土地	2,874	620	—	200	10	—	30	—	1,790
	運転資金	30,556	1,182	—	440	263	—	—	70	9,934
	合計	106,336	3,509	1,707	915	482	209	130	148	20,428
取引関係の改善等	機械装置									
	建物									
	土地									
	運転資金	8								
	合計	8								
従業員の福祉の 向上、地域社会に 対するサービス、 環境の保全	機械装置									
	建物									
	土地									
	運転資金	15								
	合計	15								
合 計	機械装置	69,544	1,571	1,571	108	164	164	—	78	7,261
	建物	3,362	136	136	167	45	45	100	—	1,443
	土地	2,874	620	—	200	10	—	30	—	1,790
	運転資金	30,692	1,182	—	440	263	—	—	70	9,934
	合計	106,472	3,509	1,707	915	482	209	130	148	20,428

(単位：百万円)

その他	自己 資金	実 績										
		合計	中小公庫		商工 中金	国民金融公庫		その他 の 政府系 金融 機関 (※1)	県・市 等の 補助・ 融資	民間 金融 機関	その他 (※2)	自己 資金
			合計	うち 特利		合計	うち 特利					
	113	110										110
	113	110										110
27,654	32,708	73,090	1,180	1,180	99	170	170	441	293	6,478	32,957	31,472
10	1,461	4,468	554	554	20	115	115	80	27	1,994	360	1,318
—	224	4,406	167	—	230	15	—	361	200	2,028	320	1,085
461	18,206	63,386	1,971	—	2,106	677	—	696	739	22,179	954	34,064
28,125	52,599	145,350	3,872	1,734	2,455	977	285	1,578	1,259	32,679	34,591	67,939
	8	8										8
	8	8										8
	15	12										12
	15	12										12
27,654	32,708	73,090	1,180	1,180	99	170	170	441	293	6,478	32,957	31,472
10	1,461	4,468	554	554	20	115	115	80	27	1,994	360	1,318
—	224	4,406	167	—	230	15	—	361	200	2,028	320	1,085
461	18,342	63,516	1,971	—	2,106	677	—	696	739	22,179	954	34,194
28,125	52,735	145,480	3,872	1,734	2,455	977	285	1,578	1,259	32,679	34,591	68,069

(※1) 農林中央金庫、沖縄振興開発金融公庫 (※2) ファイナンス・リース

(単位：万円)

項目	事業の内容	事業の実施者及び実施方法	事業の効果、全体計画における位置づけ等	所要資金
技術・技能向上に関する事業	教育訓練の充実	建設機械器具賃貸業に関する講習会を開催する。 ブロック 支部 参加者数 所要資金 北海道 1 50 — 東北 6 40 — 関東甲信越 6 70 — 中部 5 50 — 近畿 5 40 — 中国・四国 2 35 — 九州・沖縄 2 30 — 本部 1,280 計 27 315 1,280	技術、技能のレベルアップと安全体制の確立。 全体計画の位置づけ 5年間継続	本部 1,280
		建設機械器具賃貸業管理技士の試験を実施する。 ブロック 支部 参加者数 所要資金 北海道 1 50 — 東北 6 40 — 関東甲信越 6 70 — 中部 5 50 — 近畿 5 40 — 中国・四国 2 35 — 九州・沖縄 2 30 — 本部 1,800 計 27 315 1,800		本部 1,800
		可搬形発電機整備技術者講習会を開催する。 ブロック 支部 参加者数 所要資金 北海道 1 20 — 東北 6 45 — 関東甲信越 6 85 — 中部 5 95 — 近畿 5 50 — 中国・四国 2 45 — 九州・沖縄 2 50 — 本部 3,480 計 27 390 3,480		本部 3,480

2. 平成11年度において実施する事業の内容

(1) 新商品又は新技術の開発に関する事業の内容

(単位：万円)

項目	事業の内容	事業の実施者及び実施方法	事業の効果、全体計画における位置づけ等	所要資金
新技術の開発に関する事業	新機種・新工法の研究・開発・改良	建設機械器具の新機種、開発、改良のための技術委員会を開催し、研究を行う。 ブロック 支部 参加者数 所要資金 北海道 1 100 110 東北 1 40 65 関東甲信越 2 70 15 中部 3 50 10 近畿 1 40 20 中国・四国 1 10 20 九州・沖縄 — — — 本部 10 30 計 9 320 270	ユーザーに対する当該事業の信頼性を高め安全性を確保する。 全体計画の位置づけ 5年間継続	9支部 240 本部 30 計 270
		協会等が作成する整備水準向上のためのマニュアルを活用し、講習会を行う。 ブロック 支部 参加者数 所要資金 北海道 1 100 180 東北 4 80 70 関東甲信越 5 170 20 中部 3 120 100 近畿 1 10 10 中国・四国 2 130 110 九州・沖縄 1 20 10 計 17 630 500		17支部 500
		新機種、新工法についての研修、見学会を開催する。 ブロック 支部 参加者数 所要資金 北海道 1 150 230 東北 6 110 200 関東甲信越 2 50 20 中部 3 85 60 近畿 4 85 140 中国・四国 1 50 — 九州・沖縄 1 30 80 計 18 560 730		18支部 730

(注) 北海道ブロック：北海道
 東北ブロック：青森・秋田・岩手・宮城・山形・福島
 関東甲信越ブロック：栃木・群馬・東京・神奈川・新潟・長野
 中部ブロック：静岡・中部・富山・石川・福井
 近畿ブロック：和歌山・滋賀・京都・大阪・兵庫
 中国・四国ブロック：中国・四国
 九州・沖縄ブロック：九州・沖縄

(2) 生産又は経営の規模又は方式の適正化に関する事業の内容
 (i) 事業の集約化に関する事項

グループの名称	代表者の氏名	グループの結成時期	主要事業の内容(万円)						所要資金(万円)	参加企業数(社)
			機械器具相互利用幹旋料	共同購買	共同受注	共同保有共同利用	共同金融	共同PR		
協同組合 建機レンタル八日会 (神奈川県)	小林賢治	昭和59年	400	13,000	—	650	—	120	14,170	9
富山県建設機械 リース業協同組合	高野義雄	昭和63年	—	130	—	—	—	—	130	25
福井県建設機械 リース業協同組合	福島敏栄	昭和59年	—	1,000	—	—	—	20	1,020	16
大阪建設機械 リース協同組合	廣津地伸	昭和32年	—	1,000	—	—	—	—	1,000	137
兵庫県建設機械 リース業協同組合	下村昇	昭和49年	—	350	—	—	15,000	—	15,350	47
和歌山県建設機械器具 リース業協同組合	川本政司	平成2年	—	500	—	—	—	10	510	28
合計			400	15,980	—	650	15,000	150	32,180	262

(ii) 転廃業に関する事項
 該当なし

(単位：万円)

項目	事業の内容	事業の実施者及び実施方法				事業の効果、全体計画における位置づけ等	所要資金
技術・技能向上に関する事業	教育訓練の充実	可搬形発電機整備技術者の試験を実施する。				技術、技能のレベルアップと安全体制の確立。全体計画の位置づけ 5年間継続	本部 1,490
		ブロック	支部	参加者数	所要資金		
		北海道	1	20	—		
		東北	6	45	—		
		関東甲信越	6	85	—		
		中部	5	95	—		
		近畿	5	50	—		
		中国・四国	2	45	—		
		九州・沖縄	2	50	—		
		本部	—	—	1,490		
		計	27	390	1,490		
		建設機械器具整備技能士の教育訓練の情報提供を行う。					
ブロック	支部	参加者数	所要資金				
北海道	1	300	60				
東北	3	90	80				
関東甲信越	3	200	160				
中部	1	80	5				
近畿	3	280	115				
中国・四国	1	20	10				
九州・沖縄	—	—	—				
計	12	970	430				
合計					9,980		

(iv) 機種別内訳表

01. ブルドーザー・スクレーパ ブルドーザー スクレップドーザー 被けん引式スクレーパ モータスクレーパ	ドリルジャンボ クローラドリル シールド掘進機	エンジン トランス キュービクル式高圧受変電設備 発動発電機 電気溶接機
02. 掘削機 バックホウ ドラグライン及びクラムシェル ローディングショベル	07. 路面用機械 モータグレーダ スタビライザ	13. 揚重機 電動ホイスト ウインチ エアホイスト チェンブロック 油圧ジャッキ
03. 積込機 トラクタショベル ズリ積機	08. 締固め機械 ロードローラ タイヤローラ タンピングローラ 振動ローラ タンパ・ランマ 振動コンパクト	14. コンベア ベルトコンベア ムカデコンベア
04. 運搬機械 ダンプトラック トラック 不整地運搬車 機関車 ズリ鋼車	09. コンクリート機械・舗装機械 コンクリートプラント コンクリートポンプ車 コンクリートポンプ コンクリート圧砕機 集じん機 アスファルトフィニッシャー コンクリートカッター 路面ヒーター 路面切削機 コンクリートミキサ コンクリート振動機	15. 高所作業機 高所作業車
05. クレーン等 クローラクレーン トラッククレーン ホイールクレーン タワークレーン ジブクレーン 二本構リフト 一本構リフト 工事用エレベータ 門型クレーン フォークリフト	10. 空気圧縮機・送風機 空気圧縮機 送風機 ファン	16. 洗浄・乾燥機 スチームクリーナ 電動式ジェットクリーナ フェスバキューム 上記以外の洗浄機 ジェットヒーター 除湿用機器
06. 基礎工事用機械 ディーゼルハンマ 油圧ハンマ パイプハンマ パイプ用ウォータージェット 油圧式杭打機 アースオーガ アースドリル 泥塵水処理装置 グラウトポンプ グラウトミキサ ボーリングマシン さく岩機	11. ポンプ 小型うず巻ポンプ 小型多段遠心ポンプ 深井戸用水中ポンプ 真空ポンプ 工事用水中ポンプ サンドポンプ フレキシブルポンプ スラリーポンプ 油圧ポンプ	17. 仮設資材 足場パイプ 足場丸太 パイプサポート 枠組足場 たて込み簡易土留め 交さ筋かい ジャッキベース 壁つなぎ 鋼製型枠 合板 万能鉄板 ビーム 脚立 仮設ハウス 鋼矢板 H型钢 覆工板 鋼製マット
	12. 電気機器 三相誘導電動機	

(iii) 新たに設置すべき設備及び必要な場合には廃業又は譲渡すべき設備の概要 (11年度計画)

機 械 名	平成11年 3月末日 保有台数 (台)	平成12年3月迄 1年間の増減		平成11年度 終了時 (台)	設備の新設に 必要な資金の額 (百万円)
		新 設 (台)	廃業又は 譲 渡 (台)		
1. ブルドーザー・スクレーパ	6,004	304	324	5,984	1,677
2. 掘削機	71,807	5,111	3,846	73,072	30,049
3. 積込機	8,039	517	435	8,121	2,190
4. 運搬機械	41,643	2,730	1,717	42,656	8,977
5. クレーン等	8,569	347	278	8,638	1,567
6. 基礎工事用機械	49,119	2,604	1,888	49,835	1,510
7. 基礎路面用機械	958	44	31	971	536
8. 締固め機械	72,271	4,030	3,264	73,037	4,396
9. コンクリート機械・舗装機械	48,031	1,795	1,376	48,450	1,635
10. 空気圧縮機・送風機	42,044	2,137	1,451	42,730	1,701
11. ポンプ	223,342	9,166	6,952	225,556	718
12. 電気機器	79,002	3,653	2,669	79,986	3,022
13. 揚重機	29,590	982	585	29,987	239
14. コンベア	13,235	664	426	13,473	95
15. 高所作業機	20,701	581	178	21,104	2,166
16. 洗浄・乾燥機	50,369	2,022	1,553	50,838	414
17. 仮設資材	—	—	—	—	2,223
小 計	764,724	36,687	26,973	774,438	63,115
門型・天井クレーン	1,878	51	51	1,878	233
コンプレッサ・送風機	1,490	38	31	1,497	31
発電機・変電器	594	9	6	597	12
ウェルダ類	974	26	13	987	17
洗車・浄化装置	1,367	37	29	1,375	88
塗装設備・乾燥機	384	12	7	389	48
現作査械・測定具	2,339	40	19	2,360	11
各種試験機	845	26	9	862	14
その他設備・装置等	204	66	4	266	109
小 計	10,075	305	169	10,211	563
中 計	774,799	36,992	27,142	784,649	63,678
建 物	—	—	—	—	4,548
土 地	—	—	—	—	2,204
合 計	774,799	36,992	27,142	784,649	70,430

(単位：万円)

事業の内容	計画の概要	事業の効果、全体計画における位置づけ等	所要資金
公的助成制度の周知徹底	公的助成制度の説明会を開催する。	助成制度活用により、経営の近代化を図る。 全体計画の位置づけ 5年間継続	14支部 200
	ブロック 支部 参加者数 所要資金 北海道 1 60 60 東北 3 70 55 関東甲信越 4 150 60 中部 2 100 5 近畿 1 10 — 中国・四国 1 90 5 九州・沖縄 2 130 15 計 14 610 200		
経営比率の提供	各種経営指標を収集し、会報等を通じ情報を提供する。	業界の経営指標を提供し、企業経営の健全化を図る。 全体計画の位置づけ 5年間継続	27支部 125 本部 200 計 325
	ブロック 支部 参加者数 所要資金 北海道 1 88 60 東北 6 175 30 関東甲信越 6 377 30 中部 5 183 5 近畿 5 236 — 中国・四国 2 119 — 九州・沖縄 2 134 — 本部 — — 200 計 27 1,312 325		
情報ネットワークの構築	情報ネットワークを活用した賃貸機器の効率的運用等を進める。	経営基盤の近代化のみならず、建設機械の効率的使用、保有台数の適正化等の促進による建設コストの低減を図る観点も踏まえコンピュータネットワーク利用による情報交換体制の整備を促進する。 全体計画の位置づけ 5年間継続	27支部 440 本部 500 計 940
	ブロック 支部 参加者数 所要資金 北海道 1 60 60 東北 6 110 70 関東甲信越 6 150 45 中部 5 130 50 近畿 5 30 45 中国・四国 2 110 150 九州・沖縄 2 100 20 本部 — — 500 計 27 690 940		

(v) 経営戦略化に関する事業の内容

(単位：万円)

事業の内容	計画の概要	事業の効果、全体計画における位置づけ等	所要資金
経営者・管理者の研修	経営者・管理者の研修会を開催する。	戦略的な経営の確立を図る。 全体計画の位置づけ 5年間継続	14支部 1,260
	ブロック 支部 参加者数 所要資金 北海道 1 130 650 東北 4 140 175 関東甲信越 2 130 35 中部 5 110 200 近畿 — — — 中国・四国 1 70 100 九州・沖縄 1 120 100 計 14 700 1,260		
業界のイメージアップ	本部及び各支部において、PRパンフレット等によりイメージアップの為に広報活動を行う。	業界の役割、機能及び活動状況をPRし、魅力ある業界づくりにより従業員の確保及び定着を図る。 全体計画の位置づけ 5年間継続	17支部 900
	ブロック 支部 参加者数 所要資金 北海道 1 — 200 東北 5 — 100 関東甲信越 4 — 240 中部 2 — 60 近畿 3 — 10 中国・四国 1 — 20 九州・沖縄 1 — 210 本部 — — 60 計 17 — 900		
経営計画の作成	経営計画の作成マニュアル等の普及を図るための講習会を行う。	計画経営により、企業経営の安定を図る。 全体計画の位置づけ 5年間継続	9支部 190
	ブロック 支部 参加者数 所要資金 北海道 1 100 90 東北 2 70 30 関東甲信越 1 60 30 中部 1 30 5 近畿 2 60 25 中国・四国 1 60 10 九州・沖縄 1 20 — 計 9 400 190		

(3) 取引関係の改善その他の構造改善に関する事業の内容

(単位：万円)

事業の内容	計画の概要				事業の効果、全体計画における位置づけ等	所要資金	
原価管理の徹底	原価管理の徹底を図るための講習会を行う。				正常な取引関係を確立し、経営の健全な発展を図る。 全体計画の位置づけ 5年間継続	16支部	400
	ブロック	支部	参加者数	所要資金			
	北海道	1	120	110			
	東北	3	100	115			
	関東甲信越	5	280	40			
	中部	3	70	10			
	近畿	1	10	—			
	中国・四国	1	60	105			
九州・沖縄	2	140	20				
計	16	780	400				
文書による契約の推進	「建設機械等レンタル標準契約書」及び「建設機械等レンタル簡易契約書」の普及を図るための説明会を行う。				賃貸契約を文書で締結し、取引関係の改善を図る。 全体計画の位置づけ 5年間継続	18支部	200
	ブロック	支部	参加者数	所要資金			
	北海道	1	60	60			
	東北	4	90	30			
	関東甲信越	4	170	23			
	中部	3	110	42			
	近畿	2	30	20			
	中国・四国	2	70	10			
九州・沖縄	2	50	15				
計	18	580	200				
マーケティング情報の提供	市場情報を収集・分析し、機械設備、関係法令等の情報を会報等を通じて提供する。				市場情報を収集・分析し、経営計画に役立てる。 全体計画の位置づけ 5年間継続	27支部	130
	ブロック	支部	参加者数	所要資金			
	北海道	1	88	60			
	東北	6	175	10			
	関東甲信越	6	377	20			
	中部	5	183	10			
	近畿	5	236	30			
	中国・四国	2	119	—			
九州・沖縄	2	134	—				
計	27	1,312	130				
合計						730	

(単位：万円)

事業の内容	計画の概要				事業の効果、全体計画における位置づけ等	所要資金	
総合賠償制度の構築	「全建リース総合賠償制度」に関し、27支部は本部と共同して加入促進を図る。				優良な総合賠償共済制度を活用し、賠償事故を担保することにより、企業活動の安全性を確保し、企業経営の健全化を図る。 全体計画の位置づけ 5年間継続	15支部	220
	ブロック	支部	参加者数	所要資金			
	北海道	1	100	120			
	東北	2	80	45			
	関東甲信越	3	80	10			
	中部	4	90	40			
	近畿	3	10	5			
	中国・四国	1	10	—			
九州・沖縄	1	20	—				
計	15	390	220				
合計						4,035	

(単位：万円)

項目	事業の内容	計 画 の 概 要	事業の効果、全体計画における位置づけ等	所 要 資 金
従業員福祉の向上に関する事業	労働安全衛生管理の向上	労働安全衛生に関する講習会を開催する。 ブロック 支部 参加者数 所要資金	安全性の確保。 全体計画の位置づけ 5年間継続	16支部 310
		北海道 1 60 60 東北 4 110 60 関東甲信越 4 160 10 中部 3 100 30 近畿 2 10 — 中国・四国 1 40 150 九州・沖縄 1 10 — 計 16 490 310		
公害対策機・対策機の導入促進	公害対策機、省エネルギー対策機の新対象機種の情報提供を行う。	ブロック 支部 参加者数 所要資金	公害防止、省エネルギーの促進。 全体計画の位置づけ 5年間継続	27支部 130
		北海道 1 88 60 東北 6 175 40 関東甲信越 6 377 10 中部 5 183 10 近畿 5 236 — 中国・四国 2 119 10 九州・沖縄 2 134 — 計 27 1,312 130		
地域社会サービスの提供	災害復旧等に当たり、地方自治体等に建設機械器具で協力するよう経営者講習会等を通じて周知する。	ブロック 支部 参加者数 所要資金	地域社会への貢献。 全体計画の位置づけ 5年間継続	13支部 100
		北海道 1 60 60 東北 2 40 5 関東甲信越 4 90 20 中部 3 150 15 近畿 2 40 — 中国・四国 1 60 — 九州・沖縄 — — — 計 13 440 100		
合 計				1,300

(4) 従業員の福祉の向上、消費者の利益増進、環境の保全その他の構造改善事業の実施に際し配慮すべき事項

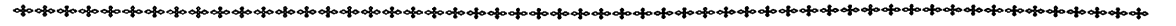
(単位：万円)

項目	事業の内容	計 画 の 概 要	事業の効果、全体計画における位置づけ等	所 要 資 金
従業員福祉の向上に関する事業	労働条件改善の推進	労働時間の短縮及び年間休日増大等、労働条件改善の推進を図るための講習会を行う。 ブロック 支部 参加者数 所要資金	従業員の確保、定着。 全体計画の位置づけ 5年間継続	13支部 360
		北海道 1 60 60 東北 3 100 70 関東甲信越 5 180 15 中部 2 50 15 近畿 1 10 — 中国・四国 1 430 200 九州・沖縄 — — — 計 13 830 360		
	福利厚生の実促進	上のせ労災保険及び厚生年金基金への加入促進を図るための説明会を行う。 ブロック 支部 参加者数 所要資金	10支部 350	
北海道 1 60 60 東北 2 80 40 関東甲信越 3 70 10 中部 2 115 15 近畿 — — — 中国・四国 1 160 200 九州・沖縄 1 35 25 計 10 520 350				
女性・高齢者の活用	女性及び高齢者活用の研究会を開催する。	ブロック 支部 参加者数 所要資金	女性及び高齢者の積極的活用、人手不足解消。 全体計画の位置づけ 5年間継続	4支部 50
		北海道 — — — 東北 2 80 45 関東甲信越 1 60 2 中部 — — — 近畿 — — — 中国・四国 — — — 九州・沖縄 1 120 3 計 4 260 50		

(6) 平成11年度計画の事業の実施者

事業名	新機種・新工法の研究、開発、改良	教育訓練の充実	経営者・管理者の研修	業界のイメージアップ	経営計画の作成	公的助成制度の周知徹底	経営比率の提供	情報ネットワークの構築	総合損害賠償制度の構築	原価管理の徹底	文書による契約の推進	マーケティング情報の提供	労働条件改善の推進	福利厚生の実施促進	女性・高齢者の活用	労働安全衛生管理の向上	公害対策機省エネルギー対策機の導入促進	地域社会に対するサービスの提供	実施者	
																			本部	支店
北海道	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
青森	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
秋田	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岩手	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
宮城	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山形	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福島	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
群馬	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
栃木	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
新潟	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
東京	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
神奈川	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
長野	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
静岡	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
中部	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
富山	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
石川	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福井	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
滋賀	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
京都	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大阪	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
和歌山	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
兵庫	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
中国	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
四国	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
九州	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

注：○印は事業実施者（予算を確保しないものも含む）



(5) 平成11年度における必要な資金の額及びその調達方法

(単位：百万円)

事業名	資金の種類	合計	中小公庫		商工中金	国民金融公庫		その他の政府系金融機関(※1)	県・市等の補助・融資	民間金融機関	その他(※2)	自己資金
			合計	うち特利		合計	うち特利					
新商品・新技術の開発	機械装置											
	建物											
	土地											
	運転資金	100										100
	合計	100										100
生産又は経営の規模又は方式の適正化	機械装置	63,678	1,394	1,394	110	277	277	586	160	4,812	29,215	27,124
	建物	4,548	831	831	110	44	44	240	121	1,937	7	1,258
	土地	2,204	780	0	80	54	0	180	100	434	0	576
	運転資金	57,571	1,438	0	1,510	277	0	329	255	19,709	620	33,433
	合計	128,001	4,443	2,225	1,810	652	321	1,335	636	26,892	29,842	62,391
取引関係の改善等	機械装置											
	建物											
	土地											
	運転資金	7										7
	合計	7										7
従業員の福祉の向上、地域社会に対するサービス、環境の保全等	機械装置											
	建物											
	土地											
	運転資金	13										13
	合計	13										13
合計	機械装置	63,678	1,394	1,394	110	277	277	586	160	4,812	29,215	27,124
	建物	4,548	831	831	110	44	44	240	121	1,937	7	1,258
	土地	2,204	780	0	80	54	0	180	100	434	0	576
	運転資金	57,691	1,438	0	1,510	277	0	329	255	19,709	620	33,553
	合計	128,121	4,443	2,225	1,810	652	321	1,335	636	26,892	29,842	62,511

(※1) 農林中央金庫、沖縄振興開発金融公庫 (※2) ファイナンス・リース

IV 全社売上高別経営指標

項目	単位	全体
1. 総資本経常利益率	(%)	2.19 3.52
2. 総資本回転率	(回/年)	0.78 0.76
3. 総資本回転期間	(月)	15.40 15.78
4. 流動資産回転率	(回/年)	1.68 1.71
5. 売上債権回転率	(回/年)	2.68 2.69
6. 固定資産回転率	(回/年)	1.46 1.37
7. 有形固定資産回転率	(回/年)	1.62 1.52
8. 流動負債回転率	(回/年)	1.76 1.68
9. 買入債務回転率	(回/年)	2.04 1.99
10. 固定負債回転率	(回/年)	2.22 2.28
11. 自己資本回転率	(回/年)	3.80 3.55
12. 売上高営業利益率	(%)	3.27 5.37
13. 売上高経常利益率	(%)	2.82 4.63
14. 売上高総利益率	(%)	27.16 27.50
15. 流動比率	(%)	104.63 98.23
16. 当座比率	(%)	92.89 85.53
17. 預貯金対借入金比率	(%)	38.63 37.19
18. 借入金対月商倍率	(倍)	4.83 4.38
19. 固定比率	(%)	260.50 259.32
20. 固定長期適合率	(%)	96.04 101.26
21. 自己資本比率	(%)	20.53 21.42
22. 自己資本対負債倍率	(倍)	3.87 3.67
23. 借入金依存比率	(%)	31.33 27.76
24. 1人当り売上高	(千円)	39,200 41,221
25. 1人当り売上総利益	(千円)	10,648 11,336
26. 1人当り営業利益	(千円)	1,280 2,215
27. 1人当り経常利益	(千円)	1,104 1,907
28. 1人当り総資本	(千円)	50,315 54,199
29. 1人当り有形固定資産	(千円)	24,269 27,243

当座資産=現・預金+受取手形+売掛金、下段=前年度指数

II 会社損益計算書

(単位:千円)

勘定科目	売上規模	全 体 (190)	
1. 売上高		2,352,019	100.0
2. 売上原価		1,713,146	72.8
3. 売上総利益		638,874	27.2
4. 販売費・一般管理費		562,053	23.9
5. 営業利益		76,820	3.3
6. 営業外収益		34,659	1.5
7. 営業外費用 (うち金融費用)		45,246 24,229	1.9 1.0
8. 経常利益		66,233	2.8
9. 従業者数		60.5人	

() 内は企業数

III 建機賃貸部門損益計算書

(単位:千円)

勘定科目	売上規模	全 体 (175)	
1. 建機賃貸部門売上高		1,294,428	100.0
2. 売上原価		954,042	73.7
賃貸用建機減価償却費		343,615	26.5
修理維持費		98,988	7.6
直接労務費		76,946	5.9
外注費		207,585	16.0
その他売上原価		226,907	17.5
3. 売上総利益		340,386	26.3
4. 販売費・一般管理費		289,678	22.4
人件費		140,531	10.9
その他経費		149,146	11.5
5. 営業利益		50,708	3.9
6. 営業外収益		18,591	1.4
7. 営業外費用 (うち金融費用)		27,100 16,374	2.1 1.3
8. 経常利益		42,199	3.3
9. 建機賃貸部門従業者数		38.7人	

() 内は企業数

I 貸借対照表

(単位:千円)

勘定科目	売上規模	全 体 (190)	
I. 流動資産		1,400,080	46.4
現金・預金		365,446	12.1
受取手形		490,546	16.2
売掛金		387,036	12.8
棚卸資産		75,878	2.5
その他流動資産		81,173	2.7
II. 固定資産		1,614,178	53.5
賃貸用建機		707,370	23.4
その他有形固定資産		748,765	24.8
無形固定資産		13,420	0.4
投資		144,623	4.8
III. 繰延資産		4,655	0.2
合計		3,018,913	100.0
I. 流動負債		1,338,124	44.3
支払手形		377,138	12.5
割賦支払手形		188,726	6.3
買掛金		208,554	6.9
短期借入金		294,488	9.8
割引手形等		121,432	4.0
その他		147,787	4.9
II. 固定負債		1,061,142	35.1
長期割賦手形		378,881	12.6
長期借入金		530,009	17.6
その他固定負債		152,252	5.0
III. 資本		619,647	20.5
資本金		112,164	3.7
その他資本		110,719	3.7
剰余金		396,765	13.1

() 内は企業数

(注) 割引手形等は両建

この経営指標は、平成十年十二月に全会員企業一五四社に調査票を送付し、二〇七社(内有効回収数一七五社)のご協力により作成いたしました。
ご繁忙中、ご協力賜りました会員企業の方々に深く感謝申し上げます。

まえがき

社名欄にご記入いただきました方々には、経営指標結果報告書に加えて、自社欄に経営分析の数値を記入して郵送いたしましたのでご活用下さい。
平成十年年度の経営指標は前年度対比で次表にみられるとおり収益が大きく落ち込み、企業に対する経営環境は益々、厳しくなっていることが読みとれます。

	平成10年度	平成9年度	前年比 (%)
建機賃貸売上高	百万円 1,294	百万円 1,430	▲10.0
売上総利益率	26.3%	27.6%	▲1.3
販管費・人件費 その他経費	44.8%	43.0%	+1.8
営業利益率	3.9%	6.1%	▲2.2
経常利益率	3.3%	5.1%	▲1.8
経常利益額	千円 42,199	千円 72,621	▲42.0

- 調査票発送日 平成10年12月4日
 - 発送総数 1,154社
 - 回収×切日 平成11年3月5日(×切指定日 平成11年1月31日)
 - 回収総数 207社
 - 有効回収数 全社 207社 うち建機賃貸部門記入 175社
 - 有効回収率 全社17.9% うち建機賃貸部門記入15.2%
 - 回収票の内訳
 - 発送総数 1,154 100.0%
 - 回収総数 207 17.9
 - 有効回収数 190 16.5
 - 不能票数 17 1.5
- (内容不備・決算期変更)

全社経営指標算式

	項目	単位	算式
収益性	1. 総資本経常利益率	(%)	経常利益/総資本×100
	2. 総資本回転率	(回/年)	売上高/総資本
	3. 総資本回転期間	(月)	12 / 総資本回転率
	4. 流動資産回転率	(回/年)	売上高/流動資産
	5. 売上債権回転率	(回/年)	売上高/売上債権
	6. 固定資産回転率	(回/年)	売上高/固定資産
	7. 有形固定資産回転率	(回/年)	売上高/有形固定資産
	8. 流動負債回転率	(回/年)	売上高/流動負債
	9. 買入債務回転率	(回/年)	売上高/買入債務
	10. 固定負債回転率	(回/年)	売上高/固定負債
	11. 自己資本回転率	(回/年)	売上高/自己資本
	12. 売上高営業利益率	(%)	営業利益/売上高×100
	13. 売上高経常利益率	(%)	経常利益/売上高×100
	14. 売上総利益率	(%)	売上総利益/売上高×100
安全性	15. 流動比率	(%)	流動資産/流動負債×100
	16. 当座比率	(%)	当座資産/流動負債×100
	17. 預貯金対借入金比率	(%)	現・預金/(長・短期借入金+割引手形等)×100
	18. 借入金対月商倍率	(倍)	(長・短期借入金+割引手形等)/(売上高/12)
	19. 固定比率	(%)	固定資産/自己資本×100
	20. 固定長期適合率	(%)	固定資産/(自己資本+固定負債)×100
	21. 自己資本比率	(%)	自己資本/総資本×100
	22. 自己資本対負債倍率	(倍)	負債/自己資本
	23. 借入金依存比率	(%)	(長・短期借入金+割引手形等)/総資本×100
生産性	24. 1人当り売上高	(千円)	売上高/総従業員数
	25. 1人当り売上総利益	(千円)	売上総利益/総従業員数
	26. 1人当り営業利益	(千円)	営業利益/総従業員数
	27. 1人当り経常利益	(千円)	経常利益/総従業員数
	28. 1人当り総資本	(千円)	総資本/総従業員数
	29. 1人当り有形固定資産	(千円)	有形固定資産/総従業員数

V 建機賃貸売上高別経営指標

	項目	単位	全体
収益性	1. 賃貸用建機回転率	(回)	1.79 1.76
	2. 賃貸用建機回転期間	(月)	6.72 6.83
	3. 建機賃貸部門売上高売上総利益率	(%)	26.30 27.64
	4. 建機賃貸部門売上高営業利益率	(%)	3.92 6.09
	5. 建機賃貸部門売上高経常利益率	(%)	3.26 5.08
	6. 建機賃貸部門売上高償却前経常利益率	(%)	29.81 30.21
参考	7. 賃貸用建機 売上総利益率	(%)	46.96 48.56
	8. 賃貸用建機 売上営業益率	(%)	7.00 10.70
	9. 賃貸用建機 売上経常益率	(%)	5.82 8.92
	10. 賃貸用建機 売上償却前経常利益率	(%)	53.23 53.07
生産性	11. 賃貸用建機 投資効率	(%)	85.50 83.47
	12. 付加価値率	(%)	47.87 47.52
	13. 従業者1人当り付加価値額	(千円)	15,889 16,186
	14. 従業者1人当り売上高	(千円)	33,190 34,065
	15. 従業者1人当り経常利益	(千円)	1,082 1,729
	16. 従業者1人当り償却前経常利益	(千円)	9,893 10,291
	17. 従業者1人当り賃貸用建機	(千円)	18,584 19,392
	18. 従業者1人当り人件費	(千円)	5,576 5,455
	19. 労働配分率	(%)	35.10 33.70

付加価値 = 建機賃貸用機器減価償却費 + 人件費 + 金融費用 + 経常利益

下段 = 前年度指数

全建リース総合賠償制度支部別加入状況

(1999年5月計上分まで)

(単位：円)

支部名	会員数 (在本社)	基本プラン		オペレーションミス		合計 基本+オペミス	加入率 (%)
		加入	掛金	加入	掛金		
北海道	80	20	3,235,830	15	4,929,170	8,165,000	25.0
青森	15	4	710,000	4	1,260,000	1,970,000	26.7
秋田	17	5	790,000	5	1,470,000	2,260,000	29.4
岩手	20	6	940,000	4	590,000	1,530,000	30.0
宮城	35	10	1,460,000	8	1,940,000	3,400,000	28.6
山形	12	8	1,160,000	8	2,200,000	3,360,000	66.7
福島	30	8	1,400,830	5	981,670	2,382,500	26.7
茨城	13	1	130,000	1	200,000	330,000	7.7
群馬	14	1	130,000	1	100,000	230,000	7.1
栃木	19	1	160,000	1	160,000	320,000	5.3
新潟	27	7	1,150,000	6	1,600,000	2,750,000	25.9
東京	184	29	4,398,330	16	5,640,000	10,038,330	15.8
神奈川	57	3	420,000	1	120,000	540,000	5.3
長野	27	3	340,000	3	350,000	690,000	11.1
静岡	26	6	840,000	5	760,000	1,600,000	23.1
中部	70	21	3,630,830	14	3,211,670	6,842,500	30.0
富山	20	4	720,000	1	300,000	1,020,000	20.0
石川	29	3	440,000	2	300,000	740,000	10.3
福井	14	3	410,000	2	480,000	890,000	21.4
滋賀	22	2	330,000	1	300,000	630,000	9.1
京都	12	0	0	0	0	0	0
大阪	111	4	930,000	2	1,250,000	2,180,000	3.6
兵庫	35	9	1,168,330	5	1,550,000	2,718,330	25.7
和歌山	26	0	0	0	0	0	0
中国	75	5	630,000	3	780,000	1,410,000	6.7
四国	25	7	1,210,000	4	1,520,000	2,730,000	28.0
九州	112	20	2,860,000	16	3,390,000	6,250,000	17.9
沖縄	13	6	820,000	4	380,000	1,200,000	46.2
合計	1,140	196	30,414,150	137	35,762,510	66,176,660	17.2

建機賃貸部門経営指標算式

	項目	単位	算式
収益性	1. 賃貸用建機 回転率	(回)	建機賃貸部門売上高/賃貸用建機(資産)
	2. 賃貸用建機 回転期間	(月)	12 / 賃貸用建機回転率
	3. 建機賃貸部門売上高 売上総利益率	(%)	売上総利益率/建機賃貸部門売上高×100
	4. 建機賃貸部門売上高 営業利益率	(%)	営業利益率/建機賃貸部門売上高×100
	5. 建機賃貸部門売上高 経常利益率	(%)	経常利益率/建機賃貸部門売上高×100
	6. 建機賃貸部門売上高 償却前経常利益率	(%)	(減価償却費+経常利益)/建機賃貸部門売上高×100
参考	7. 賃貸用建機 売上総利益率	(%)	売上総利益/賃貸用建機(資産)×100
	8. 賃貸用建機 営業利益率	(%)	営業利益/賃貸用建機(資産)×100
	9. 賃貸用建機 経常利益率	(%)	経常利益/賃貸用建機(資産)×100
	10. 賃貸用建機 償却前経常利益率	(%)	(減価償却費+経常利益)/賃貸用建機(資産)×100
生産性	11. 賃貸用建機投資効率	(%)	付加価値/賃貸用建機(資産)×100
	12. 付加価値率	(%)	付加価値/建機賃貸部門売上高×100
	13. 従業員1人当り 付加価値額	(千円)	付加価値/建機賃貸部門従業員数
	14. 従業員1人当り 売上高	(千円)	建機賃貸部門売上高/建機賃貸部門従業員数
	15. 従業員1人当り 経常利益	(千円)	経常利益/建機賃貸部門従業員数
	16. 従業員1人当り 償却前経常利益	(千円)	償却前経常利益/建機賃貸部門従業員数
	17. 従業員1人当り 賃貸用建機	(千円)	賃貸用建機/建機賃貸部門従業員数
	18. 従業員1人当り 人件費	(千円)	人件費/建機賃貸部門従業員数
	19. 労働配分率	(%)	人件費/付加価値×100

注) 付加価値 = 賃貸用建機減価償却費 + 人件費 + 金融費用 + 経常利益

厚生年金基金からのお知らせ

1. 年金資産運用状況 (平成11年3月31日現在)

受託機関名	当期末簿価総額	当期末時価総額	総合収益	修正総合利回り
明治生命	9,010,692,819円	9,390,547,512円	381,751,942円	4.31%
日本生命	2,513,120,795円	2,669,687,304円	126,120,383円	5.01%
第一生命	2,242,879,076円	2,347,138,857円	85,170,931円	3.86%
大同生命	401,399,840円	417,580,335円	15,496,181円	3.89%
生保合計	14,168,092,530円	14,824,954,008円	608,539,437円	4.35%
住友信託	1,453,612,480円	1,523,069,736円	28,319,112円	1.96%
大和銀行	672,291,053円	721,084,652円	13,583,410円	1.97%
安田信託	568,632,878円	612,679,742円	13,318,264円	2.28%
三井信託	197,644,942円	201,216,964円	3,896,265円	2.02%
信託合計	2,892,181,353円	3,058,051,094円	59,117,051円	2.03%
明治ドレスナー	896,899,657円	903,510,910円	14,890,296円	1.59%
日興アセットマネジメント	931,851,713円	947,891,800円	26,323,354円	2.73%
東京三菱投信投資顧問	815,602,111円	805,747,175円	△2,218,068円	△0.27%
投資顧問合計	2,644,353,481円	2,657,149,885円	38,995,582円	1.43%
基金合計	19,704,627,364円	20,540,154,987円	706,652,070円	3.60%

総合収益とは、利息、配当収入および有価証券の売却損益と評価損益増減額（評価損益額の対前年度末増減額）の合算額です。修正総合利回りとは、総合収益に基づいて算出した時価ベースの利回りです。

生命保険会社につきましては、平成10年10月1日付で一般勘定から特別勘定第1特約総合口へ振替を実施しました。従いまして、この数値は平成10年10月1日から平成11年3月31日までの特別勘定第1特約総合口の運用実績です。

信託銀行および投資顧問会社のうち東京三菱を除く2社につきましては、平成10年4月1日から平成11年3月31日までの運用実績です。

東京三菱投信投資顧問につきましては、平成10年10月30日付で長銀UBSプリンソン投資顧問から資産移管しましたので、平成10年10月30日から平成11年3月31日までの運用実績です。

この間の市場の推移は次のとおりです。

	平成10年 3月31日	平成10年 9月30日	平成11年 3月31日
日経平均	16,527円	13,406円	15,836円
NYダウ	8,799\$	7,842\$	9,786\$
為替	1\$ = 132円	1\$ = 135円	1\$ = 118円

第1特約総合口の運用実績が信託銀行および投資顧問会社を上回っているのは、平成11年3月31日の国内株式および米国株式の株価が資産移管を実施した平成10年10月1日時点より上昇したためです。

東京三菱投信投資顧問につきましては、外貨建債券70%、国内株式30%で運用していますので、外貨建債券が円高による為替差損で評価損が生じたため、時価利回りがマイナスになっています。

全建リース動産総合保険

(1) 募集対象について

従来、募集対象は「全建リース総合賠償制度」加入者に限ることとなっておりましたが、会員からの要望も強く、様々な事情も勘案されることから、協会の委員会において審議の上、下記事項に留意して条件が緩和されることになりました。

即ち①「全建リース総合賠償制度」加入者の理解が得られること

②同上非加入者により作為的に悪用されないこと

を条件として

募集対象者を

①原則としては従来どおり「全建リース総合賠償制度」加入者とするが、諸事情により加入出来ない場合は、一年を思考期間として加入を認め、その間に「全建リース総合賠償制度」に加入していただく。

②思考期間を超えて「全建リース総合賠償制度」に加入出来ない場合は、原則として動産総合保険の継続は出来ないものとする。こととなりました。

(2) 動産総合保険の採用について

実際採用する場合の手順としては、まず

①お客様のご意向及びニーズの確認と実施についての同意の取り付け

②営業社員への教育と衆知徹底

が必要であり、お客様からのニーズも様々出て来ますので、保険契約内容も一律には無理なことも考えられます。

原則的に会員毎の個別契約ですので、何なりとご相談、ご提案されることをお勧めいたします。

国民年金・厚生年金制度（続き）

項目	現行制度	改正案	実施時期
標準報酬等級	厚生年金の標準報酬等級 下限 9万2千円 上限 59万円	厚生年金の標準報酬等級 下限 9万8千円 上限 62万円	平成12年10月
総報酬制	<新設> 従来は賞与（支払が年間3回までのもの）は報酬に含めず、特別保険料として賞与の1%を徴収、給付に反映させない。	賞与を含めた総報酬制を導入し、給付に反映させる。保険料総額や給付総額が変動しないよう保険料率と給付乗率を引き下げる。 保険料率 17.35%→13.58% 給付乗率1000分の7.125→1000分の5.481 年金額の計算は、導入前の期間は従来どおりの方法で計算し、導入後の期間は新給付乗率を用いて計算する。	平成15年4月

厚生年金基金制度

項目	現行制度	改正案	実施時期
免除保険料率	3.2%～3.8%	厚生年金の保険料が凍結されることに伴い、その間免除保険料率及び最低責任準備金を凍結する。	未定
自家運用	基金の資産500億円以上 運用対象は債券に限定	資産規模規制を撤廃 運用対象資産を拡大	公布の日から3ヶ月以内の政令で定める日
現物移管	金銭にて移受管	信託契約における金銭信託の制限を撤廃 現物移管を可能にする。	同上
年金資産の一元管理	年金信託は運用と管理が一体 年金特金は運用と管理を分離	運用と管理を分離、管理業務に特化した信託契約等を実施し、資産全体の一元管理を可能にする。	同上
厚生年金基金への拠出	現金のみ	一定の条件で上場株式も認める。	同上
学職経歴監事	必置	必置規制を撤廃	同上
業務委託	認可制	届出制	同上
管理運用に関する契約	届出制	届出制を廃止	同上
基金間の権利義務の継承	<新設>	事業所が基金を脱退し他の基金の設立事業所となる場合、基金及び事業所同意を得て、基金間において権利義務を継承することを認める。	平成12年4月

年金積立金（国民年金・厚生年金）の自主運用

項目	現行制度	改正案	実施時期
年金積立金の運用	大蔵省の資金運用部に全額預託 一部を年金福祉事業団で運用	年金福祉事業団を解散し、新たな特殊法人の年金資金運用基金を設立し、全額を自主運用する。	財政投融资制度の改革に合わせ実施

2. 年金制度改正案

I. 年金制度改正をめぐる動き（平成11年3月末現在）

- 平成11年2月26日 厚生省が年金制度改正案大綱を自民党の年金制度調査会・社会部会合同会議に提示。
- 平成11年3月5日 自民党は年金制度調査会・社会部会合同会議を開き、年金制度改正案大綱を了承。
- 平成11年3月12日 厚生省が年金審議会に年金制度改正案要綱（年金制度改正案大綱に必要な部分を追加した。）を諮問。
- 平成11年3月15日 年金審議会が年金制度改正案要綱を「了承する」旨の答申を行った。

II. 年金制度改正案要綱の概要

国民年金・厚生年金制度

項目	現行制度	改正案	実施時期
年金額	国民年金 月額6万5千円 厚生年金の給付乗率1000分の7.5	国民年金 月額6万7千円 厚生年金（報酬比例部分）の5%適正化 厚生年金の給付乗率1000分の7.125	平成12年4月
年金額のスライド改定	賃金スライド 物価スライド	65歳以降は物価スライドのみとする。	平成12年4月
老齢厚生年金（報酬比例部分）の支給開始年齢	60歳から「特別支給の厚生年金」	男子は平成25年度から平成37年度にかけて、女子は平成30年度から平成42年度にかけて、3年ごとに1歳ずつ60歳から65歳へ段階的に引き上げる。	平成25年度から
在職老齢年金（高在老）	60歳から64歳の在職者から厚生年金の保険料を徴収 年金額を停止	64歳から69歳に拡大	平成14年4月
国民年金の保険料半額免除制度	<新設>	低所得者対象に保険料を半額免除する。 給付は2/3	平成14年4月
学生の国民年金の保険料納付猶予	<新設>	学生の国民年金保険料を卒業後に追納できる納付特例を設ける。	平成12年4月
育児休業中の事業主負担分厚生年金保険料	<新設>	育児休業期間中の厚生年金保険料の事業主負担分を免除する。	平成12年4月
基礎年金の国庫負担割合	1/3	安定した財源を確保して1/2に引き上げる。	平成16年までに
保険料（率）	国民年金 13,300円 厚生年金 1000分の173.5	据え置き 国庫負担引き上げと保険料凍結解除の時期は同時とし、できるだけ速やかに実施する。	時期未定

代表者及びその他の構成員全員の連名により、又は少なくとも共同企業体の名称を冠した代表者の名義で締結すること。また、共同企業体の預金口座については、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によるものとする。

なお、下請企業への支払については、平成10年11月19日付け通知のとおり、公共工事における完成払等発注者から現金による支払があったときには、共同企業体は下請企業に対して相応

する額を速やかに現金で支払うよう配慮すること。

- 共同企業体構成員間の混乱を避け、公共工事を適正かつ速やかに施工するため、代表者が脱退した場合及び代表者としての責務を果たせなくなった場合における代表者の権限の停止や代表者の変更等について、あらかじめ共同企業体協定書等において定めておく方法も講じ得ること。

(別添)

建設省厚契発第12号
建設省経振発第16号
平成11年2月10日

建設大臣官房官庁営繕部長
各地方建設局長
土木研究所長
関係公団・事業団の長 } あて

建設大臣官房長
建設省建設経済局長

共同企業体への工事の発注に関する留意事項について

「緊急経済対策」(平成10年11月16日経済対策閣僚会議決定)の決定及びこれを実行に移すための平成10年度第3次補正予算の成立に際し、その適正かつ円滑な執行については平成10年12月11日付け建設省会公発第255号「平成10年度第3次補正予算等に係る建設省所管事業の執行について」にて既に通知しているところである。また、建設業の経営改善については、建設省として、昨年1月30日と12月9日に対策を取りまとめ、その一項目として共同企業体の活用促進も掲げられたところである。

については、平成10年度第3次補正予算等の執行に係る公共事業の円滑な施行に当たって、共同企業体を活用した工事の円滑かつ迅速な施工を確保すべく、各発注者において共同企業体に対して工事を発注する際には、契約の相手方となる共同企業体の運営が適正なものとなるよう、共同企業体の運営に関する下記の事項に留意しつつ適切な指導を行われたい。

関係通達法令

建設省経振発第20号
平成11年2月10日

(社)全国建設機械器具リース業協会会長 殿

建設省建設経済局長

共同企業体の適正な運営について

共同企業体の活用及びその適正な運営については、昨年1月30日及び12月9日に取りまとめた建設業の経営改善対策に関連して既に通知済みであるが、今般、平成10年度第3次補正予算等の執行に係る公共事業の円滑な施行に当たって、共同企業体を活用した工事の円滑かつ迅速な施工を確保すべく、下記のとおり共同企業体が適正な運営を行うために留意すべき事項をあらためて取りまとめたので、貴団体におかれても、その趣旨を御理解の上、貴団体傘下の建設業者が下記の事項に沿った共同企業体の運営を行うよう、周知徹底方お願いする。

なお、発注者に対しては、本日付けで官房長及び建設経済局長の連名により「共同企業体への工事の発注に関する留意事項について」(別添。建設省厚契発第12号、建設省経振発第16号)を通知したので申し添える。

記

- 前払金の取扱いについては、出資の割合に基づき分配する方法と共同企業体の前払金専用口座に留保する方法があり、各構成員間の協議によりどちらの方法をとるか決定し前払金の適正な使用を確保すること。また、下請企業に対する前払金の支払については平成10年11月19日付け建設省経入企発第26号「下請契約における代金支払の適正化等について」(別添。以下「平成10年11月19日付け通知」という。)においても通知したとおり、共同企業体が前払金の支払を受けたときは、下請企業に対して、資材の購入、建設労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をすること。
- 重要な事項について構成員間で疑義の生じることのないよう公正に共同企業体を運営するため、資金管理方法や下請企業の決定等重要な事項については、代表者のみで決定せず、共同企業体の最高意思決定機関である運営委員会において協議の上決定すること。
- 共同企業体の行う取引は、構成員個人としての取引ではなく、共同企業体としての取引であることを明確にするため、共同企業体の下請契約は、共同企業体の名称を冠して共同企業体の

㈱全国建設機械器具リース業協会会長 殿

建設省建設経済局建設機械課長

中小企業信用保険法第2条第3項第5号に係る 特定業種の指定について

長引く景気低迷を背景として、中小企業の担保力・信用力が低下していることに加え、民間金融機関の「貸し渋り」が、中小企業の資金調達を厳しいものとしています。

このため、中小企業信用保険法第2条第3項第5号の規定に基づき、平成11年3月29日付け通商産業省告示第178号により平成11年4月1日から平成11年6月30日までの間について、特定業種指定が行われ、建設省関係の業種のうち、「建設機械器具賃貸業」が引き続き指定されました。

この特定業種に属し、売上高の減少等について所在地の市町村長（特別区長）の認定を受けた中小企業者は、信用保証協会の保証を受けるに当たり、別紙のとおり一般の保険枠に加え別枠の保険枠を活用できることとなっています。

つきましては、貴協会におかれましては、本制度の活用が図られるよう会員企業等に対する周知方よろしくをお願いします。

別紙1

倒産関連特例保証制度の概要（中小企業信用保険法第2条 第3項第5号による特定業種に係る保証について）

○特定業種の指定

主要な原材料等の供給の著しい減少、需要の著しい減少が生じていることにより当該事業を行う中小企業者の相当部分の事業活動に著しい支障を生じている業種を特定業種として指定する。

○市町村長（特別区長）の認定

指定された業種に属する事業を営んでいる中小企業者で、「最近3ヵ月間の月平均売上高が前年同期の月平均売上高に比して10%以上減少」又は、「最近3ヵ月間の月平均売上高が2年若しくは3年前の同期の月平均売上高に比して10%以上減少し、かつ、前年同期の月平均売上高に比して5%以上減少」しており、経営の安定に支障が生じている者は、所在地の市町村長（特別区長）にその旨の認定を受けることができる。

○認定中小企業者に対する特例措置

市町村長（特別区長）の認定を受けた中小企業者は、信用保証協会の保証を受けるにあたり、信用保険の一般の保証限度額に加えて、別枠の保険限度額を活用できることとなる。

また、保険料も通常の2/3程度に引き下げられる。

（一般保証限度額）

- 普通保険 2億円
 - 無担保保険 5,000万円
 - 特別小口保険 1,000万円
- +

（別枠保証限度額）

- 普通保険 2億円
- 無担保保険 5,000万円
- 特別小口保険 1,000万円

記

- 1 前払金の取扱いについては、出資の割合に基づき分配する方法と共同企業体の前払金専用口座に留保する方法があり、各構成員間の協議によりどちらの方法をとるか決定し、前払金の適正な使用を確保すること。また、下請企業に対する前払金の支払については、平成10年11月19日付け建設省経入企発第26号「下請契約における代金支払の適正化等について」(別添。以下「平成10年11月19日付け通知」という。)においても通知したとおり、共同企業体が前払金の支払を受けたときは、下請企業に対して、資材の購入、建設労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をすること。
- 2 重要な事項について構成員間で疑義の生じることのないよう公正に共同企業体を運営するため、資金管理方法や下請企業の決定等重要な事項については、代表者のみで決定せず、共同企業体の最高意思決定機関である運営委員会において協議の上決定すること。
- 3 共同企業体の行う取引は、構成員個人として

の取引ではなく、共同企業体としての取引であることを明確にするため、共同企業体の下請契約は、共同企業体の名称を冠して共同企業体の代表者及びその他の構成員全員の連名により、又は少なくとも共同企業体の名称を冠した代表者の名義で締結すること。また、共同企業体の預金口座については、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によるものとする。

なお、下請企業への支払については、平成10年11月19日付け通知のとおり、公共工事における完成払等発注者から現金による支払があったときには、共同企業体は下請企業に対して相応する額を速やかに現金で支払うよう配慮すること。

- 4 共同企業体構成員間の混乱を避け、公共工事を適正かつ速やかに施工するため、代表者が脱退した場合及び代表者としての責務を果たせなくなった場合における代表者の権限の停止や代表者の変更等について、あらかじめ共同企業体協定書等において定めておく方法も講じ得ること。

建設省経機発第44号
平成11年4月6日

(株)全国建設機械器具リース業協会会長あて

建設省建設経済局長

コンピュータ西暦2000年問題に関する対応の推進について

標記については、「コンピュータ西暦2000年問題に関する行動計画（平成10年9月11日高度情報通信社会推進本部決定、以下「行動計画」という。）」に基づき、コンピュータ西暦2000年問題に適切に対応し、必要な処置を講ずるため、官民を挙げての取り組みが求められているところです。当省においても、行動計画を受け、「コンピュータ西暦2000年問題対応推進本部」を設置し、対応を進めております。

ついては、貴団体におかれましても、行動計画に掲げた「民間企業コンピュータ西暦2000年問題総点検事項」を参考として、自主的な総点検を実施するよう、傘下会員企業に働きかけ等を行っていただきますようお願い申し上げます。

民間企業コンピュータ西暦2000年問題総点検事項

本総点検事項は、コンピュータ西暦2000年問題について、民間企業が保有するコンピュータ、ソフトウェア及びマイクロ・コンピュータ搭載機器（以下「コンピュータ・システム等」という。）のトラブル及びトラブルによる事業活動への影響を回避し、その活動に支障を生じさせないよう、民間企業が対策をとる場合の参考となるものである。

1. 役員等における基本認識の形成、関与及び組織体制

(1) 役員を含め、2000年問題に対する基本的な理解（問題の背景、影響の範囲、基本的な対応策等）があるか。

(2) 役員が2000年問題を経営問題として位置付けているか。

中長期経営計画、短期業務計画等において、2000年問題が考慮されているか。

(3) 役員が2000年問題への対応策の策定及び実施に積極的に関与しているか。

①2000年問題を統括する役員、部署が明確化され、取組体制が確立されているか。

②2000年問題への対応の進捗状況について、役

員に定期的に報告されているか。

(4) 2000年問題の概要及びその対応策の内容を従業員が理解するよう役員は方策を講じているか。

①各部署ごとの2000年問題の担当者及び責任者が明確化しているか。

②従業員全体が対応策の内容を理解するためにどのように方策がとられているか。

2. 現状評価及び対応策の策定

(1) 2000年問題への対応策が策定されているか。

対応策は、2000年問題が発生するまでの期間、対応に要する経費・人的資源等を考慮し、また、対応が間に合わなかった場合に自社が受ける損害を考慮して計画的に策定されている必要がある。

○問合せ先

最寄りの信用保証協会（信用保証協会は、都

道府県、川崎市、横浜市、名古屋市、岐阜市及び大阪市に設けられている）。

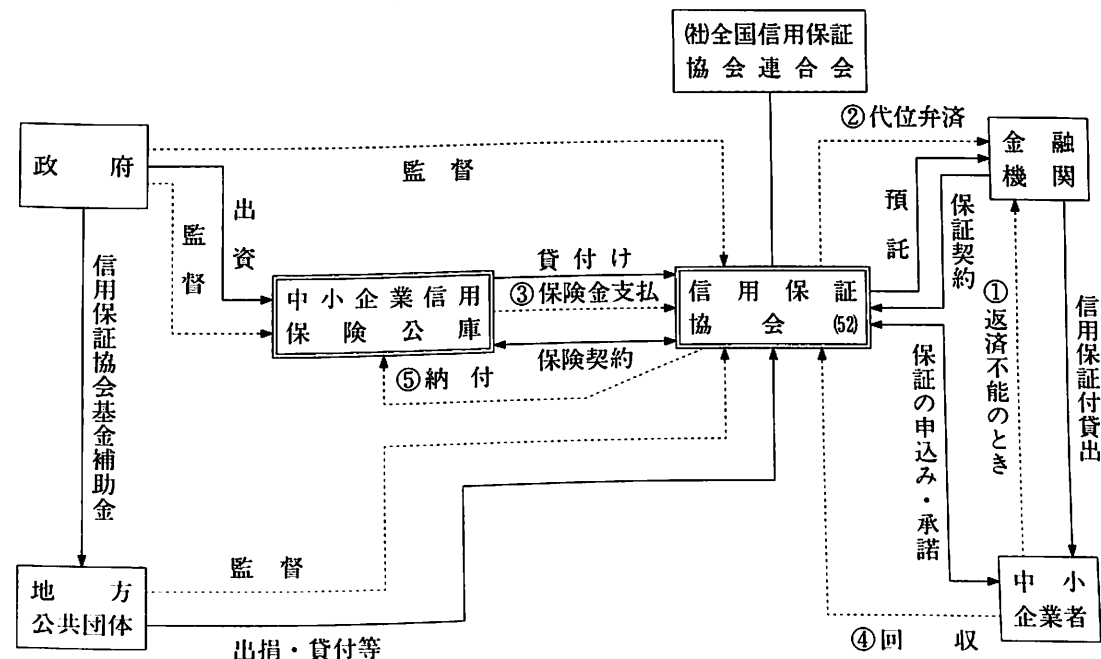
別紙2

信用保証制度の概要

信用保証制度は、中小企業者が事業資金を金融機関から借り入れる際にその借入債務を保証することにより、担保力、信用力が不足している中小

企業者に対する事業資金の融通を円滑にするため設けられた制度であり、信用保証協会法に基づく認可法人である信用保証協会が保証を行っている。

中小企業信用補完制度の仕組み図



(参考)

通商産業省告示第178号

中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第3項第5号の規定に基づき、同号の業種を次のように指定する。

平成11年3月29日 通商産業大臣 与謝野 馨

番号	業種名	指定の期間
195	建設機械器具賃貸業	平成11年4月1日から平成11年6月30日まで

4. 危機管理計画の策定

2000年1月1日以降にトラブルが発生する場合に備えてどのような危機管理計画が策定されているか。

危機管理計画は、2000年1月1日又はそれ以前のコンピュータ・システム等の誤作動等が想定される日までに対応が間に合わなかった場合、及び対応は完了したが、予測しなかったシステムの誤作動等が生ずる場合を想定して策定されていることが必要である。

危機管理計画に盛り込むべき項目例については、別紙のとおり。

5. 対応状況に関する情報の提供

インターネット等のメディアを利用し、企業等における2000年問題への対応状況についての情報が提供されているか。

①ホームページを設定するなどにより、企業における対応状況について、積極的な情報の提供を行っているか。また、その際、官邸ホームペー

ジとの相互接続等を図り、アクセス機会の向上を図っているか。

②上記以外の手段を通じた対応状況に関する情報の提供を行っているか。

6. コンピュータ・システム等の製造・販売業者等による情報の提供

コンピュータ・システム等の製造・販売業者等においては、自社の製品に関して、積極的に情報を開示しているか。

①自社の製造した製品のうち、暦年管理機能を有する製品の仕様の確認を行っているか。

②エンドユーザーが確認できる場合には、個別に当該ユーザーに対する告知及びパンフレットの配布等を行っているか。

③エンドユーザーが確認できない場合における、インターネット等を利用した情報の提供（当該製品が輸出されている場合には、英語等による情報提供についても考慮する）を行っているか。

(別紙)

危機管理計画に含むべき項目例

1. 危機への対応

- ①代替手段の評価及び最善の危機対応方策の選定
- ②誤作動等が生じた場合の対処マニュアルの策定
 - ・システムごとの修理又は復旧の方法（修理、交換、外部調達）
 - ・修理又は復旧の形態（手動による修理、又は自動システムの使用）
 - ・修理又は復旧に至るまでの代替措置
 - ・誤作動等の事態が発生したときの連絡網、連絡手段（誤作動等により社会的に重大な影響を与えるような場合における連絡・公表等の手段を

含む)

- ③危機対応の予想時期の想定及び誤作動等が生じた場合の対処チーム設置
- ④2000年1月1日等問題の集中発生が想定される日における対応手続の設定

2. 危機管理テストの実施

- ①危機管理テストチームの設置及び危機管理に当たる要員、資材等の確保
- ②危機管理計画のテストプランの策定及びテストの実施

具体的な修正等の方法を例示すれば、以下のとおり。

- ①全面的なシステムの更新を行うのか、システムの修正に止めるのか。
 - ②4桁化対応を行うのか、2桁のまま2000年を判断するロジックを組み込むのか。
 - ③社内の人員で行うのか、外部に委託するのか。
- (2) 2000年問題により影響を受けるコンピュータ・システム等が特定されているか。また、それらのうち、優先して対応すべきものが特定されているか。
- 2000年問題により影響を受けるコンピュータ・システム等の特定に当たって、
 - ①企業自らのコンピュータ・システム等のみならず、外部と接続しているシステムを含めて網羅されているか。
 - ②地方及び海外拠点についても網羅されているか。
 - ③制御システム、防犯設備、エレベータ等マイクロ・コンピュータ搭載機器についても網羅されているか。
 - コンピュータ・システム等の把握の仕方の例を示すと以下のとおり。
 - ①コンピュータ・システム等の仕様書、ソースコード等による確認。
 - ②コンピュータ・システム等の製造元、保守業者等に対する問い合わせ。
 - 対応すべきコンピュータ・システム等の優先順位設定の基準の例は、以下のとおり。
 - ・人命や身体などに危険が生じる可能性があるかどうか。
 - ・外部とネットワークで接続されていることにより、他社に損害を及ぼす可能性があるかどうか。
 - ・誤作動等が生じた場合の損失額が大きいかどうか。
 - ・修復までの時間の猶予が限られているかどうか。
 - ・企業等の基幹システムであるかどうか。
- (3) 2000年問題への対応策の各段階（影響を受けるシステムの修正、模擬テスト等）ごとに目標達成期日が明示的に設定されているか。
- 模擬テストに十分な時間をとれる期日設定と

なっているか、取引先等外部の接続するシステムを持つ企業等とのテストは可能かについて、留意する必要がある。

- (4) 2000年問題への対応策に関し、外部の製造業者・販売業者等と積極的に連絡を取っているか。
- (5) 顧客、主要取引先等における2000年問題への対応について把握し、対処しているか。
- (6) 2000年問題を総括する部署は、2000年問題への対応策の各段階における進捗状況を的確に把握し、対処しているか。
- (7) 対応策の実施に必要な予算、人的資源、機材は確保されているか。

3. コンピュータ・システム等の修正及び模擬テスト

- (1) コンピュータ・システム等の修正等の進捗状況はどうか。また、進捗状況は、役員に定期的に報告されているか。
 - ①コンピュータ・システム等の修正の終了予定日はいつか（なお、修正等を進めるに当たっては、優先順位の高いもの、修正等に期間を要するもの等について考慮する必要がある）。
 - ②各システム等の修正の進捗率はどうか。当初計画に比べて遅れている場合、その理由は何か。
 - ③2000年が閏年であることにも留意したコンピュータ計算プログラムに修正されているか。といった点に留意する必要がある。
- (2) 修正したシステム等の模擬テストはどのように行われているか。
 - ①模擬テストの具体的日程はどうか。
 - ②顧客・主要取引先等を含めたテストを行っているか。
 - ③テスト対象とならないコンピュータ・システム等がある場合、それらが2000年問題適格であることをどのように確保するのか。
 - ④できるだけ本番に近い環境下で、対象のコンピュータ・システム等に2000年1月1日以降のデータを与え、入力エラー（入力拒否）、システム停止、誤作動の有無の確認を的確に行っているか。
 - ⑤当該システムを構成する機器、ソフトウェアの関連委託先等を動員し、企業等の職員立ち会いの下、総合的なテストを実施しているか。

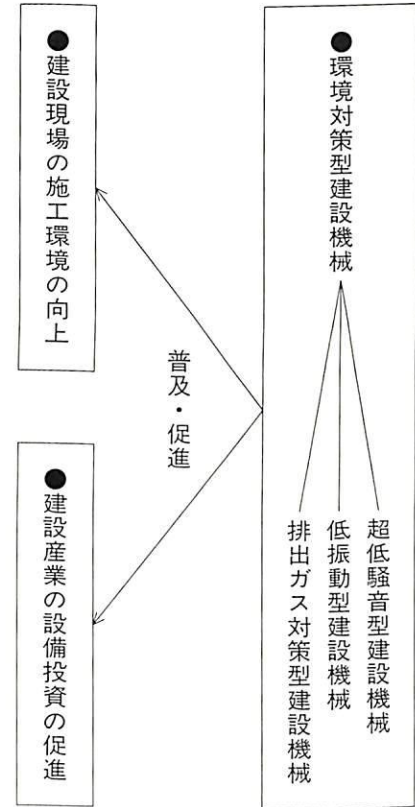
環境対策型建設機械の普及促進のための

融資制度の創設について

1、融資制度の必要性等

建設省では、建設工事にかかる環境対策を推進するため、超低騒音型建設機械、低振動型建設機械及び排出ガス対策型建設機械(総称して環境対策型建設機械)を指定し、直轄工事における使用原則化を図るなどの措置を講じている。これら環境対策型建設機械の普及を進めていくた

めには、購入する者に対してその所要資金を低利の融資によって確保することが必要である。また、現下の景気低迷による設備投資の減少への対応策として有効な融資制度が必要とされている。このため、平成11年度より中小企業金融公庫及び国民金融公庫における特別貸付として、環境対策型建設機械の普及促進のための融資制度を創設するものである。



2、融資制度の内容

① 貸付対象

中小企業金融公庫及び国民金融公庫の貸付制度として「環境対策貸付の産業公害防止資金(国民金融公庫については、公害防止資金)」に「建設機械施工環境整備関連」を創設し、貸付対象者は、建設省が策定した「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」、「排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づき指定された建設機械(別表1)を取得する者とする。なお、これにはリース・レンタル事業者を含む。

② 資金使途

事業者が別表1に掲げる建設機械を取得するために必要な設備資金に対して貸付ける。

③ 貸付条件

(1) 貸付限度

・ 中小企業金融公庫

イ、直接貸付の場合 7億2千万円
ロ、代理貸付の場合

直貸限度額の範囲内で

一般貸付のほか 1億2千万円

・ 国民金融公庫(直接貸付)

7千2百万円

(2) 貸付利率

・ 中小企業金融公庫

基準金利
ただし、4億円を限度として

特別利率②

(平成11年5月19日現在

1・8%)※

・ 国民金融公庫

特別利率②

(平成11年5月19日現在

1・8%)※

※金融情勢の変化により、変動。

(3) 貸付期間

15年以内。

(4) 据置期間

2年以内。

(5) その他

その他の貸付条件は、一般貸付と同様。

(問い合わせ先)

建設省建設経済局建設機械課

課長補佐 喜安和秀(内2745)

電話 (代表) 358014311
(直通) 525111838

(参考資料)




平成10年12月3日建設省告示2077号(低騒音型・低振動型建設機械の指定の追加)及び平成10年12月17日付け建設省経機発145号(排出ガス対策型建設機械の指定の追加)により、現時点で建設省が環境対策型として指定している建設機械で融資対象となるものについては以下のとおりである。なお、指定は各建設機械種類の型式毎に行っている。

- ① 超低騒音型建設機械(12機種、139型式)
バックホウ、トラクタショベル、クローラクレイン、バイプロハンマ、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、アースドリル、振動ローラ、コンクリートカッター、発動発電機、空気圧縮機
- ② 低振動型建設機械(2機種、18型式)
バックホウ、バイプロハンマ
- ③ 排出ガス対策型建設機械
(45機種、1894型式)
・ トンネル工用(15機種、221型式)
ブルドーザ、バックホウ、トラクタショベル、振動ローラ、コンクリート吹付機、ズリ積機

ダンプトラック、ドリルジャンボ、ローディングショベル、坑内積込機、吹付機、コンクリートポンプ車、コンクリートスフレッタ、コンクリートフィニシヤ、コンクリートレベラ

- ・ 一般工用(35機種、1673型式)
ブルドーザ、小型バックホウ、バックホウ、トラクタショベル、クローラクレイン、ホイールクレイン、バイプロハンマ、油圧式杭圧入引抜機、ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ、アスファルトフィニシヤ、空気圧縮機、発動発電機、ドラグライン及びクラムシエル、クローラドリル、タンフトラック、モータグレッダ、自走式破砕機、除雪グレッダ、除雪ドーザ、電気溶接機、投光機、特装運搬車、油圧パワーユニット(基礎工用機械で独立したもの)、アースドリル、クローラ式アースオーガ、自走式土質改良機、高所作業車(リフト車)、全回転型オールケーシング掘削機、ゴムチップ材敷均機、路面安全溝切削機(タービニング)、バイプロ用ウォーターシエット、トラクタ(単体)、スタビライザ

(別表1)

① 超低騒音型建設機械	② 低振動型建設機械	③ 排出ガス対策型建設機械
建設省が一定の騒音基準値(音響パワーレベル)を満足する超低騒音型建設機械として指定したもので、下のラベルを備えた建設機械	建設省が一定の振動基準値を満足する低振動型建設機械として指定したもので、下のラベルを備えた建設機械	建設省が一定の排出ガス成分及び黒煙の基準値を満足する排出ガス対策型建設機械として指定したもので、下のラベルを備えた建設機械
		

より環境に優しい施工を目指して 建設機械の排ガス対策

建設省建設経済局建設機械課

建設機械からの排出ガス

現在、自動車等からの排出ガスが大気汚染の原因の1つとして大きな問題となっています。特に、健康への影響が懸念される窒素酸化物の大気中の濃度については、高いレベルで推移しています。全国で1年間に排出されるNOx総量のうち、6%は建設機械によるものと試算されています。さらに、自動車等の移動排出源に限れば、台数ベースで2%に過ぎない建設機械が年間NOx総排出量の約15%を占めています。

建設省における取り組み

建設省としてはこのような状況を踏まえ、建設機械ユーザーの立場からトンネル坑内作業等の環境改善、機械化施工が大気環境に与える負荷の低減を目的として、建設機械の排出ガス対策に取り組んでいます。

対策にあたっては、「今後10年程度で建設機械のNOx総排出量を2割程度削減すること」を短期目標に掲げ、平成3年に排ガスの基準値(NOx, HC, CO, 黒煙)を策定しました。この基準値を満たした建設機械は、「排出ガス対策型建設機械」として型式指定を行っています。また、トンネル坑内で使用される建設機械については、さらに黒煙の量を低減された建設機械を「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械」として型式指定を行っています。

「排出ガス対策型建設機械」と「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械」には、指定機械であることを識別するラベルが貼付されています。(図-1,2)

建設省ではこれらの建設機械について、一般工事とトンネル工事における排出ガス対策の対象機種(表-1)を決め、積極的に建設省の工事で活用を図っています。



図-1 排出ガス対策型建設機械指定ラベル



図-2 トンネル工事用排出ガス対策型建設機械指定ラベル

表-1 排出ガス対策の対象機種

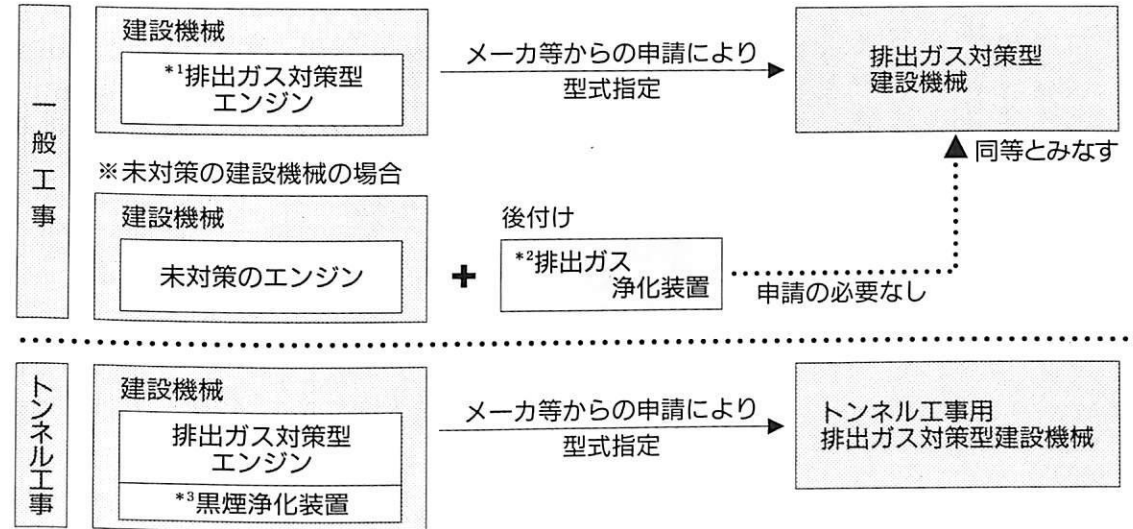
一般工事	トンネル工事
対象機種(ディーゼルエンジン出力7.5~260kW)	対象機種(ディーゼルエンジン出力30~260kW)
<ul style="list-style-type: none"> バックホウ トラクタショベル(車輪式) ブルドーザ 発動発電機(可搬式・溶接兼用機を含む) 空気圧縮機(可搬式) 油圧ユニット(基礎工事用機械で独立したもの) ホイールクレーン(ラフテレンクレーン) ローラ類(ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ) 	<ul style="list-style-type: none"> バックホウ 大型ブレーカ トラクタショベル トラックミキサ コンクリート吹き付け機 ドリルジャンボ ダンプトラック

(道路運送車両法による排ガス規制を受けている建設機械は除く)

排出ガス対策型建設機械とは

排出ガス対策型建設機械とは、*1排出ガス対策型エンジンを搭載し、メーカー等の申請によって型式指定された建設機械のことです。また、未対策の建設機械については、性能の確認された*2排出ガス浄化装置を後付けすることにより、排出ガス対策型建設機械と同等にみなしています。

トンネル工事用排出ガス対策型建設機械とは、排出ガス対策型エンジンと*3排出ガス対策型黒煙浄化装置の両方を搭載し、メーカー等の申請によって型式指定された建設機械のことです。



- *1) 排出ガス対策型エンジン 排出ガス基準値を満たしたエンジンで、建設省で型式の認定を受けたもの。排出ガス対策型建設機械として指定を受けるときの条件の一つとなる。
- *2) 排出ガス浄化装置 「建設技術評価制度」または「民間開発建設技術の技術審査・証明事業」によりその性能を確認された浄化装置。ユーザーが装着することができる。
- *3) 黒煙浄化装置 H10.4.1以降新たに指定を受ける機械については、定量的基準をみたし認定を受けた排出ガス対策型黒煙浄化装置の搭載が条件となる。

図-3 排出ガス対策型建設機械のしくみ

排出ガス対策型建設機械の普及状況

排出ガス対策型建設機械の販売割合は、図-4に示すように年々増加しており、平成9年度には約9割以上が対策型の機械となっています。

また、これら排出ガス対策型建設機械の普及により、建設機械からの年間NOx総排出量は排出ガス対策が行われなかったと想定した場合と比較して平成9年度には約10%低減されたと試算しています。

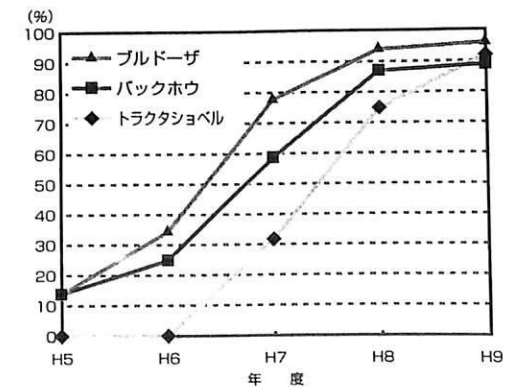


図-4 排出ガス対策型建設機械の販売割合推移

さらなる環境保全に向けて

建設省では、建設機械からの排出ガスの削減を図るため、長期目標として「2010年までにNOxの年間総排出量を1993年レベルより3割程度削減すること」を発表しています。今後とも、更なる環境保全を推進するために建設機械の排ガス対策に取り組んでいきます。

社外機械使用実態調査順位推移表（平成7年度～）

	対象機械名	仕様	10年度		9年度		8年度		7年度	
			順位	%	順位	%	順位	%	順位	%
10	トラクタショベル	山積 2㎡以上	50	26.1	46	32.4	52	24.6	27	40.7
42	キュービクル式高圧受変電設備	全機種	51	25.5	51	26.2	54	21.3	55	18.1
54	油圧ハンマ	全機種	52	25.4	35	40.0	34	40.2	47	22.2
12	ホイローダ	山積 4㎡以上	53	21.9	56	16.9	37	36.5	46	23.9
25-2	工専用エレベータ	高速型 全機種	54	20.8	43	33.3	55	19.3	51	19.4
6	M.スクレーパ	全機種	55	19.8	53	19.2	45	30.7	44	28.6
21-2	タワークレーン	起伏式 油圧クライミング120t×m以上	56	19.0	59	12.9	61	9.4	59	14.7
56	オールケーシング掘削機	全機種	57	14.0	54	18.8	55	19.3	49	20.2
15	重ダンプトラック	32t積以上	58	12.6	58	14.1	59	15.0	57	17.0
55	クローラ式アースオーガ	全機種	59	11.0	55	17.4	53	21.9	52	18.8
2	ブルドーザ	リッパ付 45t未満	60	10.5	57	15.8	57	18.7	56	17.5
57	地下連続壁掘削機	全機種	61	7.8	62	9.3	60	14.8	48	21.4
3	ブルドーザ	リッパ付 45t以上	62	7.7	61	10.0	62	7.8	60	13.8
17	機関車	ディーゼル 全機種								
21	タワークレーン	油圧クライミング								
29	廃泥水処理装置	フィルタプレス式 全機種								
平均			54.1		51.2		50.6		48.7	

① 建設業者のリース依存度(B + D / E)

(単位：%)

	対象機械名	仕様	10年度		9年度		8年度		7年度	
			順位	%	順位	%	順位	%	順位	%
49	高所作業車	室内用 バッテリー自走式	1	94.1	1	91.8	3	85.6	2	86.4
50	高所作業車	作業床高10m未満(No.49を除く)	2	93.0	2	88.8	1	91.5	1	89.5
52	ディーゼルハンマ	全機種	3	87.5	48	30.8	51	25.0	30	39.6
51	高所作業車	作業床高10m以上	4	83.4	3	85.8	2	86.7	3	86.0
43	ディーゼル発電機	全機種	5	76.3	5	74.1	4	73.9	5	73.3
28	フォークリフト	全機種	6	75.5	6	71.8	6	68.8	4	73.7
29-2	濁水処理装置	全機種	7	74.3	4	74.7	5	70.6	6	66.1
27-2	門型クレーン	3t以上	8	74.1	10	65.6	15	57.9	15	54.6
41	ファン	40m³/min以上	9	71.6	13	61.4	9	63.1	11	59.3
35	コンクリートプラント	全自動・強制練型 0.75㎡以上	10	67.4	28	46.4	19	55.6	25	42.1
40	空気圧縮機	ポータブル式・全機種(除ベビコン)	11	66.5	9	66.3	8	63.4	7	62.4
29-1	泥水処理装置	全機種	11	66.5	7	68.2	12	60.7	10	60.1
34	転圧ローラ	自走式 全機種	13	64.8	22	53.9	20	55.3	14	55.8
30	トンネル用ドリルジャンボ	全機種	14	64.6	12	62.2	13	59.4	19	50.9
32	軟岩トンネル掘進機	全機種	15	63.8	18	56.1	16	57.5	20	48.9
18	ズリ鋼車	側開転倒式 1～6㎡	16	63.6	8	66.4	18	55.8	42	29.9
11	ホイローダ	山積 4㎡未満	17	62.6	11	65.3	11	61.3	12	58.5
20	トラッククレーン	ラフテレンクレーンを含む全機種	18	60.1	14	61.3	10	61.6	13	58.1
39	空気圧縮機	定置式 全機種	19	59.7	15	59.8	14	58.4	9	60.4
13-2	ズリ積機	クローラ式 バックハウ型	20	59.0	17	57.4	28	44.8	31	38.6
13-1	ズリ積機	0.17㎡以上(No.13-2を除く)	21	57.8	38	36.8	46	30.1	17	53.4
44	コンクリート吹付機	全機種	22	55.0	18	56.1	22	50.7	8	60.8
22	タワークレーン	起伏式 ワイヤクライミング	23	54.9	21	54.9	24	49.7	33	37.8
27-1	門型クレーン	3t未満	24	53.7	16	58.2	25	49.3	21	48.8
19	クローラクレーン	全機種	25	52.5	25	51.3	21	52.0	18	52.8
36	コンクリートプラント	全自動・傾胴型 0.75㎡×2以上	26	50.0	23	52.9	35	38.7	43	28.8
46	ジョークラッシャ	供給口 600×900mm以上	26	50.0	43	33.3	40	33.3	58	16.3
48	ロッドミル	φ900×2,400mm以上	26	50.0	60	11.1	7	65.1	62	7.4
16	機関車	バッテリー式 全機種	29	49.3	20	55.0	31	41.4	40	33.2
37	コンクリートポンプ	定置式 10m³/hr以上	30	46.6	31	44.1	33	40.4	41	31.3
9	トラクタショベル	山積 2㎡未満	31	46.4	27	47.4	23	50.5	24	45.9
33	モータグレーダ	全機種	32	46.1	38	36.8	32	40.9	36	35.9
53	パイプロハンマ	全機種	33	45.3	24	51.4	17	56.7	15	54.6
45	ケーブルクレーン	吊荷重 3t以上	34	44.4	28	46.4	40	33.3	50	20.0
7	油圧ショベル	山積 1㎡未満	35	44.2	33	41.4	29	43.1	26	40.9
26	工専用エレベータ	ロングスパン 全機種	36	42.5	34	40.6	48	29.9	32	37.9
25-1	工専用エレベータ	普通型 全機種	37	41.6	26	49.5	26	47.0	22	46.8
47	ジョークラッシャ	油圧式 マントル径600mm以上	38	41.2	52	24.0	49	29.0	61	10.2
14-2	重ダンプトラック	32t積未満	39	39.0	37	39.1	27	46.6	28	40.5
31	クローラドリル	全機種	40	37.8	42	34.3	47	29.9	34	37.1
38	A.フィニッシャ	全機種	41	37.5	47	31.4	42	32.1	39	33.5
1	ブルドーザ	普通 全機種	42	37.1	36	39.2	36	37.9	37	35.2
14-1	ダンプトラック	11t積未満	43	34.0	40	35.1	30	42.6	29	40.2
5	被けん引式スクレーパ	全機種	44	31.7	41	34.4	50	28.2	53	18.6
23	タワークレーン	水平型 油圧クライミング 全機種	45	30.4	32	42.0	38	34.9	22	46.8
8	油圧ショベル	山積 1㎡以上	46	30.3	50	26.4	43	31.1	45	28.1
21-1	タワークレーン	起伏式 油圧クライミング 120t×m未満	47	29.0	30	45.1	39	33.7	35	36.8
24	ジブクレーン	全機種	48	28.4	49	28.2	58	16.5	53	18.6
4	ブルドーザ	湿地 全機種	49	28.2	45	32.6	44	30.9	38	33.8

② 調査会社のリース依存度(B / A + B)

(単位：%)

	対象機械名	仕様	10年度		9年度		8年度		7年度	
			順位	%	順位	%	順位	%	順位	%
10	トラクタショベル	山積 2㎡以上	1	100.0	30	78.6	41	50.0	14	85.0
47	コーンクラッシャ	油圧式 マントル径600mm以上	1	100.0	1	100.0	24	80.0	54	21.1
53	パイプロハンマ	全機種	1	100.0	16	94.9	14	91.7	8	95.2
54	油圧ハンマ	全機種	1	100.0	1	100.0	24	80.0	27	66.7
55	クローラ式アースオーガ	全機種	1	100.0	54	40.0	21	83.3	1	100.0
56	オールケーシング掘削機	全機種	1	100.0	1	100.0	50	33.3	27	66.7
50	高所作業車	作業床高10m未満(No.49を除く)	7	98.3	15	95.0	5	97.9	3	97.3
20	トラッククレーン	ラフテレンクレーンを含む全機種	8	96.9	9	98.4	7	97.4	7	95.3
49	高所作業車	室内用 バッテリー自走式	9	96.3	12	96.5	12	93.3	9	91.6
43	ディーゼル発電機	全機種	10	95.4	12	96.5	9	94.0	5	95.9
7	油圧ショベル	山積 1㎡未満	11	94.6	10	97.4	8	96.6	6	95.5
51	高所作業車	作業床高10m以上	12	94.0	18	93.2	10	93.9	4	96.4
40	空気圧縮機	ポータブル式・全機種(除ベビコン)	13	90.8	20	91.4	16	90.3	11	88.6
37	コンクリートポンプ	定置式 10m³/hr以上	14	89.2	22	88.2	20	83.5	24	71.0
15	重ダンプトラック	32t積以上	15	88.9	26	85.7	24	80.0	32	61.8
14-1	ダンプトラック	11t積未満	16	88.6	14	96.2	15	91.6	19	80.0
19	クローラクレーン	全機種	17	88.5	23	86.7	22	82.9	15	84.9
28	フォークリフト	全機種	18	85.9	24	86.6	23	82.0	16	84.5
11	ホイローダ	山積 4㎡未満	19	84.6	24	86.6	19	84.0	17	82.9
8	油圧ショベル	山積 1㎡以上	20	84.4	11	97.2	11	93.4	12	87.8
1	ブルドーザ	普通 全機種	21	83.9	19	92.6	13	92.8	18	81.6
46	ジョークラッシャ	供給口 600×900mm以上	22	83.3	21	90.0	29	75.0	52	29.4
9	トラクタショベル	山積 2㎡未満	23	82.6	17	93.5	18	88.4	10	90.9
29-1	泥水処理装置	全機種	24	80.2	28	79.2	36	62.8	22	71.4
13-2	ズリ積機	クローラ式 バックハウ型	25	78.6	33	75.0	17	89.2	22	71.4
29-2	濁水処理装置	全機種	26	77.7	32	76.7	27	75.8	26	70.1
27-2	門型クレーン	3t以上	27	76.2	37	69.3	34	63.2	36	58.5
48	ロッドミル	φ900×2,400mm以上	28	75.0	1	100.0	1	100.0	57	16.7
39	空気圧縮機	定置式 全機種	29	72.8	36	70.5	31	65.3	29	66.1
41	ファン	40m³/min以上	30	72.1	42	63.1	33	63.7	34	59.2
35	コンクリートプラント	全自動・強制練型 0.75㎡以上	31	71.8	44	61.5	37	62.7	37	56.3

	対象機械名	仕様	10年度		9年度		8年度		7年度	
			順位	%	順位	%	順位	%	順位	%
13-2	ズリ積機	クローラ式 バックハウ型	14	56.2	8	55.4	29	37.0	37	32.8
38	A. フィニッシャ	全機種	15	55.6	22	35.3	20	44.6	28	38.8
40	空気圧縮機	ポータブル式・全機種(除ベビコン)	16	54.9	12	49.6	16	49.2	14	51.9
13-1	ズリ積機	0.17㎡以上(No.13-2を除く)	17	54.5	45	23.6	50	19.6	23	44.6
25-1	工所用エレベータ	普通型 全機種	18	52.9	46	23.5	14	50.0	26	40.4
35	コンクリートプラント	全自動・強制練型 0.75㎡以上	18	52.9	49	21.3	18	46.7	55	13.9
39	空気圧縮機	定置式 全機種	20	51.7	11	50.3	13	52.3	13	53.9
16	機関車	バッテリー式 全機種	21	51.2	2	80.0	40	27.0	5	71.0
26	工所用エレベータ	ロングスパン 全機種	22	50.0	33	30.7	43	26.0	20	48.2
53	パイプロハンマ	全機種	23	43.8	16	43.2	10	54.7	16	50.0
9	トラクタショベル	山積 2㎡未満	24	43.2	17	42.7	21	44.4	27	39.2
32	軟岩トンネル掘進機	全機種	25	42.9	47	23.1	56	10.3	8	59.3
44	コンクリート吹付機	全機種	26	42.5	27	33.3	37	28.7	11	54.5
29-1	泥水処理装置	全機種	27	41.7	40	27.4	8	58.2	21	46.7
33	モータグレーダ	全機種	27	41.7	40	27.4	34	30.9	43	29.6
11	ホイローダ	山積 4㎡未満	29	40.8	21	38.7	23	39.6	31	36.3
20	トラッククレーン	ラフテレンクレーンを含む全機種	30	38.6	24	34.6	28	37.2	33	35.6
27-1	門型クレーン	3t未満	31	38.0	13	48.6	41	26.6	25	40.9
30	トンネル用ドリルジャンボ	全機種	31	38.0	13	48.6	14	50.0	24	43.2
7	油圧ショベル	山積 1㎡未満	33	37.6	29	32.8	30	35.4	35	34.0
18	ズリ鋼車	側開転倒式 1~6㎡	34	37.0	3	74.6	1	91.3	6	67.6
27-2	門型クレーン	3t以上	35	35.4	35	30.3	31	34.7	34	34.4
31	クローラドリル	全機種	35	35.4	35	30.3	41	26.6	36	33.8
36	コンクリートプラント	全自動・傾胴型 0.75㎡×2以上	37	33.3	23	35.0	60	0.0	54	14.3
47	コーンクラッシャ	油圧式 マントル径600mm以上	37	33.3	54	13.6	59	4.8	60	3.3
19	クローラクレーン	全機種	39	32.6	34	30.5	31	34.7	32	35.8
14-1	ダンプトラック	11t積未満	40	31.8	31	31.3	22	40.7	28	38.8
5	被けん引式スクレーバ	全機種	41	31.7	26	34.0	38	28.2	50	19.8
1	ブルドーザ	普通 全機種	42	30.3	37	29.9	36	28.8	39	31.3
21-1	タワークレーン	起伏式 油圧クライミング120t×m未満	43	30.0	30	32.4	3	68.6	11	54.5
8	油圧ショベル	山積 1㎡以上	44	28.1	44	23.7	35	28.9	45	26.3
4	ブルドーザ	湿地 全機種	45	27.2	39	29.0	39	27.3	38	32.3
37	コンクリートポンプ	定置式 10㎡/hr以上	46	26.6	42	26.6	51	18.8	56	13.2
14-2	重ダンプトラック	32t積未満	47	25.5	43	26.3	24	38.3	41	30.2
24	ジブクレーン	全機種	48	25.0	25	34.5	26	37.9	16	50.0
46	ジョークラッシャ	供給口 600×900mm以上	48	25.0	53	13.8	54	15.8	59	7.7
54	油圧ハンマ	全機種	50	21.7	32	30.8	25	38.2	47	21.1
10	トラクタショベル	山積 2㎡以上	51	20.3	48	21.7	47	23.0	41	30.2
21-2	タワークレーン	起伏式 油圧クライミング120t×m以上	52	20.0	52	14.3	48	22.2	1	83.3
6	M. スクレーバ	全機種	53	17.8	51	16.1	44	25.8	44	28.0
56	オールケーシング掘削機	全機種	54	13.3	58	12.7	51	18.8	51	19.0
57	地下連続壁掘削機	全機種	55	11.6	56	13.2	46	24.1	40	30.8
2	ブルドーザ	リッパ付 45t未満	56	9.9	55	13.3	53	16.2	53	15.9
55	クローラ式アースオーガ	全機種	57	9.7	50	17.1	49	20.7	52	18.0
15	重ダンプトラック	32t積以上	58	9.6	59	12.3	55	14.1	58	10.1
12	ホイローダ	山積 4㎡以上	59	8.0	56	13.2	33	34.4	48	20.5
3	ブルドーザ	リッパ付 45t以上	60	7.7	60	10.0	57	7.8	57	12.1
48	ロッドミル	φ900×2,400mm以上	61	0.0	61	0.0	58	6.3	61	0.0
25-2	工所用エレベータ	高速型 全機種	—	—	27	33.3	60	0.0	3	75.0
17	機関車	ディーゼル 全機種								
21	タワークレーン	油圧クライミング								
29	廃泥水処理装置	フィルタプレス式 全機種								
	平	均		42.1		36.7		39.6		39.4

	対象機械名	仕様	10年度		9年度		8年度		7年度	
			順位	%	順位	%	順位	%	順位	%
30	トンネル用ドリルジャンボ	全機種	32	71.7	39	65.6	38	61.2	38	52.7
12	ホイローダ	山積 4㎡以上	33	71.4	1	100.0	1	100.0	19	80.0
32	軟岩トンネル掘進機	全機種	34	70.5	41	64.2	28	75.3	45	44.3
4	ブルドーザ	湿地 全機種	35	68.8	1	100.0	5	97.9	35	58.7
18	ズリ鋼車	側開転倒式 1~6㎡	36	68.6	40	64.6	40	52.0	53	27.6
34	転圧ローラ	自走式 全機種	37	68.3	43	62.2	35	63.0	33	59.4
44	コンクリート吹付機	全機種	38	67.1	34	72.3	31	65.3	31	64.1
2	ブルドーザ	リッパ付 45t未満	39	66.7	26	85.7	1	100.0	43	45.8
13-1	ズリ積機	0.17㎡以上(No.13-2を除く)	39	66.7	35	71.4	47	45.9	30	64.2
27-1	門型クレーン	3t未満	41	65.2	38	68.0	39	59.2	39	51.7
14-2	重ダンプトラック	32t積未満	42	64.6	29	78.9	30	66.9	25	70.6
6	M. スクレーバ	全機種	43	60.0	47	53.8	1	100.0	21	75.0
36	コンクリートプラント	全自動・傾胴型 0.75㎡×2以上	44	58.3	30	78.6	46	46.2	41	50.0
22	タワークレーン	起伏式 ワイヤクライミング	45	53.7	49	52.0	43	49.0	46	39.8
31	クローラドリル	全機種	46	53.3	1	100.0	41	50.0	40	51.6
16	機関車	バッテリー式 全機種	47	49.0	48	53.6	48	42.6	51	31.0
33	モータグレーダ	全機種	48	48.6	52	42.5	45	46.5	47	39.7
26	工所用エレベータ	ロングスパン 全機種	49	42.2	53	42.2	52	30.4	48	37.1
25-1	工所用エレベータ	普通型 全機種	50	40.9	45	56.3	44	46.9	42	48.1
45	ケーブルクレーン	吊荷重 3t以上	51	36.4	46	54.2	49	37.1	55	20.6
38	A. フィニッシャ	全機種	52	33.2	57	30.6	54	28.5	50	32.4
21-1	タワークレーン	起伏式 油圧クライミング120t×m未満	53	28.9	51	46.3	53	29.7	49	35.1
24	ジブクレーン	全機種	54	28.6	58	27.6	57	14.9	57	16.7
42	キュービクル式高圧受変電設備	全機種	55	24.0	59	25.2	55	19.9	56	16.9
23	タワークレーン	水平型 油圧クライミング 全機種	56	21.1	55	37.1	51	32.4	44	45.0
25-2	工所用エレベータ	高速型 全機種	57	20.8	56	33.3	56	19.7	59	15.2
21-2	タワークレーン	起伏式 油圧クライミング120t×m以上	58	19.0	60	12.8	58	9.1	61	11.7
3	ブルドーザ	リッパ付 45t以上	59	0.0	—	—	59	0.0	13	85.7
57	地下連続壁掘削機	全機種	59	0.0	61	2.5	59	0.0	60	13.8
5	被けん引式スクレーバ	全機種	—	—	1	100.0	—	—	62	0.0
52	ディーゼルハンマ	全機種	—	—	50	50.0	—	—	1	100.0
17	機関車	ディーゼル 全機種								
21	タワークレーン	油圧クライミング								
29	廃泥水処理装置	フィルタプレス式 全機種								
	平	均		71.5		71.4		65.8		62.0

③ 協力業者のリース依存度(D/C+D)

(単位: %)

	対象機械名	仕様	10年度		9年度		8年度		7年度	
			順位	%	順位	%	順位	%	順位	%
49	高所作業車	室内用 バッテリー自走式	1	91.3	1	82.5	5	64.8	2	78.4
52	ディーゼルハンマ	全機種	2	87.5	38	29.7	45	25.0	46	25.6
45	ケーブルクレーン	吊荷重 3t以上	3	80.0	61	0.0	60	0.0	61	0.0
50	高所作業車	作業床高10m未満(No.49を除く)	4	77.3	4	72.6	2	74.3	4	71.8
23	タワークレーン	水平型 油圧クライミング 全機種	5	75.0	7	63.6	12	53.3	10	57.1
22	タワークレーン	起伏式 ワイヤクライミング	6	71.4	5	68.8	9	57.1	49	20.0
41	ファン	40㎡/min以上	7	65.2	17	42.7	11	54.0	7	60.3
42	キュービクル式高圧受変電設備	全機種	8	63.2	10	52.8	7	58.7	19	49.2
43	ディーゼル発電機	全機種	9	60.8	9	54.7	6	59.2	8	59.3
51	高所作業車	作業床高10m以上	10	60.7	6	65.3	4	66.0	18	49.8
29-2	濁水処理装置	全機種	11	59.6	19	42.5	27	37.5	30	36.8
34	転圧ローラ	自走式 全機種	11	59.6	19	42.5	17	47.1	15	51.3
28	フォークリフト	全機種	13	58.7	15	43.9	19	45.5	22	46.5

LETTERS BRANCH

FROM THE

支部だより

沖縄支部

DREAM COMES TRUE

沖縄支部上空を我がもの顔で飛ぶ海兵隊普天間基地のヘリコプター爆音で電話の声も途切れがち、米軍基地が日本全国の75%以上も集中している沖縄で、基地縮小運動をいくらやってもやり過ぎることはないが、四年前基地公害という暴力に泣かされている沖縄の実状を県民を代表して県知事が日本政府に訴えた。

「チニククルサッチー ニンダリー シンガ チニククルチエー ニンダラン」(他人に痛めつけられても眠ることはできるけれども、他人を痛めつけたら眠ることはできない。……沖縄の諺)

日本の政治家がこの諺の真の意味が分つたのだろうか。3年たったが、全く変化なし。が、期待する。「問題を解決するには自分の都合や押しつけではなく、相手の立場になって話し合い、仲良く暮らすのが人間社会の理想な姿である。」長い沖縄の歴史の中で祖先が学んだ社会観である。夢を現実にするには、常に人間の「力」が必要。県民を感動の渦に巻き込んだ四月四日、くしくも「沖縄県設置の日」だった。沖縄尚学高校の野球

が甲子園春の選抜大会で日本一になって沖縄全県民を元気にした。「長い間待たせてごめん」開会式が行進曲、県出身デューオ「キコロ」が歌う歌詞通りの結果まさに夢を現実させてくれた。一回戦、二回戦は接戦をしのぎ、準決勝は強豪PL学園との熱闘を制し、決勝では水戸商を圧倒した。一戦一戦着実に力を付けて全国高校球児の頂点に立った。アルプススタンドが歓喜、涙に包まれる中、ナインは普段通りの「自然体」の表情で涙を流すことなく、さわやかな笑顔を見せた。重圧を感じさせないハツラツとしたプレー通り、栄光の瞬間に涙なし、若者らしいさわやかな笑顔がはじけ、沖縄の新しい時代を予感させた。四万八千人のウエイブが球場を三周した。三週目には両手を挙げて立ち上がる人の数は増え、津波のように伝わった。数十分前まで争った敵味方の区別がなくなり、球場全体が沖縄の初優勝を祝福した。感動のシーンであった。

沖尚には、スター的選手はいないが、夢を現実にしたのは全員野球につきるようだ。エラーもするが、みんななかば助け合う。このチームワークの良さは、日頃からの生活面重視の指導がもたらせた成果である。基本練習は厳しい

沖縄支部長 岡部康弘



が、それ以上に何気ない、生徒たちの生活、練習態度に目を光らせる。特に時間厳守を徹底し、それが守られなければレギュラーであってもベンチから外される。何よりも、素直さ、人間性重視のチームづくりを徹底している。昨年こんなエピソードがあった。チームの規律を破り、試合中に帰された中心選手が、たった一人でグラウンドの草むしりを黙々と続ける姿に手ごたえを感じた、と監督は言っている。また文武両道を掲げる同校では、授業に支障を来すということ朝の練習を禁止している。練習は量より質。短時間でも集中力をもってすれば成果が得られることを沖尚野球は教えてくれた。

建設業と建機メーカーの間にあるって機能する我々レンタル業は、サービスマンとして機械化施工の重要な役割を担っているが、建設産業の中で川下に位置し、最も弱い立場にあり、地位も低い。レンタル業は「素直さとやる気」だ。沖尚に習ってレンタル業界地位向上に頑張りますよう。

お知らせ

「CONET'99」開催のご案内

～平成11年度 建設機械と新工法展示会～

1. テーマ: 「けんせつ、自由探険」
2. 会期: 7月14日(水)～17日(土)
3. 場所: 東京都江東区有明3-21-1
東京ビッグサイト・国際展示場(東展示棟)
4. 開場時間: 9時30分～17時00分
但し、14日(初日)は10時より開会式、17日(最終日)は16時30分終了
5. 主催: (社)日本建設機械化協会
6. 共催: (社)土木学会、(社)日本土木工業協会、(社)日本道路建設業協会
7. 後援: 建設省、通商産業省、農林水産省、運輸省、水資源開発公団、日本道路公団、首都高速道路公団、日本鉄道建設公団、本州四国連絡橋公団、農用地整備公団、住宅・都市整備公団、日本下水道事業団、東京都
8. 入場料: 無料
9. 交通機関:
 - ①臨海副都心線: 新木場駅(JR、営団地下鉄) ← → 国際展示場駅
 - ②東京臨海新交通臨海線(ゆりかもめ): 新橋駅(JR、営団・都営地下鉄) ← → 国際展示場正門駅
 - ③都営バス: 東京駅八重洲口(JR、営団地下鉄) 門前仲町(営団地下鉄) 豊洲(営団地下鉄)
 - ④水上バス: 浜松町(日の出橋) ← → 東京ビッグサイト
 - ⑤空港からの直通バス: 羽田空港 成田空港 東京シティエアターミナル

特別企画

- ☆テーマ広場
- ☆施工情報コーナー
- ☆建設技術コーナー
- ☆試乗体験コーナー
- ☆建機デザインプロジェクト

平成11年度委員会活動報告

(平成11年4月16日～5月31日)

協会本部の各委員会の活動内容(期間:11年4月～5月)を議事録に基づき、議題を中心に簡略的にまとめたものです。年間2回(新年号・6月号)掲載いたします。

協会運営にご協力お願いいたします。

常任理事会(総務委員会合同)

日時 平成11年4月16日(金) 13:00～16:30
場所 (株)全建リース業協会 会議室

議事

- 1、第68回理事会について
委員長には、理事会の席上、委員会活動について報告していただくことも了承された。
 - 2、「決議事項」について
(1) 第26回定期総会議案書について
3、第26回定期総会について
4、その他
・排出ガス対策型建設機械について
二次基準値適用機械については、2005年4月1日以降より適用され、製造規制とする方向であることが報告された。
- なお、2005年3月31日までに製造された第一次基準

適用機械は2005年4月1日以降も引き続き適用機械として取り扱われることも報告された。

第68回理事会

日時 平成11年5月21日(金) 12:00～15:00
場所 池之端文化センター 3F 松竹の間

議事

- I 決議事項
1、第26回定期総会議案書について
第1号議案 平成10年度事業報告承認の件
第2号議案 平成10年度収支決算書承認の件
会計監査報告
第3号議案 役員辞任に伴う登記抹消に関する件
第4号議案 未納会費等に関する件
第5号議案 平成11年度事業計画(案)に関する件
第6号議案 平成11年度収支予算(案)に関する件
上記、第26回定期総会議案書(案)は、審議の結果、承認された。
- 2、(株)全建リース協の支部としての「支部名称」統一について
「支部名称」については、「〇〇支部」と称し、すでに昭和58年6月30日付承認の支部規定が再確認された。
また、従たる事務所については、現在27支部をすべて登記することを義務づけているものではないことの説明が行われた。
- 3、「卸リース」(現行「卸レンタル」)を業界用語とすることに
基本的には、レンタルは時間、週、月単位で行うこと、ま

た、機械の修理費は所有者負担であることから、メーカー等による「卸レンタル」と称する販売の方策は「卸リース」であるとするを、業界用語として普及を図ることが承認された。

II 「報告事項」

1、入会21社、退会69社が報告され承認された。

III 「各委員会」

1、総務委員会

- (1) 平成11年度事業計画に基づき、流通委員会の開催数の増加に伴う日程が報告され、了承された。
- (2) 支部規程について 【決議事項2】

2、広報委員会

- (1) 第51号「かいほう」掲載内容について「建設機械の排出ガス基準値について」は、基準値等が具体的に決定されていないことから掲載を見送ることが報告され、了承された。

3、福利厚生委員会

石井委員長

- (1) 厚生年金基金の永田常務より報告が行われた。

- ①年金資産運用状況について

4、教育指導委員会

近藤委員長

- (1) 全建リース総合賠償制度支部別加入状況について
動産総合保険制度について
全会員を募集対象者とする要望があり、取り決め事項に基づき、加入促進を図ることが了承された。

5、企画調査委員会

小林委員長

- (1) 「建設機械器具のリース・レンタルネットワーク構築に於いての報告書」が作成されたこと、また、この報告書の主旨に基づき、平成11年度中にネットワークの試行を行うことになっていることが説明され、各支部において、ネットワーク構築のための検討を要請することが了承された。

6、流通委員会

荒井委員長

- (1) 大手広域業者について
①地区における話し合いに、本社と直結した責任者の組織図が作成されることになった。
②本社の経営方針が地区まで徹底するよう、社員教育等を充実させる。
- (2) メーカーについて
レンタル業参入等について、メーカーの拠点等の調査結果に基づき、建設省に現状の説明を行ったこと、また、今後も懇談会を通じて改善策等について申し入れを継続することが報告された。

- (3) 委員会活動の情報開示の徹底について

7、管理技士専門委員会

片桐委員長

- (1) 講習会及び試験について
平成11年度 事業計画(講習会日程等)の説明が行われ、了承された。
- (2) 管理技士制度について
制度改正につき、検討を行うための特別委員会を設置することの上程が行われ、了承された。

8、可発委員会

後藤委員長

- (1) 平成11年度事業計画(講習会日程等)の説明が行われ、

広報委員会

日時 平成11年4月16日 13:00
場所 (株)全建リース業協会 会議室

- 議事
- 1、平成10年度決算(案)について
平成10年度決算(案)の内容が検討され、第26回定期総会において第2号議案として上程することが決定された。
 - 2、平成11年度予算(案)について
平成11年度予算(案)の内容が検討され、第26回定期総会において第6号議案として上程することが決定された。
 - 3、茨城支部について
役員登録抹消手続に関しては、第26回定期総会において第3号議案として承認を得ることになった。
 - 4、第26回定期総会議案書について
 - 5、平成11年度年間スケジュール
 - 6、その他
小林幅委員長(企画調査委員長)より下記内容の要請があった。
「建設機械器具リース・レンタルネットワーク構築委員会」において、ネットワーク構築のためのシステム設計(詳細設計)が策定され、平成11年度には試行することになっていることが報告された。

総務委員会

日時 平成11年3月24日(水) 13:00~16:00
場所 (株)全建リース業協会 会議室

- 議事
- 第1号議案 平成10年度事業報告承認の件
 - 第2号議案 平成10年度収支決算書承認の件
 - 第3号議案 役員辞任に伴う登記抹消に関する件

了承された。

- (2) 電気事業法43号は、委任技術者を選任し、届出義務を課していることから、「可搬形発電機定期点検済証票交付申請書」(許可主任技術者名を必ず記入)に基づき、周知を図ることの要請が行われ、了承された。

9、構造改善専門委員会

- (1) 平成10年度 構造改善事業の実施状況の報告書
- (2) 平成11年度 構造改善計画の変更に係る承認申請書
中小企業近代化審議会建設部会 建設機械器具貸業分科会で原案どおり承認されていることが報告された。
- (3) 中小企業近代化促進法は中小企業の今日的な経営課題に十分対応していない状況から、業界ぐるみだけではなく個々の中小企業の創意工夫を生かした経営革新のために、中小企業経営革新支援法が整備され、平成11年7月より施行されることが報告された。
- 10、その他
環境対策型建設機械の普及促進のための融資制度が創設されたことが報告された。

第26回 定期総会

日時 平成11年5月21日(金) 15:30~17:00
場所 池之端文化センター
東京都台東区池之端1丁目3番45号

第4号議案 未納会費等に関する件
第5号議案 平成11年度事業計画(案)に関する件
第6号議案 平成11年度収支予算(案)に関する件
第1号~6号議案については審議後、議長が採決を求めたところ全員異議なく承認可決された。

総務委員会

日時 平成11年1月19日(火) 13:00~16:00
場所 (株)全建リース業協会 会議室

- 議題
- 1、支部に関する規定について
各支部は「支部に関する規定」に則して支部組織を整備し、会員の権益を守るための運営を行う。
「支部名称」の統一については、第68回理事会の決議事項とし、承認を受けることになった。
 - 2、就業規則の一部改正について
別表 出張手当の内、普通出張の宿泊費を左記のとおり改正する。

課長	役員	現行	改正後
7,000	8,500	9,500	12,000
000	000	000	000
000	10,000	11,000	000
000	000	000	000
000	000	000	000

3、茨城支部(平成10年7月本部退会)について

議題

1、「かいほう」(No.51号)について
掲載内容について確認が行われ、第68回理事会に報告することが了承された。

企画調査委員会

日時 平成11年3月10日(水) 13:30~15:30
場所 (株)全建リース業協会 会議室

- 議題
- 1、建設機械のリース・レンタルネットワーク構築の進捗状況の報告
リース・レンタルネットワーク構築計画は、平成10年度にネットワーク基本設計の完了を目的に定め、検討を進めている。
 - (1) リース・レンタルネットワークシステムイメージについて
 - (2) ホームページ画面構成について
 - 2、建設機械のリース・レンタルネットワーク構築検討委員会への報告について
リース・レンタルネットワーク構築は平成9年度を基本設計、平成10年度を詳細設計平成11年度に試行の計画に基づき着実に進められているが、どのエリアから実施するかは地区の建設CALSの進行状況をにらみつつ、支出の問題や理事会の承認が必要であることから今後検討の上決定する。試行に則して会員への通知や説明会を実施する計画であること、等を報告する。

3、災害時における連絡網について
緊急防災対策マニュアルの構築は当然のことであることから、各支部に早急に緊急連絡網等を作成するよう要請することが決定された。

第5回 建設機械器具のリース・レンタルネットワーク構築検討委員会

日時 平成11年3月17日(水) 14:00～16:00
場所 山の上ホテル 本館 つつじの間

議題

- 1、建設機械器具のリース・レンタルネットワークのホームページ画面構成について
ネットワークシステムは、3つの構成者(①会員企業、②ホームページ閲覧者・建設業者や一般等)、③協会)に必要とされる機能であることを考え、ホームページ画面は「機器検索」と「会員企業の登録」の2画面が用意された。
- 2、建設機械器具リース・レンタルネットワーク構築検討委員会、委員会活動最終報告(案)について
 - (1) 建設機械器具リース・レンタル業の現状とネットワーク構築の必要性
 - (2) 建設機械器具リース・レンタル業の現状とそれを取り巻く環境の変化
 - (3) ネットワーク化に対する建設機械器具リース・レンタル業界の現状と認識
 - (4) ネットワーク化の議論
 - (5) ネットワーク化の必要性
 - (6) 建設機械器具リース・レンタルネットワーク構築に向け

- (7) ネットワーク構築の基本的な考え方
- (8) ネットワークの基本設計(フレームワーク)
- (9) ネットワークの詳細設計
- (10) 建設機械器具リースレンタルネットワーク構築のための具体的展開について
報告書(案)が説明され、了承された。

流通委員会全体会議

日時 平成11年2月12日(金) 13:00～16:00
場所 杏雲ビル2F 佐々木研究所メモリアルホール

議題

- 1、委員会活動の情報公開について
本年度流通委員会事業計画において、委員会の活動実績をメディア等を利用して会員へ周知浸透させることが決定された。
- 2、平成10年度現況報告後の状況報告について
平成10年度現況報告は各委員が地区の問題や状況をとりまとめたものであり、平成9年度に続く2回目のレポートである。提出状況が悪いため、全体会議の場を利用して未報告の支部は現況報告を、報告済の地区はその後の情勢の変化や対応等について発表した。
- 3、今後の方針について
 - (1) 各地区でどのメーカーがどのように何拠点出店しているか、正確なデータを収集するため調査票を全支部に配布し、実施することが決められた。
 - (2) 基礎勉強会について
リース並びにレンタルの法的意義は必ずしも確立されて

- ておらず両者の区別も曖昧であるが、レンタルは時間、週、月単位で行われ、リースは1年とか2年のように比較的長い場合に使われる。業界用語の定義としては、「卸レンタル」でなく「卸リース」が妥当であることから、理事会の承認を受けて統一した業界用語として普及を図ることが望まれる。
- (3) 協会より公正取引委員会との相談の報告があった。団体が価格について指導設定をすることは独占禁止法の指針上で価格制限行為にあたり違法な行為となるが、個々の会社が価格を示す分には問題はないとのことであった。今後価格問題に対処する場合は、混乱なく進めるため各地の公取事務所に相談した上で活動するよう求めた。
 - (4) これからの流通委員会のあり方について
 - ①大手広域業者とメーカーのレンタル業参入問題については別個に分け、深く専門的に研究することもよい。
 - ②現行では全体会議も含め委員会開催数が少ないため、見直ししてもよい。地方での開催もよいと思われる。
 - ③委員会の活動は本年度よりメディア等を利用してPRしているが、未だ会員への浸透が足りず委員会の寄与度に疑問を持つ会員もいる。活動の成果を目に見える形で残すことも重要であるといった意見が出された。

流通専門委員会と大手広域業者との懇談会

日時 平成11年3月26日(金) 13:00～17:00
場所 (株)全建リース業協会 会議室

議題

- 1、建設機械レンタル業界の現状について

- (1) 企業規模に関係なく、現況は同じと思われる。利益の追求が難しいのが現状です。
 - (2) ゼネコン危機の連動を受け各社とも現況は同じと思われる。原価意識が薄れてしまっていることへの対応として、仲間との連絡が必要と思います。また既存の考え方からの脱皮が必要と思います。
 - (3) ゼネコンも厳しい現況で影響が大であり、約束の単価も乱れている状態です。いわゆる値引きが横行されている。我社から単価を乱す行為はとっておりません。
 - (4) 現状は同じです。社内で自重努力を行っている。(単価、置レンタルの禁止等について)
 - (5) 現状は同じです。休車問題が大きく、改善に向けて検討しているところです。
 - (6) レンタル価格が大幅にダウンしています。取扱機械の見直しを行っているところであり、全国的に地元業者との営業協力を検討しているところです。(設備投資が軽くなる)
- 2、メーカー参入について
「メーカー、メーカー系列レンタル会社」調査結果」に基づき、実態を建設省に陳情したことが報告された。
 - 3、大手広域業者の役割と具体案について
広域業者
 - (1) 話し合いを継続し、交流を深めることが望ましいと思います。(現在は、条件が合わない商談は降りています)
 - (2) 末端まで浸透するような話し合いの基礎作りを行うことが必要と思います。
 - (3) 企業モラルの構築が必要と思います。
 - (4) 社員の再教育と同時に地場の業者も入れた話し合いの継続が必要です。

- (5) 地場の業者を入れた話し合いが必要です。
- (6) 地場の業者も本気で広域業者と取り組む対策を講ずる必要があると思います。
- 4、申し合わせ事項
 - (1) 大手広域業者の地区担当者の組織表を作成して頂くことになった。(連絡網)
 - (2) 今後、流通懇談会を3か月ごとに開催することになった。

流通専門委員会

日 時 平成11年4月21日(水) 13:00～16:30
場 所 (社)全建リース業協会 会議室

議 題

- 1、メーカー参入問題に関する研究について
価格の下落については、根本的な原因と思われる「供給過多による在庫増等」について研究し対応策を講ずる必要がある。メーカー、広域業者の協力を得て、研究の推進状況をメディアを通じて発表する等、今後の検討課題とすることになった。
- 2、広域業者に関する問題について
広域業者地区別担当者一覧の提出は、広域業者との関係が改善されつつあることの一環であり評価できることから、今後も引き続き懇談会を頻繁に開催し、休日、雨天等の除算日廃止等の具体的な対応策を重点的に検討することにより、懇談会の内容を充実させることが必要であると確認された。
- 3、原価の認識と賃料算定について
各会員に原価の認識と賃料算定について、改めて意識づけを行う取り組みがされていることが報告された。

現在の低価格競争を生み出している原因(過剰在庫、企業モラルの欠如)がわかっていない会員も多々いると思われるため、その原因について文書で提示したり、都度、経営体制の改善を押し進めるよう指導する機会を作る等、再認識させるための措置をとる重要性について話し合われた。

4、平成11年度スケジュールについて

流通委員会は、協会でも最も活発に活動しており、業界にとって重要な委員会であることから、先日の常任理事会(総務委員会合同、平成11年4月16日開催)で、予算増額(旅費等)が認められたことが報告された。

5、業界新聞の配布状況について

新聞の配布状況が、産業機械新聞が関東地区に50%、レンタル情報が近畿地区に90%と集中しているのは、地方では購読依頼になかなか応じていただけなかったためであること、しかし、産業機械新聞が、協会が同紙を機関紙として指名したことを文書で知らせたところ、購読申込等の反響が確実にでていることが報告された。

マスメディアを活用することが、協会の活動に効果的であると考えられるため、各支部へ協会会長名の推薦文を配布し、協会活動の情報開示を周知徹底させることが検討され了承された。

6、「卸リース」(現行・卸レンタル)を業界用語とすることに

「リースならびにレンタルの法的意義は必ずしも確立されておらず両者の区別も曖昧であるが、レンタルは時間、週、月単位で行われ、リースは1年とか2年のように比較的長い場合に使われる。業界用語の定義としては、「卸レンタル」ではなく「卸リース」が妥当であることから、理事会の承認を受けて統一した業界用語として普及を図る」とする、流通委員会の上程内容について審議が行われ、第68回理事会の決議事

項として上程することが報告された。

教育指導委員会(持ち回り審議)

日 時 平成11年2月5日(金)
場 所 (社)全建リース業協会 会議室

議 題

- 1、動産総合保険募集対象者について
動産総合保険制度における募集対象者は「全建リース総合賠償制度加入者」に限ることになっていたが、その後において全会員を募集対象者とする要望あり、その必要性が理解できることから、検討が行われた。
- 取り決め事項
 - (1) 会員が動産総合保険に加入する場合は、「全建リース総合賠償制度」加入を条件とする
 - (2) 諸事情により加入できない場合は、一年を思考期間として加入を認めその間に「全建リース総合賠償制度」に加入していただく
 - (3) 思考期間を超えて「全建リース総合賠償制度」に加入しない場合は、動産総合保険に継続して加入することはできないものとする

構造改善専門委員会

日 時 平成11年3月4日(木) 14:00～16:00
場 所 (社)全建リース業協会 会議室

議 題

- 1、平成10年度 構造改善事業の実施状況の報告書(案)について、事務局より説明が行われ、原案どおり承認された。
- 2、平成11年度 構造改善計画の変更に係る承認申請書(案)について、事務局より説明が行われ、原案どおり承認された。

可発専門委員会

日 時 平成11年1月28日(木) 13:00～15:30
場 所 (社)全建リース業協会 会議室

議 題

- 1、平成11年度スケジュールについて
平成11年度講習会スケジュールについて確認が行われた。

会場	更新講習	新規講習
沖繩会場	6月14日(月)	6月15日(火)・16日(水)
九州会場	6月15日(火)	6月16日(水)・17日(木)
中国会場	6月22日(火)	6月23日(水)・24日(木)
大阪会場	6月21日(月)	6月22日(火)・23日(水)
四国会場	6月25日(金)	
富山会場	6月29日(火)	
中部会場	7月6日(火)	7月7日(水)・8日(木)
東京会場	7月12日(月)	7月15日(木)・16日(金)
仙台会場	7月21日(水)	
北海道会場	7月29日(木)	
	7月13日(火)	7月14日(水)・15日(木)
	7月21日(水)	7月22日(木)・23日(金)

2、平成11年度講習会について

「新規募集案内」講習会・試験のご案内について検討が行われ、決定された。「更新受講案内」平成11年度の更新受講案内及び申請書の内容を確認し了承された。

3、試験問題作成について

4、平成11年度講習会テキストについて講習会テキスト等の内容確認が行われ、決定された。

5、ステッカー頒布状況について

平成11年度のステッカーの頒布状況は、60、000枚作成し、50、608枚（1月25日現在）頒布済みであることが報告された。

6、定期点検済証票交付申請書（許可主任技術者の状況について）

平成11年度より、定期点検済証票交付申請書に許可主任技術者名を記入することになっていることの確認が行われた。

可発専門委員会

日 時 平成11年3月11日(木) 13:30～15:30
場 所 (株)全建リース業協会 会議室

議 題

- 1、平成11年度試験問題選定等について報告
試験問題が決定されたことが報告され、了承された。
- 2、平成10年度決算(案)について
平成10年度決算(案)が検討された了承された。
- 3、平成11年度予算(案)について

るとの意見が出されている。

建設機械器具貸業管理技士試験委員会

日 時 平成11年4月26日(月) 14:00～16:00
場 所 (株)全建リース業協会 会議室

議 題

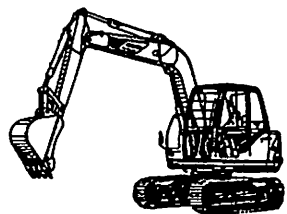
- 1、平成10年度試験結果と登録者数の報告
平成10年度試験結果は合格者204名、合格率65・59%、登録者203名となったことが最終報告された。
- 2、平成11年度試験問題について
- 3、管理技士制度について
認定制度の動向を注視しつつ制度変更を実施する時期を判断し必要に応じて、管理技士制度改革を実質的に審議するための特別委員会を設置することを了承した。

建設機械器具貸業管理技士試験委員会幹事会

日 時 平成11年5月7日(金) 14:00～16:00
場 所 (株)全建リース業協会 会議室

議 題

- 1、平成11年度試験問題について
- 2、平成11年度試験問題作成担当者について
- 3、管理技士試験制度について
現在、規制緩和の流れにおいて管轄官庁で認定制度の見直しが進められている背景もあり、その動向を注視しながら将



4、講習会会場について

平成11年度予算(案)について検討が行われ、了承された。各会場にOHPの有無の確認を行った結果、すべての会場に設置されていることが確認され、講師の要望に応じて使用することになった。

管理技士専門委員会

日 時 平成11年3月16日(火) 13:30～16:00
場 所 (株)全建リース業協会 会議室

議 題

- 1、平成11年度事業計画について
(1) 平成11年度スケジュール(案)が報告され、了承された。

講習地	新規講習	更新講習
札幌	9月2日(木)～3日(金)	11月12日(火)
仙台	9月24日(金)～25日(土)	11月6日(土)
東京	10月1日(金)～2日(土)	11月13日(水)
中部	9月9日(木)～10日(金)	11月8日(月)
大阪	9月16日(木)～17日(金)	11月12日(火)
広島	9月10日(金)～11日(土)	11月6日(土)
福岡	9月7日(火)～8日(水)	11月12日(火)
那覇	9月21日(火)～22日(水)	—
試験	10月17日(日)	全国一斉

2、管理技士制度について

管理技士制度は昭和62年の発足から12年を経過し、管理技士試験委員会や理事会から制度の見直しを図る時期にきてい

来に備え管理技士制度の改革を準備することになり、協会にて特別委員会を設置し対応を図る計画であることが報告された。

支部に関する規定

第一章 総 則

(目 的)

第1条 この規定は、社団法人全国建設機械器具リース業協会(以下本部という)定款第2条の規定による支部の設置、組織及び運営に関する基準事項について定めることを目的とする。

第二章 会 員

(会員の種類)

第6条 支部の会員は、次の2種類とする。

1 正会員

本部定款第5条に規定する会員で、当該支部の地域内に事業所を有するもの。

2 その他の会員

本規程第4条の「支部規約」により必要に応じ其の他の会員(賛助会員・副会員・準会員等)を設けることができる。

(設置の申請)

第2条 支部を設置しようとする時は、別に定める申請書に次の各号を記入又は同書類を添えて本部に届け出て理事会の承認を得るものとする。

- 1 支部の名称及び所在地
- 2 定款又は規約等
- 3 役員名簿
- 4 会員名簿
- 5 その他参考となる事項

(事務所)

第3条 支部の事務所は第2条の届け出にて定めるもののほか、会員の規模地理的条件のほか地域の实情に応じ分会を設けることができる。

(支部規約)

第4条 支部は、この規程に基づき当該支部の実状に適合した「支部規約」を制定するものとする。

第5条 支部は、本部定款第3条に規定する目的の達成と支部会員相互の連絡協調を図るため、各事業を行うものとする。

部規約」を制定するものとする。

5 前項の退会届を受理した支部は、すみやかに本部長に対し所定の届け出を行うものとする。

第五章 資産及び会計

(資 産)

第12条 支部の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成し支部長が管理するものとする。

- 1 支部の入会金及び会費並びに本部よりの交付金
- 2 事業に伴う収入
- 3 その他

(入会及び退会の承認)

第8条 支部より届け出のあった入会、退会については、本部長理事会の承認を得、本部長はその旨を支部長に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第9条 支部の入会金及び会費は、当該支部において実状に応じ定めるものとする。

第13条 支部の経費は当該支部の資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第14条 支部長は毎事業年度当初に、当該支部の事業計画及び収支予算について、支部総会の承認を得るものとする。

(役 員)

第10条 支部に支部長その他の役員を置く。
2 支部の役員に關し必要な事項は、当該支部において定めるものとする。

(事業報告及び収支決算)

第15条 支部長は毎事業年度終了後に、当該支部の事業報告及び収支決算について監事の監査を受けた後、支部総会の承認を得るものとする。

第四章 会 議

(会 議)

第11条 支部の会議は総会及び理事会とする。
2 総会は定期総会及び臨時総会とする。
3 支部の会議に關し必要な事項は当該支部において定めるものとする。

(事業年度)

第16条 支部の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(支部報告)

第17条 支部長は、支部総会で議決した事項について関係資料を添えて本部に報告するものとする。

協会支部名簿

平成11年5月現在

支部名称	代表者名	事務局長名	〒	所在地	TEL	FAX
北海道建設機械リース業協会	片桐 理	澤口 輝雄 榊井真理子	060-0034	北海道札幌市中央区北四条東2-8-3 第2まるよビル4 F	011-221-1485	011-222-5612
青森県建設機械リース業協会	川村 雄蔵	榎木沢四郎 岩間麻寿美	039-2241	青森県八戸市市川町字古場蔵1-68 八戸北インター工業団地俣ほくとう内	0178-21-1513	0178-21-1514
秋田県建設機械器具リース業協会	福田 幸夫	永井 豊	016-0179	秋田県能代市浅内字横道19-1 幸和リース(株)内	0185-55-3888	0185-54-8397
岩手県建設機械リース業協会	吉田 正晴	佐藤 恵子	023-0852	岩手県水沢市山崎町1-8	0197-24-8271	0197-25-8266
宮城県建設機械リース業協会	石井 嘉一	伊藤 壽朗 白畑あや子	984-0015	宮城県仙台市若林区卸町5-5-1 仙台団地倉庫協同組合会館2 F	022-238-1751	022-238-1752
山形県建設機械リース業協会	伊豆田正志	佐藤 徹	990-0811	山形県山形市長町3-16-22	0236-84-9455	0236-84-2449
福島県建設機械器具リース業協会	後藤 泰治	鈴木 英子	963-8041	福島県郡山市富田町字向館 121-20	024-952-0588	024-952-1747
新潟県建設機械器具リース業協会	酒井 安治	吉田 準一	950-0941	新潟県新潟市女池8-14-17	025-284-6605	025-284-5265
群馬県建設機械リース業協会	石塚 幸司	的場 譲	371-0032	群馬県前橋市若宮町3-12-22	027-232-7203	027-232-7310
栃木県建設機械リース業協会	渡辺 勝一	阿部 智光	320-0041	栃木県宇都宮市松原2-5-21 栃木県木材会館4 F	028-621-6062	028-621-1923
東京建設機械リース業協会	福山 勝	田原 靖夫 大川 喜子	101-0062	東京都千代田区神田駿河台2-1 近江兄弟社ビル4 F	03-3294-4071 4072	03-3293-7275
神奈川県建設機械リース業協会	木立 政弘	瀧脇美絵子	221-0835	神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町1-6-1 岩井ビル5 F	045-322-0613	045-314-5513
長野県建設機械リース業協会	矢崎 照男	遠藤 貞雄	390-0805	長野県松本市清水1-6-18	0263-33-1820	0263-39-1132
静岡県建設機械リース業協会	福田 寛	大石善一郎 熊岬 岩男	422-8055	静岡県静岡市寿町6-18 小沢ビル3 F (社)建荷協静岡県支部内	054-287-9151	054-284-7113
中部建設機械リース業協会	松岡 嵩	白井 實	460-0008	愛知県名古屋市中区栄1-14-14 御園パレス3 F302	052-203-1657	052-203-1658
富山県建設機械リース業協同組合	高野 義雄	小倉 秀信	938-0013	富山県黒部市沓掛567 (株)吉田商會内	0765-52-2688	0765-54-3307
石川県建設機械リース業協会	吉川 義孝	林 善明	920-0018	石川県金沢市三口町水13-1 コーポミックチ10号	076-238-7097	076-238-7097
福井県建設機械リース業協同組合	福嶋 敏栄	牧田 剛	910-0842	福井県福井市開発3-3509	0776-52-0646	0776-33-5212
滋賀県建設機械リース業協会	中村 吉輝	泉 悦子	526-0835	滋賀県長浜市室町431 豊重機械工業(株)内	0749-62-2901	0749-64-0543
京都建設機械リース業協会	石橋久仁夫	吉田 栄次	604-8831	京都府京都市中京区四条通中新道西入 高石機械産業(株)内	075-802-0171	075-841-1595
大阪建設機械リース協同組合	廣津 迪伸	野崎 雅子	556-0022	大阪府大阪市浪速区桜川3-4-24 カベタニビル4 F	06-6561-7405	06-6567-3432
和歌山県建設機械器具リース業協同組合	角口 賀敏	丸田 美枝	640-8323	和歌山県和歌山市太田667	0734-74-5789	0734-74-1038
兵庫県建設機械リース業協同組合	下村 昇	小野 恒雄	650-0025	兵庫県神戸市中央区相生町2-2-7 ツルビル2 F	078-361-2481	078-361-2487
中国建設機械リース業協会	山本 高義	清水 五月	731-0135	広島県広島市安佐南区長束2-11-11 第2ヨシヒロビル2 F	082-230-1208	082-230-1208
四国建設機械器具リース業協会	三原 達雄	明石 俊幸	760-0066	香川県高松市福岡町3-35-16	087-851-7683	087-826-2324
九州建設機械器具リース業協会	稲尾 長亮	北野 富也 後藤 久子	812-0013	福岡県福岡市博多区博多駅東2-9-1 東福第2ビル6 F	092-482-6685	092-452-2563
沖縄県建設機械器具リース業協会	岡部 康弘	吉里 真達	901-2101	沖縄県浦添市字西原573	098-876-6410	098-876-6410

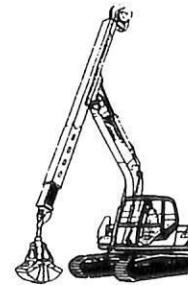
第六章 事務局

(事務局)

- 第18条 支部は、事務局を設け職員を置くことができる。
- 2 事務局職員の任免は支部長が行うものとする。
- 3 事務局に關し必要な事項は、理事会の議決を経て支部長が定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は昭和58年7月1日から施行する。
- 2 旧社団法人全国建設機械リース業連合会の会員である18団体については、第2条の規定にかかわらず、その名称、住所を本部に届け出ることにより、現会員を所属会員とした支部が設置されたものとみなす。



④ 甲は物件を返還する時は、それが甲の使用
方法、取扱いの不備などにより毀損した場合
に限り（期間経過相応の損耗を除く）第11条
②項の定めに従い、甲の負担において物件を
原状に復して返還するか、またはその費用を
乙に支払う。

⑤ 甲は、事由の如何を問わず物件につき留置
権ならびに同時履行抗弁権を行使しない。

第16条（契約の解除）

下記の場合、甲または乙は本契約および個別
契約を解除することができる。

① 甲または乙が、本契約または個別契約の条
項のいずれかに違反したとき。

② 甲が、レンタル料などの支払いを怠ったと
き。

③ 甲が、物件について必要な保守・管理を行
わなかったとき、あるいは法令その他で定め
られる使用方法に違反したとき。

④ 甲または乙が、営業上の休廃止・解散をし、
あるいは差押・仮差押・強制執行・手形交換
所の不渡処分・公租公課の滞納処分を受け、
または破産・和議・会社整理・会社更生の申
し立てをしたとき。

⑤ 乙の、レンタル物件が盗難にあった場合、
もしくは物件が滅失し、または毀損し使用不
能となった場合。

第17条（契約解除時の処置）

前条の規定により、本契約および個別契約が
解除された場合には、乙はただちに物件を引取
るものとし、その引取に要する費用は責のある
当事者が負担するとともに、乙の引取りに対
して甲は乙に協力しなければならない。

第18条（中途解約）

① 個別契約期間中における中途解約は原則と
して認められない。

ただし、甲が特別の事由により、期間満了
前に申し出、乙がこれを認めた場合はこの限
りではない。

② 前項において、解約が認められた場合、甲
はただちに第15条の規定に基づく手続きを履
行する。

第19条（解約損害金）

本契約および別契約が第16条および第18条に
より契約解除となり、物件返還がされた場合
においても、甲はあらかじめ特約した損害金を支
払う。ただし、特約のない場合は甲乙協議のう
え、損害金・賠償金を定める。

第20条（秘密の保持）

乙はこの契約の履行にともない、工事につい
て知り得た情報・知識・工法・技術および甲の
営業上の秘密の一切を、この契約終了後とい
えども他に漏らしてはならない。

また、乙の使用人などにこれらの秘密を漏ら
さないようにさせなければならない。

第21条（連帯保証人）

連帯保証人は甲と連帯して、本契約および個
別契約上の義務の履行を保証する。

※乙が必要とする場合には連帯保証人をつけ
ることができる。

第22条（契約期間）

基本契約の有効期間は平成 年 月 日
より 年とする。

ただし、期間満了1ヶ月前までに、甲乙い
ずれかより解約の意思表示がない限り、自動的
に1ヶ年間更新されたものとし、以後も同様とする。

第23条（公正証書）

甲および丙が本契約および個別契約に定める
金銭債務の履行を怠ったときは、その財産につ
いてただちに強制執行を受けることを承諾する。

乙から要求あり次第、本契約および個別契約
について公正証書を作成するものとし、これに
要する費用は甲の負担とする。

※乙が必要とする場合には公正証書を作成す
ることができる。

第24条（訴訟管轄）

本契約および個別契約にもとずく甲乙間の紛
争に関する管轄裁判所は、乙の本店所在地を管
轄する裁判所とする。

第25条（特約）

第26条（補則）

本契約に定めなき事項については、甲乙は誠
意をもって協議し処理する。

契約 No.

平成 年 月 日

賃借人(甲) 住所
氏名

印

賃貸人(乙) 住所
氏名

印

保証人(丙) 住所
氏名

印

社団法人日本建設機械化協会
社団法人全国建設機械器具リース業協会

建設機械等レンタル(賃貸借)基本契約書

印 紙

第 1 条 (総則)

賃借人を甲、賃貸人を乙(甲の連帯保証人を丙)として、建設機械など(以下「物件」という)のレンタルに関し、次の通りレンタル基本契約を締結する(以下「本契約」という)。

なお、本契約を証するため、契約書を2通作成し、甲乙記名捺印のうえ、各自その一通を保有する。

(※連帯保証人をつける場合は、三通作成し、丙もその一通を保有する。)

第 2 条 (本契約の個別契約への適用)

本契約は、別途当事者間に特約のない限り、本契約期間中、甲乙間に締結される一切の個別契約に適用される。

第 3 条 (個別レンタルの申込み)

本契約に基づき、甲は乙と物件の種類・規格・数量・使用目的・使用場所・引渡し予定日・引渡し返還場所・レンタル期間・料金・支払条件・輸送方法・修繕費・その他の条件について取り決めのうえ、レンタル契約を申し込む。

第 4 条 (個別契約の成立)

個々のレンタル契約は、甲が前第3条にしたがって申込み(口頭による場合を含む)、乙の責任者またはその代理人がそれを承諾することによって成立する(以下「個別契約」という)。

ただし、甲の工事現場責任者またはその代理人による申込みによっても成立する。

第 5 条 (レンタル期間)

① レンタル期間は、原則として物件を乙の指定場所から出荷した日より、乙の指定場所へ返還した日迄とする。

② 甲が、個別契約に定めるレンタル期間の短縮、または延長を申し出て、乙がそれを認めるときは、この期間およびレンタル料金について別途協議する。

第 6 条 (保証金)

甲は個別契約成立と同時に、乙の要求があれば、その申し出る額の保証金を、現金またはそれに代わるもので乙に支払う。

この保証金は個別契約諸条項の遵守・履行の担保とし、当該個別契約終了時に清算する。

ただし、この保証金に利息はつけない。

第 7 条 (物件の引渡し)

① 乙の物件引渡しは、原則として乙の指定場所で、甲の指定する工事現場責任者・代理人、あるいは運送受託人に対して行う。

② 甲は、物件の引渡しを受けると同時に、借受証、あるいは受領証を乙に交付する。

③ 組立・据付・あるいは解体作業をともなう物件の引渡しについては、その都度個別契約においてレンタル期間の開始日および返還条件などを定める。

④ 物件の搬出人・運送・積み下ろしなどともなう事故は、甲、または甲の手配による場合は甲の責任とし、乙、または乙の手配による場合は乙の責任とする。

第 8 条 (物件の検収)

甲は、物件受領後、ただちに乙の発行する出荷案内状、あるいは納品書ならびに法令に定められた諸資料記載の内容及び物件の規格・仕様・性能・機能・数量などについて検収をし、物件に瑕疵がないことを確認する。

もし、物件の不適合・不完全・不足・その他瑕疵などを発見した場合には、ただちに乙に連絡する。

乙が、甲の連絡を受けたときは、その責任においてすみやかに物件を修理するか、または代替の物件を引渡す。

第 9 条 (物件の保守管理)

① 甲は、善良なる管理者の注意をもって物件

を保管し、関連法令を守り、物件の本来の用法・能力に従って使用し、常時正常の状態に維持管理する。

その為の費用は特約のない限り、甲が負担する。

② 月例自主点検などを必要とする物件については、別途特約のない限り、甲の責任と負担でこれを行う。

③ 甲の責に帰することができない理由により物件の故障・破損などが発生した場合は、乙の責任と負担でこれを修理するか、または代替の物件を引渡す。

④ 甲がレンタル期間中における物件の保守管理を希望する場合は、別途保守管理契約を締結する。

第 10 条 (物件の検査)

乙は、物件の使用場所において、その使用ならびに保管の状況を検査することができる。

第 11 条 (物件についての損害補償)

① 物件が、天災地変、その他甲乙いずれの責にも帰する事ができない事由によって滅失、あるいは毀損した場合の損害の負担については、甲乙が協議して定める。

② 物件が、甲の使用方法・取扱いの不備などにより損傷した場合は、修理費および修理期間に相応したレンタル料金を補償金として甲は乙に支払う。

③ 甲の過失により物件が盗難にあたり、滅失した場合は、物件と同じ同等品を乙に返却するか、または時価相当額を甲は乙に支払う。

第 12 条 (損害賠償責任)

甲が乙の物件の保管・使用に起因して(ただし、乙の整備不良など乙の責に帰すべき事由に起因する場合を除く)第三者に対し人的・物的な損害が発生した場合は、甲の責任においてすみやかに損害の程度に相当する額を当該第三者に賠償金として支払う。

ただし、乙があらかじめ賠償責任保険を付している事故について乙が保険金を受け取った場合は、その保険受取金額を限度とし、乙は甲に交付することができる。

第 13 条 (禁止事項)

甲が乙の書面による承諾を得なければ次の各号に定める行為をすることはできない。

1. 物件に、新たに装置・部品・付属品などを付着させること、また既に付着しているものを取り外すこと。

2. 物件の改造、あるいは性能・機能の変更をすること。

3. 物件を、本来の用途以外に使用すること。

4. 物件を、当初に納入した場所より他へ移動させること。

5. 個別契約に基づく賃借権を、他に譲渡し、または物件を第三者に転貸すること。

6. 物件について、質権・抵当権・譲渡担保権・その他一切の権利を設定すること。

7. 物件に表示された所有者の表示や標識を、乙の承諾なしに抹消したり、取り外すこと。

第 14 条 (通知義務)

甲、乙(又は丙)は次の各号のいずれかに該当した場合には、その旨を相手方にすみやかに連絡すると同時に、書面でも通知する。

1. 甲は、物件について盗難・滅失あるいは毀損などが生じたとき。

2. 住所を移転したとき。

3. 代表者を変更したとき。

4. 事業の内容に重要な変更があったとき。

5. 物件につき、他から強制執行、その他法律的・事実に侵害があったとき。

第 15 条 (個別契約満了時の処理と物件の返還)

① 個別契約期間満了時、または期限前であっても第16条により、乙から物件返還の請求があった時は、甲はただちに物件を個別契約で定める場所へ返還する。乙は物件の返還を受けると同時に甲に受領証を交付する。

② 返還に伴う輸送費、およびその物件の返還に要する一切の費用は原則として甲の負担とする。

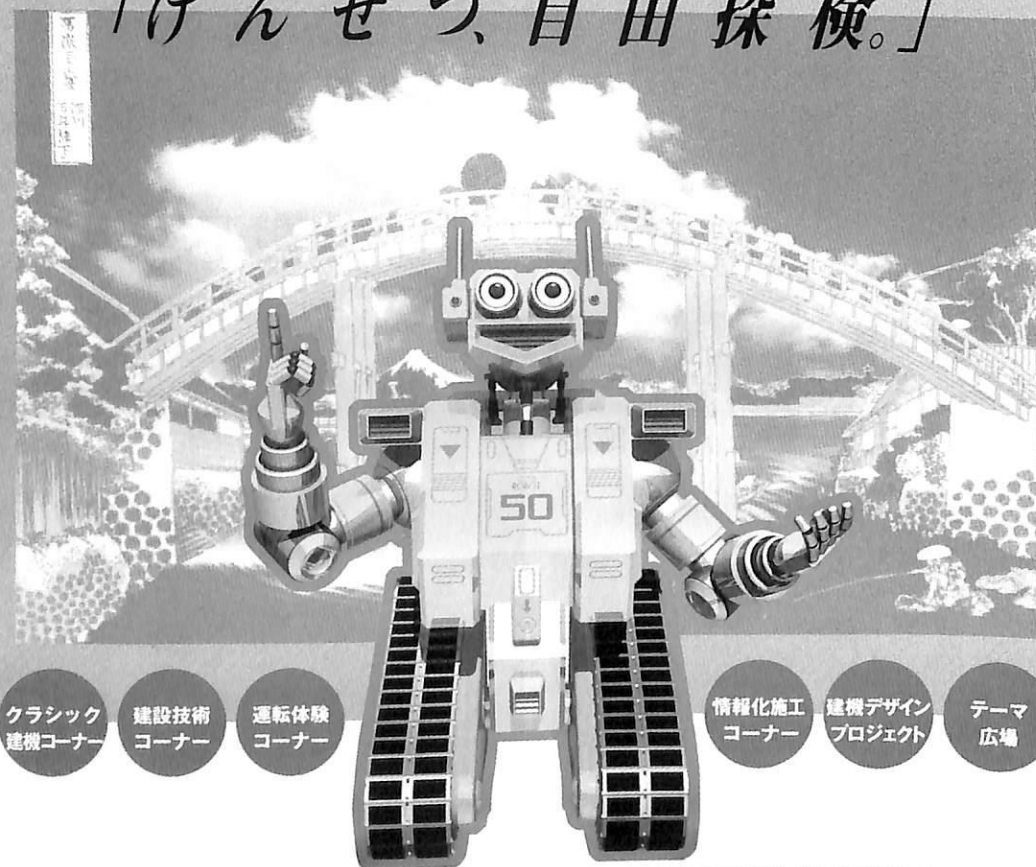
③ 物件の返還は、甲乙双方立ち合いのうえ、行うこととする。ただし、甲が立ち合うことができない場合は、乙の検収をもって有効とする。

CONET'99

JCMA
平成11年度
建設機械と
新工法展示会

創立50周年記念

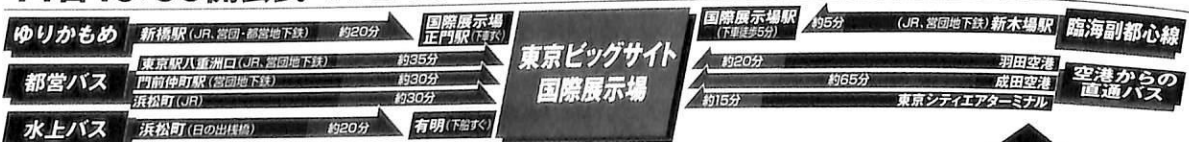
「けんせつ自由探検。」



- クラシック 建機コーナー
- 建設技術 コーナー
- 運転体験 コーナー
- 情報化施工 コーナー
- 建機デザイン プロジェクト
- テーマ 広場

7月14日(水) → 17日(土) 9:30 → 17:00 東京ビッグサイト

14日 10:00 開会式 17日 16:30 終了 東展示棟 4、5、6 ホール



入場無料

主催：(社)日本建設機械化協会

共催：(社)土木学会、(社)日本土木工業協会、(社)日本道路建設業協会

後援：建設省、通商産業省、農林水産省、運輸省、水資源開発公団、日本道路公団、首都高速道路公団、日本鉄道建設公団、本州四国連絡橋公団、農用地整備公団、住宅・都市整備公団、日本下水道事業団、東京都



「かいほう」の編集を担当いたしました。一年が過ぎました。前号より、協会活動を各委員会議事録に基づき掲載し、会員各位に周知を図っております。情報開示ということの良い評価の反響が寄せられました。

この機会に、会員各位が協会としての位置づけを認識していただきたく、本号に「支部に関する規定」を掲載いたしました。

また、「支部だより」につきましては、南から北上することとし改めまして、沖縄支部をお願いいたしました。支部の活動状況や、地域でのめ

らしい行事など、お知らせ下さい。

なお、関係団体主催の展示会等に協力依頼がありましたので、日程を「お知らせ」欄に掲載いたしました。今後も、会員各位に関する催しについては協力し掲載の予定です。

最後になりましたが、会員の皆様の益々のご隆盛を祈念申し上げます。

平成十一年六月

広報委員長

矢崎 照男

かいほう No.51



- 発行日 平成11年6月
- 発行所 社団法人 全国建設機械器具リース業協会
〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-1-1
近江兄弟ビル4階
- TEL 03-3293-7273
- FAX 03-3293-7275
- 発行責任者 廣報委員長 矢崎 照男
- 制作編集 (株)妻木電子情報印刷
〒151-0066 東京都渋谷区西原1-35-1-5
- TEL 03-3460-2585
- FAX 03-3460-2586

表紙写真 片岡陽太

Denyo

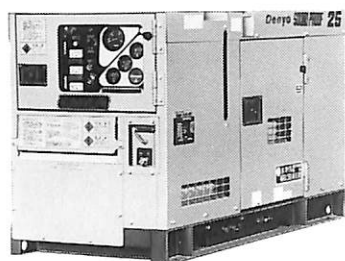
デンヨーのパワーソース

先進のテクノロジーで建設現場のニーズにお応えします。

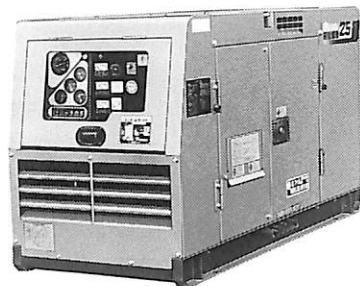
エンジン発電機

0.5~800kVA

新ブラシレス発電機搭載で、電圧変動率は極少



DCA-25SPI-C 50Hz 20kVA・60Hz 25kVA



DCA-25SBI 50Hz 20kVA・60Hz 25kVA

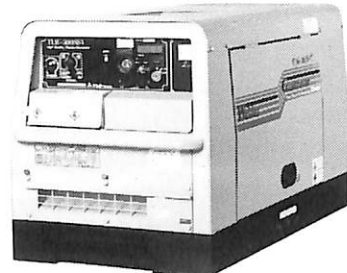
エンジン溶接・発電機

30~450A

卓越したアーク性能



GAW-150SS 30~150A



TLW-300SSY 30~300A

エンジンコンプレッサー

1.4~52.4m³/min

信頼性の高いスクリーンコンプレッサー



DIS-90SB 2.0m³/min



DIS-685SS 19.4m³/min

●技術で明日を築く
デンヨー株式会社
本社 千164-8510 東京都中野区上高田4-2-2
TEL: 03(3228)1111 FAX: 03(5380)7171

札幌営業所 ☎011(862)1221	東京営業所 ☎03(3228)2211	大阪営業所 ☎06(6488)7131
東北営業所(1) ☎019(647)4611	横浜営業所 ☎045(774)0321	広島営業所 ☎082(278)3350
東北営業所(2) ☎022(254)7311	静岡営業所 ☎054(261)3259	高松営業所 ☎087(874)3301
関東営業所(1) ☎025(268)0791	名古屋営業所 ☎052(935)0621	九州営業所 ☎092(935)0700
関東営業所(2) ☎027(251)1931	金沢営業所 ☎076(269)1231	

ラクラク痛!! 勤・作業で、ぐーんと機能UP!! コーエイ工専用モノレールKSシリーズ

(無人走行運搬機)

コーエイ乗用モノレール・KSTRシリーズ

地質調査のボーリング機材運搬、予防治山事業、電力の鉄塔建設工事等困難な自然条件を克服、高齢化と人手不足による作業効率低下の解消、運搬作業の合理化に最適の機材です。



KS-302型 (乗用仕様 KSTR-302型) (700kg積)30°



KS-307B型 (1.5t積)35°

急傾斜地専用開発したディーゼルエンジン(オイルパン特注)

山越え、谷越えに、充分対応できる内部機構を備えた本機搭載用に開発したディーゼルエンジンです。従来の2サイクルエンジンの欠点をすべて解消しました。始動はセルスターター式と、リコイルスターター式併用で燃費も経済的です。ヒーター付ですので寒冷地でも始動がスムーズです。



KS-306A型 (1.5~4.0t積)30°

降坂速度制御(傾斜センサー)によるオーバーランの防止。本機は、誤動作では作動しません。また、配線・配管が断裂すると走行停止、衝突時には自動停止します。その他、自動給油装置(走行時)発進・停止のワンタッチ操作、速度ランプ表示。

- 1)フェイルセーフを基本にした安全機構
- 2)エンジンブレーキを自在に活用出来る手動スロットル装置付(OPT)
- 3)傾斜地用に開発された余裕のディーゼルエンジン
- 4)ショックのない発進停止機構
- 5)バッテリー自動停止装置を取り入れ、軌道上のトラブルも即対応。
- 6)バッテリー水平維持装置、駆動輪自動給油方式等々の標準装置、オプション機構を有し、使う立場にたった設計思想で、安全性・操作性及びメンテナンス性の向上で、どなたでも安心して使用出来る機械となっています。

土木事業の省力化に奉仕する
光永産業株式会社

本社 千799-3102 愛媛県伊予市宮下96-1 TEL(089)983-1414代 FAX(089)983-1416
関東営業所 TEL(0495)72-6830 九州営業所 TEL(0964)23-0169
資材センター 全国23ヶ所



ぐ〜んと小さいヒップ。
ど〜んと大きい仕事。

作業性で、安定性で、標準機を超えたウルトラシリーズ。

悩める現場の救世主となった日本初の20tクラス後方小旋回機ウルトラ225に続いて、12tクラスのウルトラ135ことEX135USRが新登場。パワーやリーチ、キャブなどはEX120.5標準機と同じまま、本体リヤ部だけコンパクトにしました。

後端旋回半径はわずか1,690mmで、標準機に比べて440mmも縮小。EX60の1,750mmよりも小さくなっています。ウルトラ135は、12tクラスの現場をはじめ、狭い現場の都市土木工事、解体工事、林道開設や道路拡幅工事など、幅広い分野で作業効率アップとコスト低減を実現します。

パワフルな12t級。
ヒップは6t級以下!



後方小旋回機
NEW Landy V
EX135USR

- 運転質量.....13,200kg
- 標準バケット容量.....0.50m³ [旧JIS表示0.45m³]
- 後端旋回半径.....1,690mm



日立建機株式会社
東京都千代田区大手町2-6-2(日本ビル)
〒100-0004 ☎ダイヤルイン(03)3245-6361

10tクラスの現場で使える20tクラス
EX225USRも各地で好評稼働中!

- 運転質量.....21,700kg (LCタイプ:22,500kg)
- 標準バケット容量.....0.80m³ [旧JIS表示0.70m³]
- 後端旋回半径.....2,000mm

若者に、ジャストフィット。



フレッシュライフEダブルプラン(10年確定型)
5年ごと配当タイプ
Eシリーズ
NEXIOE
ユメエッジ
夢 age XXI
エ ク シ イ

- 5年ごと配当タイプですので、割安な保険料で大きな安心を保障します。
- 「レジャー保障特約」を付加することにより、スポーツ・旅行中の事故、交通事故によるケガのとき、入院・通院から特定のケガ(骨折・関節脱臼・腱の断裂)の治療までしっかり保障します。
- 当面の必要資金としての一時金と残されたご家族の生活資金としてその後10年間にわたり収入保障年金をお支払いします。
- ご契約年齢15歳から29歳までの方の商品です。



電力および資源の節約で 地球環境に貢献します。

無駄を省いた運転の効率化で、電気代を約**30%**も削減できます。
部品の耐久性向上により、メンテナンス
パーツを約**50%**も削減できます。

※上記の数字は当社および社内測定試験の結果によるものです。また、使用条件・環境条件により異なる場合があります。

電極式自動運転タイプ

水位センサが運転のON/OFFを自動制御。
省エネと騒音防止を同時に実現します。

LB3-A型

機動性に優れた
コンパクトタイプ。

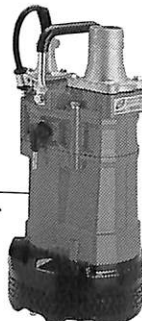
出力 0.25kW・0.48kW
吐出し口径 40mm~50mm



KTVE型

LB3-A型の上位機種で、
中形タイプとしています。

出力 0.75kW・1.5kW・
2.2kW・3.7kW・
5.5kW
吐出し口径 50mm~80mm



未来への流れをつくる技術のツルミ
株式会社 **鶴見製作所**

大坂本店：〒538-8585 大阪市鶴見区鶴見4丁目16番40号 TEL. (06)6911-2351(代)
東京本社：〒110-0005 東京都台東区上野5-8-5 (CP10ビル) TEL. (03)3833-9765(代)
京都工場：〒614-8163 京都府八幡市上奈良長池1-1 TEL. (075)971-0831(代)
国内営業拠点67ヶ所。ツルミサービスセンター130ヶ所。海外拠点7ヶ所。

全国をくまなくネットする、迅速なサービスとアフターフォロー体制。

- 北海道支店 (011)787-8385 札幌・旭川・帯広
- 東北支店 (022)284-4107 仙台・山形・盛岡・郡山・青森・秋田
- 東京支店 (03)3833-0331 東京建機第一・東京建機第二・東京設備・東京産機・千葉・横浜
- 北関東支店 (048)688-5522 大宮・前橋・宇都宮・長野
- 新潟支店 (025)283-3363 新潟・長岡
- 中部支店 (052)481-8181 名古屋建機・名古屋産機・四日市・岐阜・静岡・沼津
- 北陸支店 (076)268-2761 金沢・福井・富山
- 近畿支店 (06)6911-2311 大阪建機・大阪産機・阪奈・滋賀・京都・北近畿・南大阪・和歌山
- 兵庫支店 (078)575-0322 神戸・姫路
- 中国支店 (082)923-5171 広島・米子・岡山・山口
- 四国支店 (087)843-5133 高松・松山
- 九州支店 (092)623-6020 福岡・熊本・鹿児島・沖縄・大分・長崎・宮崎
- 海外：アメリカ・ドイツ・香港・タイ・シンガポール・台湾・台湾工場

夢への挑戦!
Kobelco 2!

KOBELCO



60SR



115SR



135SR

ますます、本流。

超小旋回機同等の後端はみ出し量でありながら、
標準機に劣らない高い基本性能を実現し、
好評のグランビートル。
いまシリーズ完成で、
いよいよ躍進。



235SR

Grand
Beetle

本格後方小旋回ショベル グランビートル

60SR	0.28m ³ 6,700kg	135SR	0.5m ³ 13,400kg
115SR	0.45m ³ 11,800kg	235SR	0.8m ³ 23,200kg



新低騒音機に認定 排ガス対策機に認定



- 狭所性、安全性、修繕費低減などメリット多彩な後方小旋回フォルム。
- 超小旋回機同等の後端はみ出し量
60SR:0cm/115SR:14cm/135SR:18cm/235SR:12.5cm
- 標準機同等以上の安定性、パワーとスピード、作動範囲を実現。
- 広さ、静かさ、快適さも標準機同等の操作空間。
- 小旋回機でありながら標準機同等のメンテ性。
- 用途別のアタッチメント取り付けも容易。

お問い合わせ、カタログ請求は下記までご連絡ください。

神鋼コベルコ建機 ショベル営業企画室
〒103-0027 東京都中央区日本橋1丁目3番13号 ☎03-3278-7116

「安全」と「使いやすさ」を カタチにしました。

重量物盛り替え作業用ミニクレーン

作業現場のニーズから誕生したミニクレーン。
安全・効率作業を実現する
アイチならではの機能が満載。



バツグンの機動力と操作性。
資材や機材類をパワフルに吊り上げます。

- ビル建設工事、下水道工事、地下鉄工事など、狭い空間でも機動力を発揮。行微操作性もクラス最高です。
- 未整地の現場でも優れた走破性を発揮するクローラ式。吊り上げながらの行も、安定して行えます。
- 4段ブームの採用により、地上揚程9.3m、作業半径8.6mのワイドな作業範囲を実現。さらにモーメントリミッター装置を搭載し、安全かつ最大限の作業半径を確保します。
- 車幅1.74m、全長4.03mのコンパクトサイズ。今まで人手に頼っていた現に進入し、作業をこなします。
- 操作レバーの動作パターンが切換え可能(オプション)ですから、手慣れた作感覚でオペレーションできます。

ミニクレーンFR-300 ●最大地上揚程=9.3m
●最大作業半径=8.6m
●クレーン容量=2.9×1.55ton

販売代理店
ユアサ商事株式会社
YUASA TRADING CO., LTD.

製造元
株式会社アイチコーポレーション
営業本部 〒362-8550 埼玉県上尾市領家1152 ☎048(781)114

厚生年金基金加入で 豊かな老後設計を

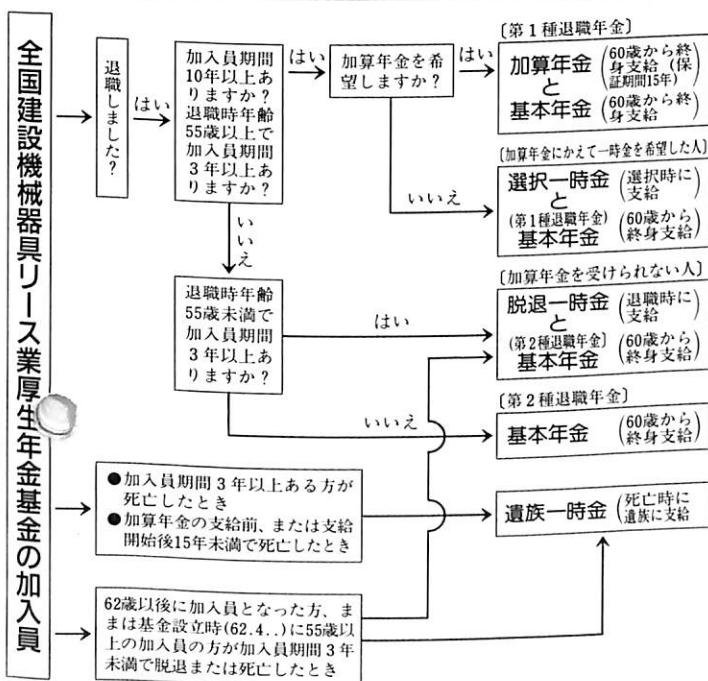
国の老齢年金部分より多い年金を受取るための制度です。人生80年時代に備え、国の年金と並んで老後生活を支える支柱として、加入される方々が年毎に増えております。



社員の方々には
＝老後の安心を＝
企業にとっては
＝人材確保と繁栄を＝

当基金では、年金、一時金の支払いのほか、各種福祉事業を行っております。
厚生年金基金についてのご質問、ご相談は下記までお問い合わせ下さい。

あなたはこんな給付が受けられます



[注]

- 基本年金(基本部分の給付)については、加入員期間が10年未満で退職時の年齢が55歳未満の場合は、厚生年金基金連合会に支給義務が移転し、同連合会から支給されます。
- 前記のうち、加入員期間が3年以上10年未満の方は、本人の選択により、脱退一時金にかえて年金として受けることができます。(基本加算金といい、前記の連合会から支給されます。)
- 基本年金および加算年金については、60歳以後も加入員である場合は、退職(65歳に達したため基金からの脱退を含む)したときから支給されます。
- 基本年金については、加入員であっても国の「老齢厚生年金」が受けられるようになったときは、そのときから受けられます。
- 加算年金については、現在の会社を退職し、当基金の加入員でなくなった場合には、たとえ他に勤務していても60歳以後支給されます。

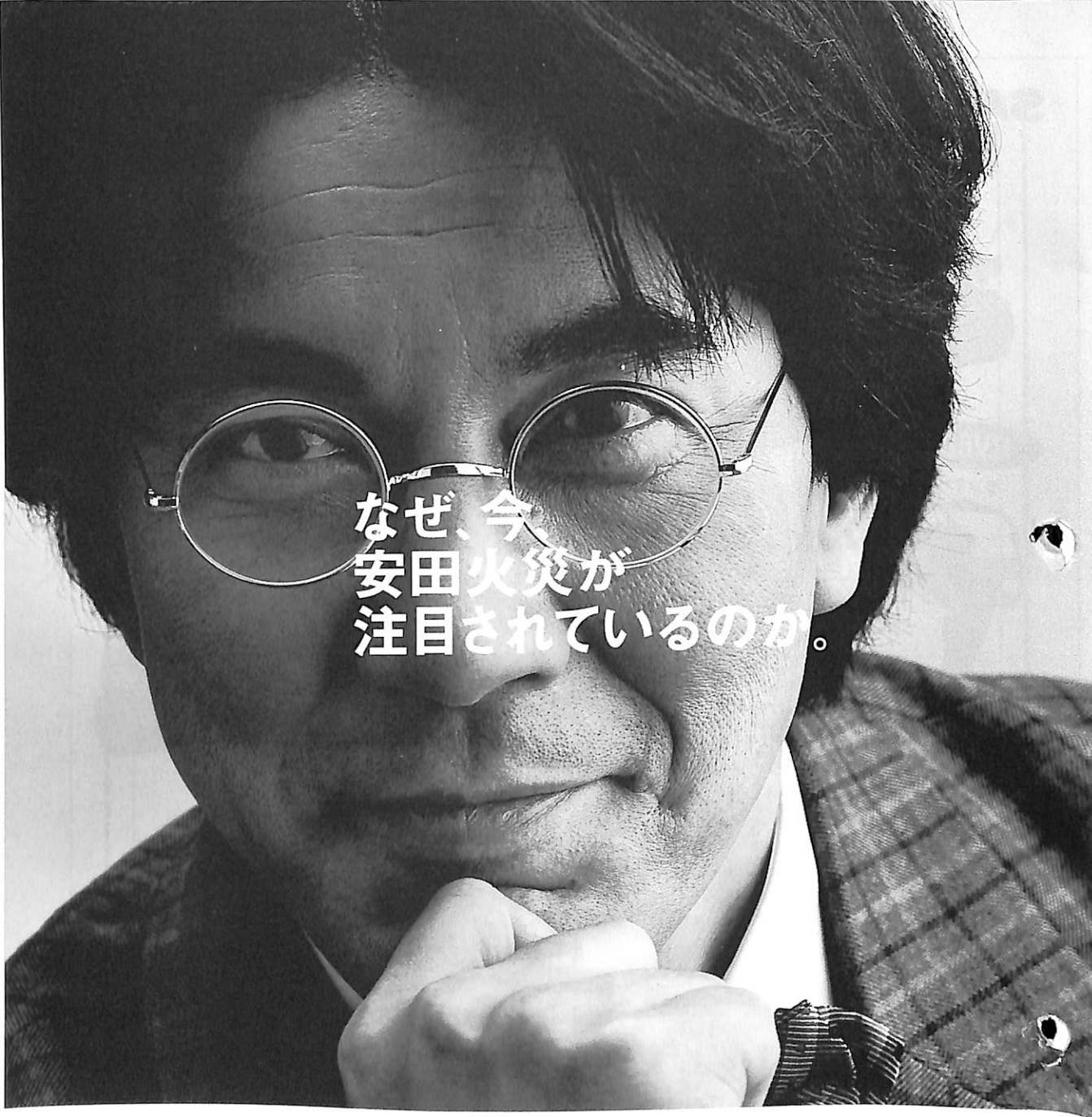
年金一口メモ

加算年金の15年保証期間つきとは……
●基金から支給される加算年金は終身年金ですから、本人が生存する限り支給されます。しかし、年金受給期間が15年未満で本人が亡くなった場合には、15年から受給済期間を差し引いた期間相当分を遺族一時金として支給するという仕組みになっています。つまり15年間は完全に受給権が保証されるというものです。

全国建設機械器具リース業厚生年金基金

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 2-7-5
明治生命飯田橋ビル 5階

TEL 03(3230)3871~2



なぜ、今、**安田火災**が注目されているのか。

社会が大きく変わっていく中で、保険会社はどうあるべきか。重要なのは、お客様にとって何が大切かを、いちばんに考えること。安田火災は、総合力に支えられた信頼を絆にして、お客様の生活に、人生に、しっかりとお応えしていこうと考えています。万一の事故をスムーズに解決するための、全国250以上のサービスセンターネットワーク。約5,000人の事故対応スタッフ。スピーディで丁寧な解決を目指します。また、保険自由化の進展の中で、ニーズに応える商品開発力。INAひまわり生命との提携による、生命保険事業への独自の取り組み。そして、全国約77,000の代理店。コンサルティングを通して、お客様ひとりひとりのライフステージに合わせた保険を提案していきます。新しい保険の時代、それは私たちが待ち望んでいた時代。私たちはこれからも、私たちのすべてを通して、お客様をサポートしていこうと考えています。これからも安田火災にご期待ください。

保険は、総合力で選ばれる時代へ。

米安田火災

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 営業開発第一部第一課 TEL03(3349)3210

いろいろな現場で使えるね!

標準機なみたね。

作業範囲も広いね。

安定性、バランスがいいな。

後ろも気にならず安心だね。

はらたいら

あらゆる現場にぴったりフィットの
3タイプ・ワイドバリエーション・全8機種

汎用小旋回機

320B U

超小旋回機

308B SR

後方小旋回機

313B CR

小旋回機フルラインナップでますます充実のCAT®レガBシリーズ!

320B U/320B LU	308B SR	313B SR	308B CR	NEW 313B CR	NEW 321B CR/321B LCR
汎用小旋回機 ●バケット容量 0.8m³ ●後端旋回半径 2,000mm ●運転質量 21,950kg ※数値は320B U	超小旋回機 ●バケット容量 0.28m³ ●後端旋回半径 1,140mm ●運転質量 8,000kg	超小旋回機 ●バケット容量 0.45m³ ●後端旋回半径 1,390mm ●運転質量 13,150kg	後方小旋回機 ●バケット容量 0.28m³ ●後端旋回半径 1,210mm ●運転質量 7,650kg	後方小旋回機 ●バケット容量 0.45m³ ●後端旋回半径 1,460mm ●運転質量 12,750kg	後方小旋回機 ●バケット容量 0.8m³ ●後端旋回半径 1,600mm ●運転質量 21,900kg ※数値は321B CR

新キャタピラー三菱

教育宣伝センター 神奈川県相模原市田名3700 〒229-1192 TEL 042-763-7138

【新キャタピラー三菱販売会社グループ】

北海道キャタピラー三菱建設機販売㈱ TEL(011)881-6612	北陸キャタピラー三菱建設機販売㈱ TEL(025)266-9181	四国 機器 ㈱ TEL(087)836-0363
東北建設機械販売㈱ TEL(0223)22-3111	東海キャタピラー三菱建設機販売㈱ TEL(0566)98-1113	四国建設機械販売㈱ TEL(089)972-1481
東関東キャタピラー三菱建設機販売㈱ TEL(0471)33-2111	近畿キャタピラー三菱建設機販売㈱ TEL(0726)41-1125	九州建設機械販売㈱ TEL(092)924-1211
西関東キャタピラー三菱建設機販売㈱ TEL(0426)42-1115	中国キャタピラー三菱建設機販売㈱ TEL(082)893-1112	牧港自動車 ㈱ TEL(098)861-1131

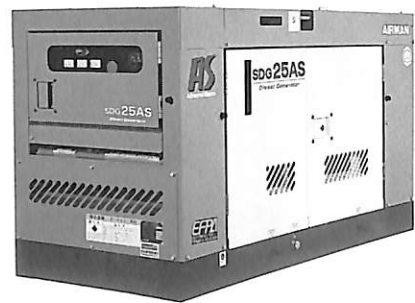
CATERPILLAR (キャタピラー)及びCATはCaterpillar Inc.の登録商標です。REGAは、新キャタピラー三菱株式会社登録商標です。

エンジンコンプレッサ



アフタケーラ仕様
PDS125SC

エンジン発電機



極超低騒音型
SDG25AS

AIRMAN®

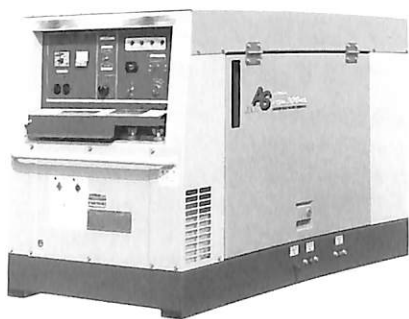
エアマンの製品が
“まちの未来、くらしの未来。”
をサポートします。

極超低騒音型
PDW300AS

後方小旋回
AX50u



ミニバックホー



エンジン溶接機

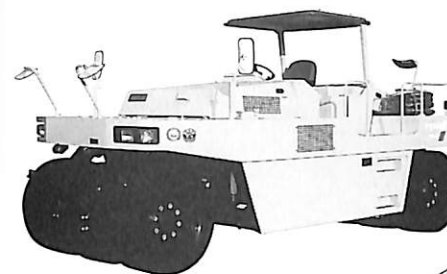
主要製品 ● エンジンコンプレッサ ● モータコンプレッサ ● エンジン発電機 ● ミニバックホー ● 投光機 ● エンジン溶接機 ● 振動ローラ

北越工業株式会社

東京本社: 〒160-0023 東京都新宿区西新宿 1-22-2 新宿サンエービル
阪支店: 〒566-0055 大阪府摂津市新在家 2-32-13

Tel(03)3348-7251 Fax(03)5322-8551
Tel(06)6349-3631 Fax(06)6349-1141

SAKAI®



TZ600
タイヤローラ
(キャノピタイプ)



RV60
ランマ



HV60ST
ハンドガイドローラ



TW500W-1
振動ローラ



PT310
アスファルトフィニッシャ



ER550F
ロードカッタ



PC60
プレートコンパクタ



SKW 酒井重工業株式会社

本社 〒105-0012 東京都港区芝大門1-4-8 浜松町清和ビル ☎(03) 3434-3401 (代)
札幌営業所 仙台営業所 北関東営業所 南関東営業所 名古屋営業所 北陸営業所
大阪営業所 広島営業所 四国営業所 福岡営業所 プロダクトサポート部 研修センター

道づくりは、
常にサカイの技術が
リードします。

YANMAR



超小旋回

Σ SERIES

シグマ

新世代Σブームが超小旋回機を変えた。

超小旋回機 concepts を打ち破る
ヤンマー独創のΣブーム搭載。

Σブームだから、ここが違う

- ① 作業範囲拡大。特に左オフセット時の深掘りに威力を発揮。
- ② 荷台上土ならしが隅々まで容易。
- ③ オペスペースが広くて快適。
- ④ マイコンレスでバケット干渉を防止。



B3Σ B6Σ 誕生

B3Σ ●エンジン出力: 25馬力 ●バケット容量: 0.08m³ ●掘削深さ: 3000mm ●フロント旋回半径: 850mm ●機械重量: 2980kg
B6Σ ●エンジン出力: 37馬力 ●バケット容量: 0.20m³ ●掘削深さ: 4150mm ●フロント旋回半径: 1025mm ●機械重量: 5100kg

ヤンマー-超小旋回バックホー

ヤンマー-ディーゼル株式会社 建機事業部
大阪市北区茶屋町1番32号 (〒530-8311) TEL(06)6376-6250 FAX(06)6373-1124

- ヤンマー-ディーゼル建機販売会社
- 北海道ヤンマー株式会社 … TEL(011)898-8001
 - ヤンマー-東北建機株式会社 … TEL(022)259-7201
 - ヤンマー-関東建機株式会社 … TEL(03)3815-0700
 - ヤンマー-中部建機株式会社 … TEL(05679)5-5355
 - ヤンマー-西日本建機株式会社 … TEL(06)6783-2391
 - 四国ヤンマー株式会社 … TEL(087)874-9112
 - ヤンマー-九州建機株式会社 … TEL(092)474-3361

TADANO

高所作業車はタダノ。

UFO移動 さらに進化。

UFO移動=Unlimited (制限のない) Free (自由な) Orientation (方向) の略。
あらゆる方向へ自由に高所移動できることを意味します。



性能アップと機種充実で、
高所移動がますます自由になりました。

垂直方向へ、水平方向へ、斜め上下方向へ、簡単なレバー操作でデッキがすっと直線移動。高所をまさに思いのままに移動すること「UFO移動」を可能にしたタダノのスーパーデッキが、使いやすさを大幅に高めて新登場しました。あらゆる方向へのデッキ移動をいっそう滑らかにする「自己調整ファジィ制御」(機械振興協会賞受賞)の採用は、進化の一例。また、トラック架装全型式の積載荷重を1,000kgにアップするなど使う立場になった製品づくりを徹底。ビル建設に、高架工事に、地下道の照明取り付けに、塗装工事に…さまざまな現場の高所作業で威力を発揮するスーパーな一台です。

デッキ型高所作業車

スーパーデッキ



AT-100S	AT-120S	AT-150S	AT-200S
■最大地上高…9.9m	■最大地上高…12.0m	■最大地上高…14.6m	■最大地上高…19.7m
■積載荷重…1000kg	■積載荷重…1000kg	■積載荷重…1000kg	■積載荷重…1000kg
■架装シャシ…2.0t車載	■架装シャシ…3.0t車載	■架装シャシ…3.5t車載	■架装シャシ…3.5t車載

株式会社 タダノ 本社/香川県高松市新田町甲34番地 TEL.(087)839-5555(代表)
東京事務所/東京都墨田区亀沢2丁目4番12号タダノ両国ビル TEL.(03)3621-7777(代表)

スーパーデッキに関するお問い合わせは…
阪神第3部(高松)087(839)5588 首都圏(東京)03(3621)7730 北海道(札幌)011(861)9030 東北(仙台)022(288)5550 北関東(水戸)029(244)3051 関東(上尾)048(772)7777
北陸(富山)0764(36)1555 名古屋0586(76)1181 大阪06(6746)8731 四国(高松)087(839)5777 中国(広島)082(884)0255 九州(福岡)092(503)7821

